

第2次光市教育振興基本計画（案）

令和4年 月
光市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定について 1

- 1 策定の背景 1
- 2 位置付け 2
- 3 計画期間 2

第2章 基本的な考え方 4

- 1 本市の教育をめぐる状況 4
- 2 教育理念と教育目標 17
- 3 「教育ブランドひかり」 その先へ 18

第3章 施策の展開 21

施策の体系 21

1 未来社会を自立的に生きる力を育む教育の推進 23

<具体的施策>

- 1-1 コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進 24
- 1-2 幼児教育・保育環境の充実 25
- 1-3 確かな学力を育む教育の推進 27
- 1-4 豊かな心を育む教育の推進 29
- 1-5 健やかな体を育む教育の推進 32
- 1-6 学校における人権教育の推進 34
- 1-7 一人ひとりを大切にする特別支援教育の推進 35
- 1-8 多文化共生社会に向けた教育の推進..... 36

2 学校・家庭・地域のつながりを活かした教育の推進 37

<具体的施策>

- 2-1 次世代型コミュニティ・スクールの充実 38
- 2-2 地域ぐるみの子育て支援の充実 39
- 2-3 家庭教育支援の充実 41
- 2-4 社会教育活動の支援 42
- 2-5 光市民憲章の普及・啓発 43
- 2-6 青少年健全育成の推進 44
- 2-7 青少年関連施設の管理・運営 46

3 生涯にわたって自己の可能性を広げる環境づくりの推進	47
＜具体的施策＞	
3-1 まなぶ・いかす・すすめる生涯学習社会の推進	48
3-2 地域社会における人権教育の推進	50
3-3 地域文化の保存・活用・継承	51
3-4 芸術・文化活動の振興と活性化	53
3-5 歴史・文化施設の利用促進と環境整備	54
3-6 市民の身近にある図書館の運営と充実	55
3-7 スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実	57
3-8 スポーツ施設の活用と充実	59
4 社会の変化を見据えた教育環境の整備・充実	60
＜具体的施策＞	
4-1 将来に向けた教育環境の整備	61
4-2 安全・安心な学校づくりの推進	62
4-3 質の高い教育環境の整備・充実	63
4-4 健やかな心と体を育む学校給食の充実	65
4-5 就学の支援	66
4-6 教職員の資質・能力の向上	67
4-7 学校における働き方改革の推進	68
4-8 教育に関する先導的調査研究の推進	69

第4章 計画の推進に向けて 70

1 連携と協働による推進	70
2 進行管理	70

第1次計画の成果・検証 71

資 料 編 89

1 第2次光市教育大綱	89
2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿	89
3 第2次光市教育振興基本計画策定経過	89
4 用語解説	89

※本編本文中、後ろに数字の付いている用語は、用語解説に説明があります。

第1章 計画の策定について

1 策定の背景

国においては、平成18年に改正された教育基本法(以下「法」という。)第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定され、同条第2項では、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされました。

また、平成27年に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、地方公共団体の長は、法第17条第1項の規定に基づき策定された国の教育の振興に関する施策における基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

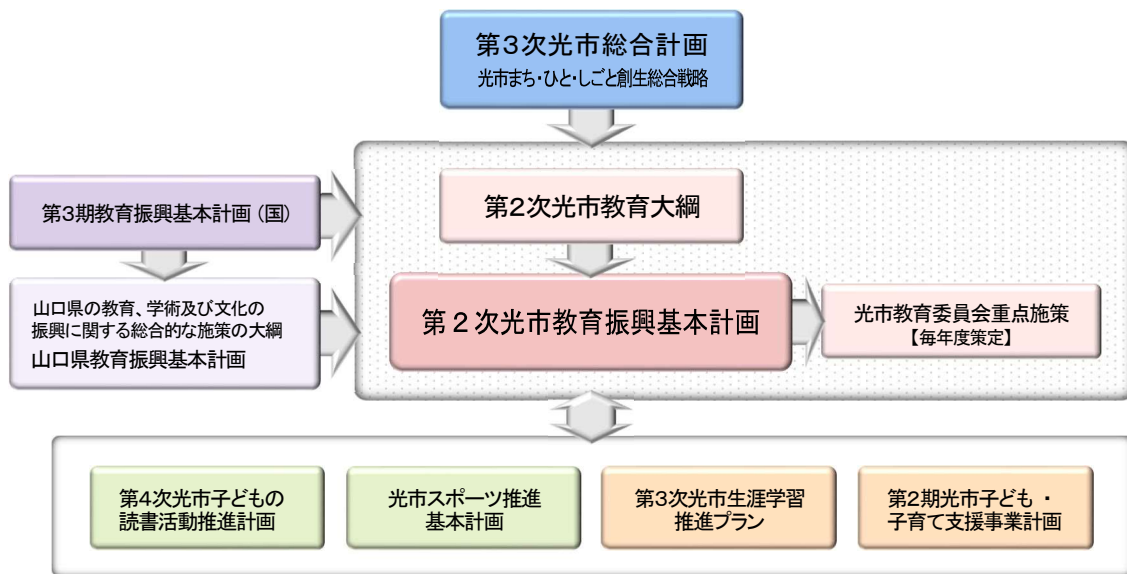
このような状況を踏まえ、光市では、平成29年3月に光市教育大綱を策定し、本市教育の根幹となる基本理念や教育目標等、進むべき施策の方向性を明らかにするとともに、続く平成30年3月に、その実現に向けた各教育施策を総合的・計画的に推進するための指針となる光市教育振興基本計画(以下「第1次計画」という。)を策定して、社会総掛かりによる人づくりの実現を図るべく、教育理念「連携と協働で育む 光の教育」を掲げ、本市教育の振興に取り組んできました。

この間、人工知能(AI)をはじめとする技術革新やグローバル化の加速度的な進展、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、社会の変化が激しく将来を予測することが困難な状況において、未来を担う子どもたちが、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その実現において教育が果たす役割がこれまで以上に重要となっています。

こうした中、光市教育委員会では、第1次計画が計画期間の満了を迎えることから、これまでの成果及び課題、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、第2次光市教育振興基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 位置付け

本計画は、法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、光市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。また、第2次光市教育大綱³³を計画の中核とし、本市の最上位計画である第3次光市総合計画³⁶の教育分野に関する内容を、より具体化して整理したものです。



3 計画期間

本計画の期間は、第3次光市総合計画及び第2次光市教育大綱の計画期間に合わせて、令和4年度を始期、令和8年度を終期とする5年間とします。

H29	H30	H31/R1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次光市総合計画					第3次光市総合計画 光市まち・ひと・しごと 創生総合戦略					
光市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略			期間延長							
光市教育大綱					第2次光市教育大綱					
光市教育振興基本計画					第2次光市教育振興基本計画					

計画とSDG sとの関連

～ゆたかな地球を未来につなぐ 17 の目標～

SDG sは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、平成 27 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される 2030 年（令和 12 年）までの国際目標です。

本計画では、SDG sに掲げられた目標「4 質の高い教育をみんなに」を中心として、本市の教育理念キーワード「連携と協働」のもとに持続可能な社会の創り手の育成に向けた教育政策を一体的に推進します。



【SDG sの17の目標】

【目標 1】 貧困をなくそう

【目標 2】 飢餓をゼロに

【目標 3】 すべての人に健康と福祉を

【目標 4】 質の高い教育をみんなに

【目標 5】 ジェンダー平等を実現しよう

【目標 6】 安全な水とトイレを世界中に

【目標 7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

【目標 8】 働きがいも 経済成長も

【目標 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう

【目標 10】 人や国の不平等をなくそう

【目標 11】 住み続けられるまちづくりを

【目標 12】 つくる責任 つかう責任

【目標 13】 気候変動に具体的な対策を

【目標 14】 海の豊かさを守ろう

【目標 15】 陸の豊かさを守ろう

【目標 16】 平和と公正をすべての人に

【目標 17】 パートナリシップで目標を達成しよう

第2章 基本的な考え方

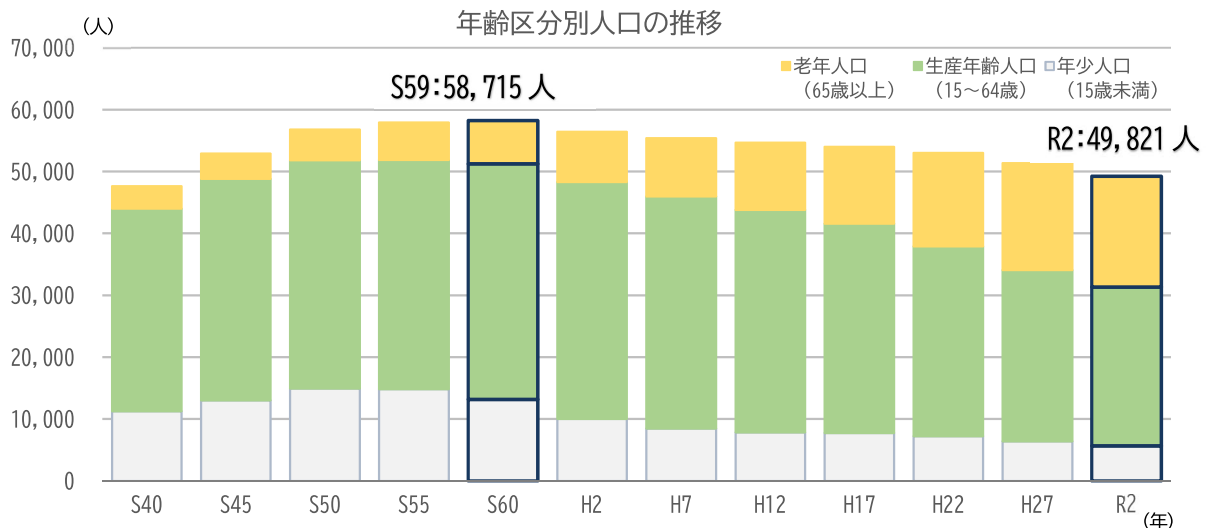
1 本市の教育をめぐる状況

(1) 教育を取り巻く状況

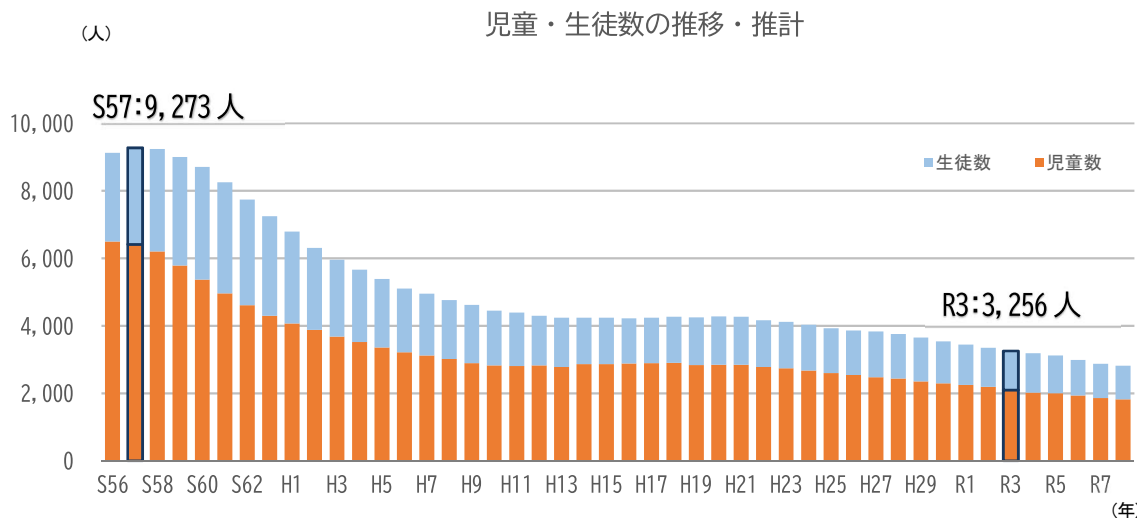
① 人口減少・少子高齢化の状況

本市の人口は、昭和59年の58,715人をピークに減少傾向に転じ、その後、緩やかな減少傾向を辿りながら、令和2年の総人口は49,821人となりました。年齢区分別では、15歳未満の年少人口が昭和50年にかけて増加したものの、令和2年には高齢人口の3分の1程度になっています。

児童・生徒数の合計は、昭和57年の9,273人をピークに減少を続けており、令和3年度にはピーク時の約35%の3,256人になっています。



【資料：国勢調査（R2 速報値）、山口県人口移動統計調査】



【資料：令和3年度までは学校基本調査による実数、令和4年度からの数値は就学率・進学率と「国立社会保障・人口問題研究所」が本市の総人口の推計を算出した際の減少率を基に推計したもの】

② 各中学校区の状況

【室積中学校区】

室積海水浴場から梶取岬までの本校区は、象鼻ヶ岬に代表される風光明媚を誇る自然景観と、350有余年続く早長八幡宮秋まつりなどの歴史と伝統が、脈々と息づく地域です。小・中学校両校が同じマークを掲げ一体感を醸し出すコミュニティ・スクール¹⁹の取組は、「日本一学びの好きな『むろづみっ子』の育成」を目標としています。1中学校区内に1小学校という強みを生かし、義務教育9年を貫く地域連携カリキュラムを基盤に小中合同学校運営協議会⁸で学校評価の一貫性にまで踏み込んだ議論を熱心に行うなど、地域をあげて子どもたちの育ちを見守る体制が整っています。

【光井中学校区】

本市の中央部に位置する本校区は、市民生活を支える各種公共施設が集中的に立地しています。

また、旧海軍工廠跡地に製鉄や製薬など基幹産業の工場が立地する地域です。終戦前日の空襲により失われた多くの命を悼み恒久平和を願う平和に関する学習は、一貫教育の目標「ともに伸びよう」の実現を支える礎となっています。1小学校と1中学校が近隣に位置する利点を活かした合同の学校運営協議会の取組は、主体性と創造性に富み、充実・進化を続けています。毎月3日と21日を「みついの日」と定め、定期的な挨拶運動を実施するなど、地域連携による持続性の高い協働活動が定着しています。

【浅江中学校区】

白砂青松の虹ヶ浜海岸を有する本校区は、世界的な技術を有する地元企業や複数の大規模店舗が立地する産業と経済の中心地域です。「気づき・考え・行動できる『浅江っ子』の育成」を一貫教育の目標に掲げ、小・中学校がそれぞれに築いた地域との強い「つながり」を活かした教育を推進しています。この『あさなえネット※』は、ニジガハマギクや松林の保全活動、あさなえ英会話等の地域学校協働活動を展開し、平成24年度に優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰を、平成27年度には山口県教育委員会から「『やまぐち型地域連携教育』に係る優良『地域協育ネット』」表彰を受賞するなど、コミュニティ・スクールの先進地として広く成果を発信しています。

【島田中学校区】

母なる島田川流域の広大な本校区は、本市最高峰虎ヶ岳に連なる山々の麓に田園地帯が広がる豊かな自然と、島田人形浄瑠璃芝居や周防柱松が継承される伝統文化が豊かな地域です。「島田川っ子サミット」と題し創造的な実践を展開する『島田川協育ネット※』の取組は、令和2年度に「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰を受賞しています。4小学校がそれぞれの地域性と教育資源を最大限に活用する取組は中学校の取組へとつながっており、地域による学校への積極的な働きかけが「地域とつながり、感謝や思いやりのある島田川っ子の育成」を支えています。

【大和中学校区】

本市北東部の本校区は、本州唯一の古代遺跡「神籠石^{こうごいし}」が散策できる石城山^{いわきさん}、維新の志士の一人である初代内閣総理大臣であった伊藤博文公の資料館を有し、悠久の時の流れを感じる地域です。「大きな和の里」構想のもと、伝統芸能の東荷神舞や石城太鼓などを伝承する取組をはじめ、4小学校が地域性豊かな学びを中学校の学びへと有機的につなぐ地域連携カリキュラムを通して「大和を愛し未来にはばたく大和っ子の育成」を目指しています。中学生による母校での「はじけるSMILEあいさつ運動」がコミュニティセンター²⁵の支援で定着するなど、義務教育9年間の学びと育ちを『やまとネット※』が支えています。

※『〇〇〇ネット』：各中学校区で形成する、地域ぐるみで子どもを育む仕組み「地域協育ネット」の呼称。

(2) 本市教育の特色

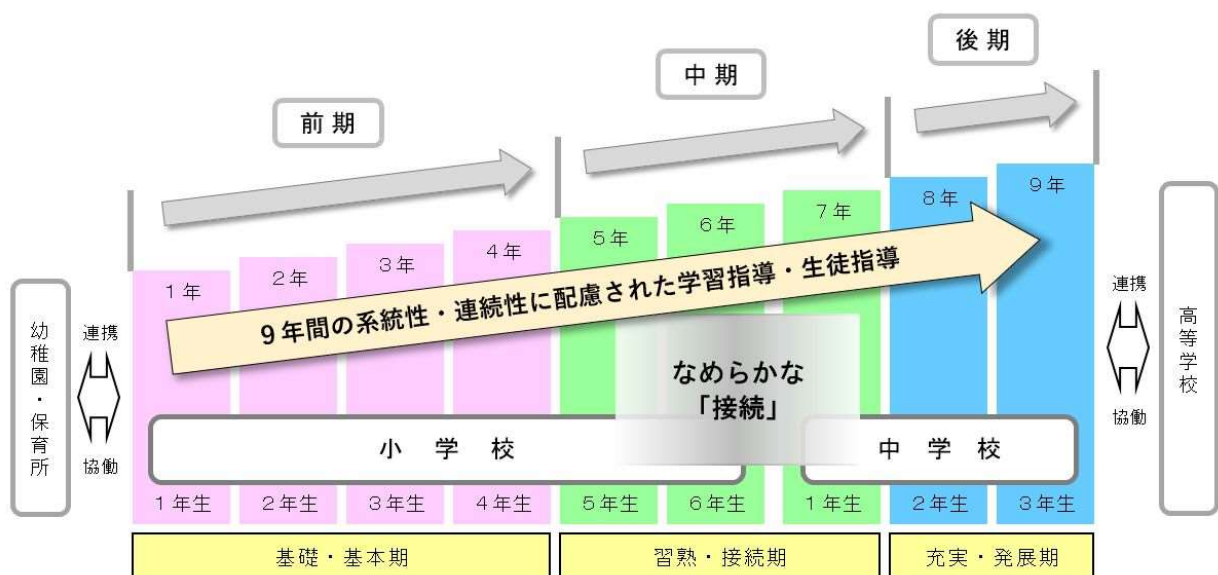
本市では、全ての市立小・中学校がコミュニティ・スクール¹⁹の仕組みを通して、学校・家庭・地域が一体となって、「連携と協働」の視点を大切にした教育を推進しています。

この「連携と協働」を重視する教育振興の理念は、本市における教育施策推進の基本となるものであり、本市が掲げる教育理念のキーワードとして社会総掛かりによる人づくりを進めています。

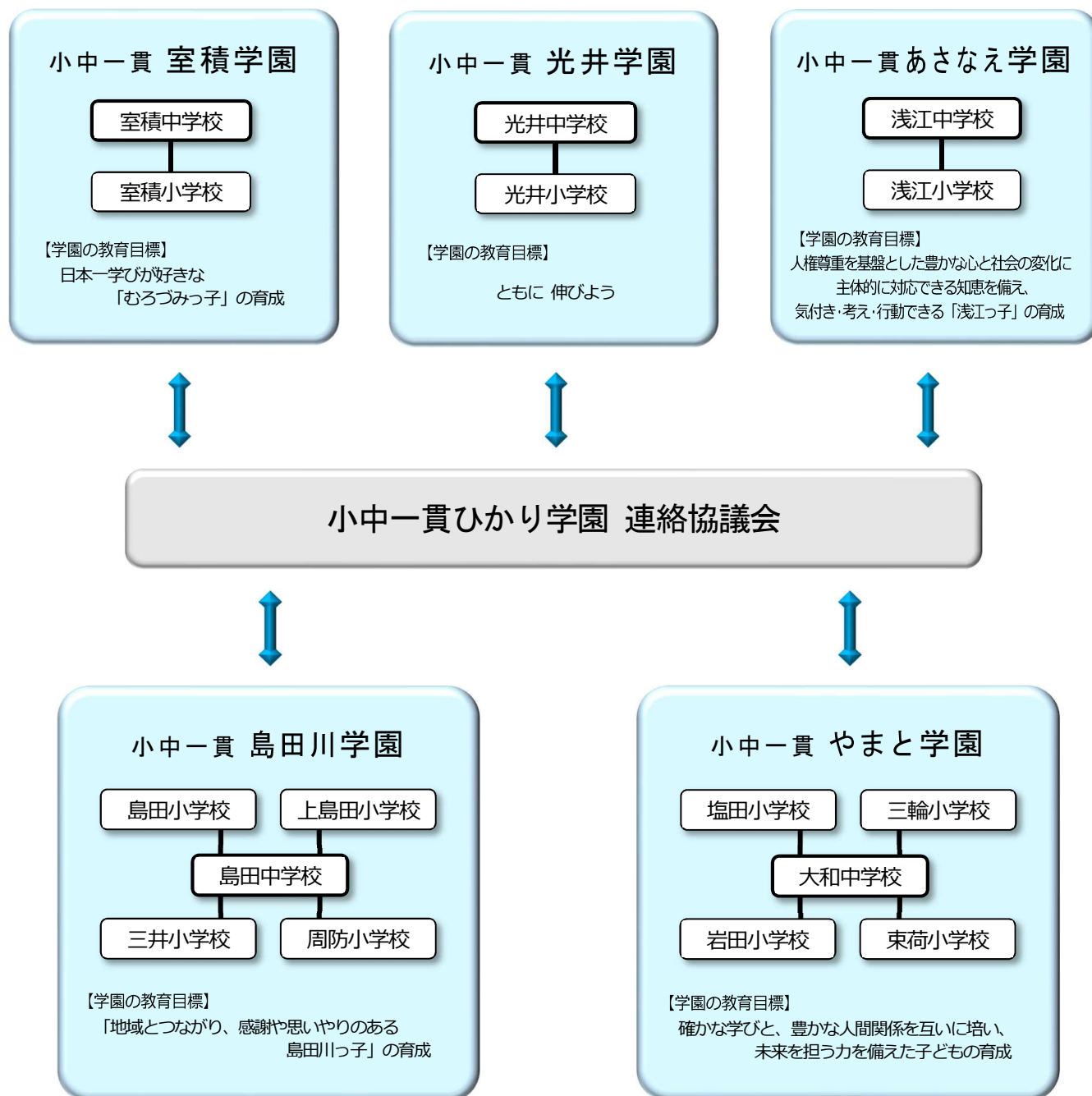
① コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育²⁷

- 本市では、組織上独立した小学校及び中学校での義務教育の6・3制を維持したまま、現状の施設を活用しながら、現在の中学校区をひとまとまりとして、確かな「学び」と豊かな「育ち」を支える小中一貫教育を行っています。
- 小学校6年、中学校3年の既存の枠組みの中で、義務教育9年間を「前期（小学1年～4年）」「中期（小学5年～中学1年）」「後期（中学2年～3年）」の3つのステップで捉え、それぞれの段階で育てたい力や指導の方向性を明らかにするとともに、特に小学校と中学校の「なめらかな接続」に配慮する「中期」に重点を置きながら、9年間を見通した継続的・計画的な取組を進めています。
- 中学校区における小学校と中学校の一体感を高める「学園」構想（愛称）の展開を通して、学校と家庭、地域が15歳の子ども像等、目指す方向を共有しながら、校区の特色を活かした「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」を推進するとともに、各中学校区の「学園」を総括した本市の小中一貫教育の全体像を「小中一貫ひかり学園」と総称し、諸施策を通して教育の新たな魅力を生み出し、本市ならではの小中一貫教育の推進を図っています。

<「つながり」を重視した系統的な教育活動の展開>



<小中一貫教育の推進体制>



◆ 各「学園名」は、中学校区の小学校と中学校の一体感を高める学園構想を展開する上での「愛称」です。

■ 小中一貫ひかり学園 連絡協議会

本市の小中一貫教育の推進に係る内容や方向性について協議します。また、各中学校区の実践について情報交換や共有化をとおして、小中一貫教育の円滑な実施を図ります。

② ICT⁶⁸を活用した新たな学び

- 本市では、令和3年1月より、光市立小・中学校においてLTE⁶⁹通信に対応している学習用コンピュータ（タブレット³⁸）を採用し、全ての児童生徒が、タブレット端末を活用できるよう整備を行いました。学習活動への導入にあたっては、行政職員・教職員・民間企業等で構成する専門家研究組織「光市教育先端技術チーム（HEAT⁶⁷）」によって、協働的な学びを支援するアプリケーションや個別最適化を実現する学習支援サービス等の選定を行い、様々な学習の場面において活用しています。
- 1人1台端末（タブレット）の授業における効果的な活用のために、教職員のICT活用指導力の向上にかかる研修会を適宜実施するとともに、光市教育開発研究所⁴⁸において、ICT環境を活用した指導方法に係る授業実践研究を行い、その情報を蓄積、共有しています。
- ICT環境を活用した授業では、画像や映像などの資料を効果的に提示して一人ひとりに課題を明確につかませたり、子どもたちがプレゼンテーション機能などを活用して、わかりやすい説明や効果的な表現をしたりする学習活動を展開しています。また、オンライン会議システムを用いた他校との協働的な学びの機会の創出も積極的に行っています。

③ イングリッシュプラン光³

- 小・中学校9年間の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」のカリキュラム開発実践を通して、グローバル化の進展に対応する英語学習の構築を行い、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いてコミュニケーションを行うことのできる能力の育成を行っています。また、本市独自の取組として、小学校低・中・高学年の全ての外国語授業にALT（外国語指導助手）を配置し、生きた英語に触れる機会を充実させています。
- 英語に対する興味・関心を高め、英語を使ったコミュニケーション活動を集中的に行う機会を提供するために、日帰り英語体験型ワークショップを実施し、実践的コミュニケーション能力の育成を目指しています。
- 英語推進教員の学校巡回訪問による研修や、英語に関する各種研修会の充実により教職員の専門性向上を図るとともに、小・中学校のつながりによる学習過程の共有や、スモールトーク³¹、クラスルームイングリッシュ¹⁷を通じた表現活動の充実により、系統性のある英語教育を展開しています。



②ICTを活用した新たな学び
～HEATの実践研究～



③イングリッシュプラン光
～授業の様子～

④ 家庭教育支援チーム¹⁴

- 核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化している中、地域の状況に応じて、子育て経験者や民生委員・児童委員など地域の身近な人たちが構成する「家庭教育支援チーム¹³」が、子育てに悩みや不安を抱える保護者や家庭を支援する活動を展開しています。
- 本市では、全ての中学校区に「家庭教育支援チーム」を設置し、家庭と学校・地域をつなぎ、相互の「連携と協働」により、保護者が安心して子育てや家庭教育を行えるよう、支援活動に取り組んでいます。
- 活動例として、就学時健診等を活用した「子育て講座」や「家庭教育サロン¹²」などを通して、子育てや家庭教育について気軽に相談できる場や、保護者同士のつながりができる環境づくりを推進しています。

⑤ 中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ⁴³

- 昭和 58 年に立ち上がった本市独自のこの取組は、中学生や高校生を対象に、地域社会の様々な行事や活動への参加・協力、集団の中でのふれあい活動や奉仕活動等を通して、青少年の望ましい仲間づくりを進め、社会参加の意義を体得させ、地域のリーダーとしての若い芽を育成することを目的としています。
- 中学生リーダー養成講座の対象は中学 1 年生です。この中学生リーダー養成講座を修了した受講生が、光ジュニアクラブに加入することができます。光ジュニアクラブは、原則として中学生リーダー養成講座修了者の中学 2 年生から高校生並びに高校生年齢相当で、ボランティア活動やリーダー活動に高い関心を持つ有志で構成されます。
- 近年、中学生リーダー養成講座に高校生等が運営に関わる場面が増えています。また、光ジュニアクラブを修了した大学生が講座を担当したり、本市の「成人のつどい」の運営をはじめ様々な行事に関わったりするなど、本取組が地域社会のリーダー育成につながっています。



④家庭教育支援チーム
～子育て講座～



⑤中学生リーダー養成講座
～様々な取組～

(3) 児童生徒の状況

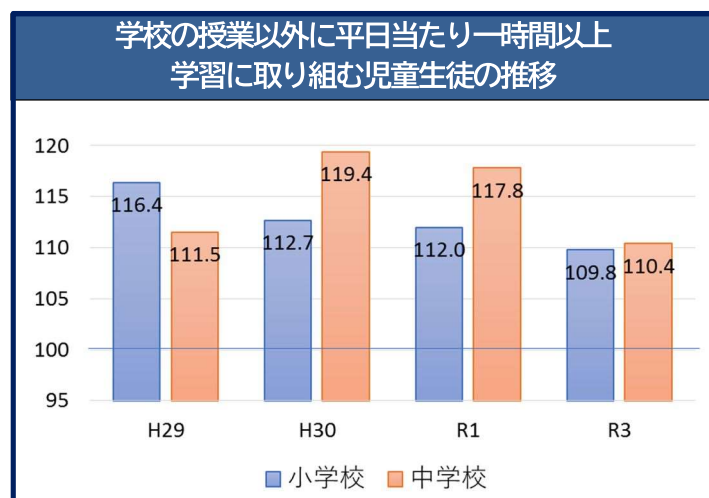
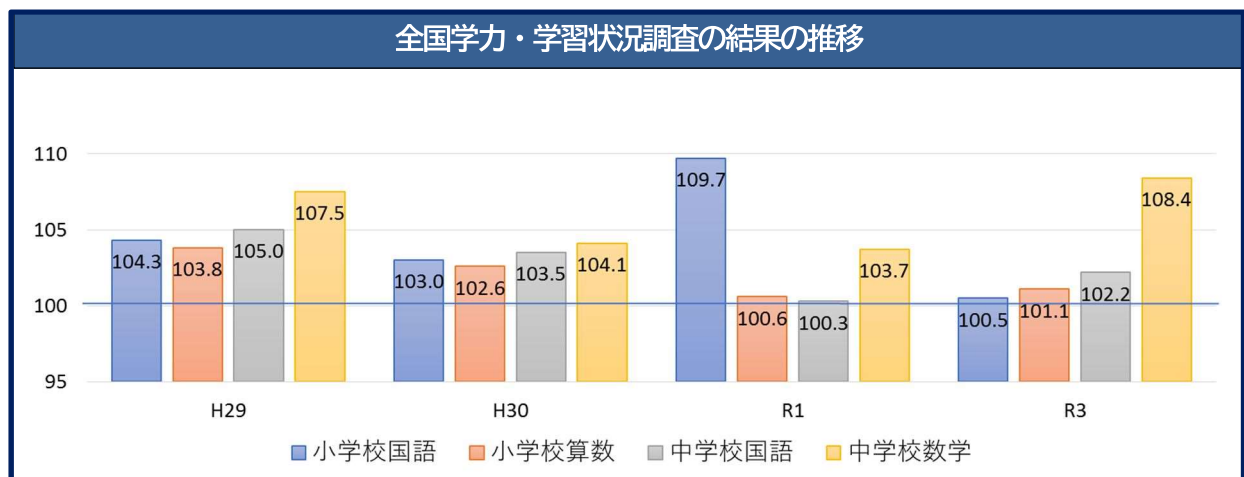
① 学力・学習の状況

【現状】

- 本市の全国学力・学習状況調査の結果をみると、平成29年度以降、国語と算数・数学の平均正答率については、小・中学校ともに全国平均を上回っています。
- 「学校の授業時間以外に、平日1時間以上勉強する児童生徒の割合」は、小・中学校で全国平均を上回っています。
- 中学校英語（これまで令和元年度のみ実施）については全国平均をやや下回っており、創意ある取組が求められます。

【課題】

- 読解力や、知識・技能を活用して思考・判断・表現する力に課題が見られることから、引き続き組織的な授業改善に取り組むとともに、家庭との連携を一層強化し、子どもたち一人ひとりの確かな学力の育成に取り組む必要があります。



※ 全国平均を100とし、数値の差を表したものの。(R2は未実施)

※ 全国学力・学習状況調査の結果について、H29、H30については、A・B問題の平均値を表示。

※近況値出典【年度：全国学力・学習状況調査【H29～R3】

② 生活の状況

【現状】

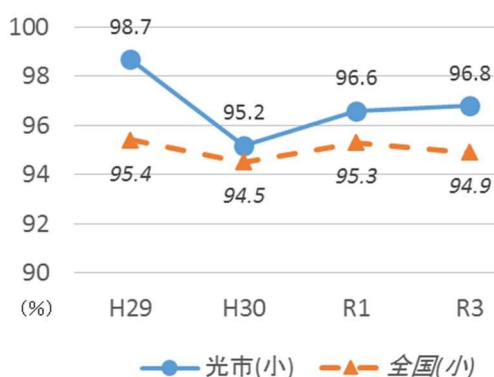
- 本市の小学校6年生、中学校3年生の生活の状況について、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、全国平均を上回っていますが、ゆるやかに減少しています。
- 毎日同じぐらいの時刻に寝ている児童生徒の割合は、小学校6年生、中学校3年生ともに80%程度であり、令和3年度において小学生は全国平均を下回りました。
- 平日に全く読書をしない児童生徒の割合は、小学校6年生で20%、中学校3年生でも40%程度と年齢が上がるにつれて増加傾向となっています。
- 体育の授業時間以外の1週間の運動やスポーツの時間は、小・中学校ともに全国平均よりは高いものの、減少傾向にあります。

【課題】

- 引き続き、朝食摂取率の向上や、規則正しい生活習慣について取組を継続するとともに、望ましい運動習慣を定着させ、子どもの健康づくり・体力づくりの基礎を培うことが必要です。
- 落ち着いて活字に触れる時間を捻出するなど、学校・家庭における読書習慣の定着に向けた取組が必要です。

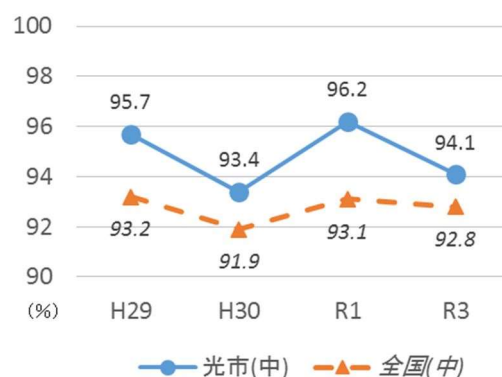
A 毎日朝食を食べている児童の割合

<小学校6年生>



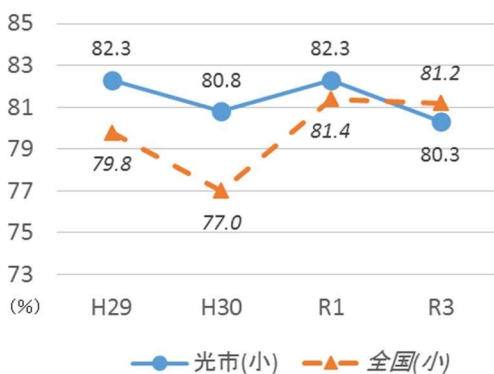
A 毎日朝食を食べている生徒の割合

<中学校3年生>



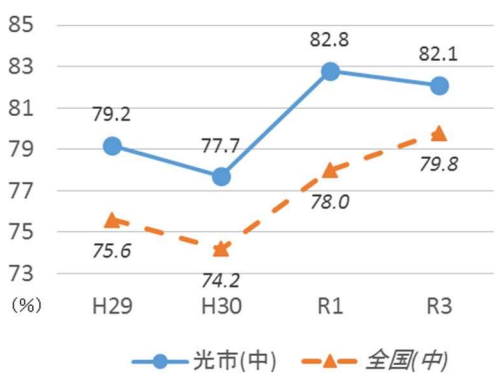
B 毎日同じぐらいの時刻に寝ている児童の割合

<小学校6年生>

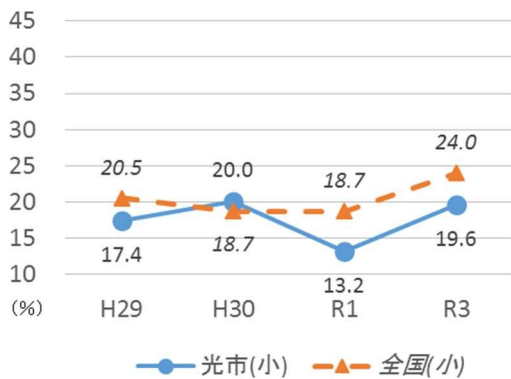


B 毎日同じぐらいの時刻に寝ている生徒の割合

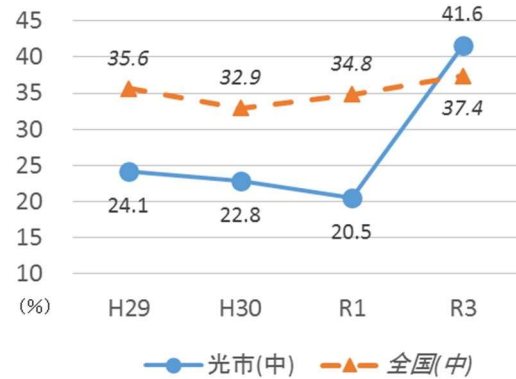
<中学校3年生>



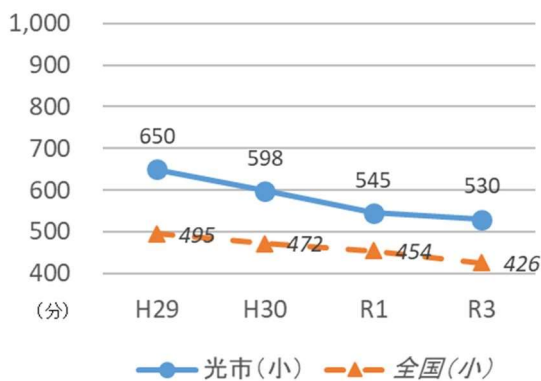
Ｃ 平日に全く読書をしない児童の割合
＜小学校6年生＞



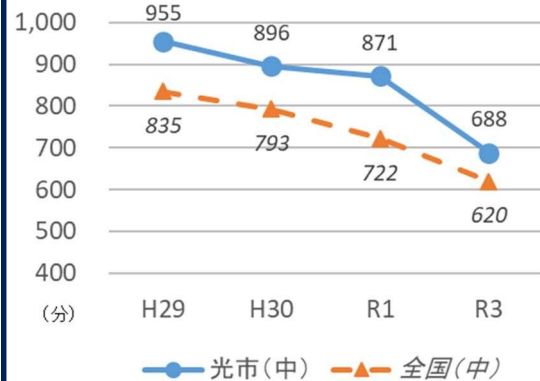
Ｃ 平日に全く読書をしない生徒の割合
＜中学校3年生＞



Ｄ 体育の授業時間以外1週間の運動やスポーツの時間
＜小学校5年生＞



Ｄ 体育の授業時間以外1週間の運動やスポーツの時間
＜中学校2年生＞



【ABC 資料：文部科学省 平成29年度～令和3年度「全国学力・学習状況調査」】

【D 資料：スポーツ庁 平成29年度～令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」】

③ 体格・体力の状況

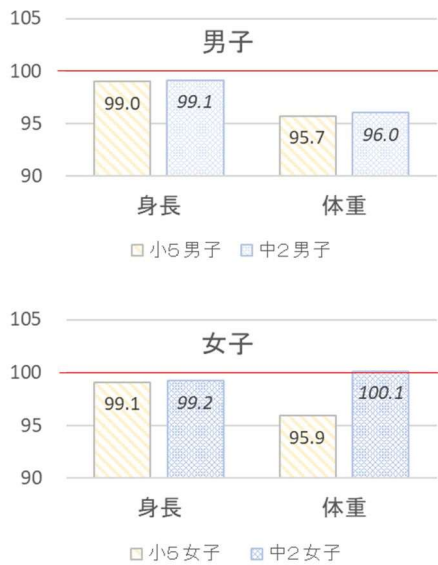
【現状】

- 本市の小学校5年生、中学校2年生の身長・体重については、男女ともにおおむね全国平均を下回っています。
- 平成29年度から令和3年度における体力合計点は小・中学校ともに多少増減していましたが、令和元年度から3年度にかけて下降しています。
- 体力の状況については、持久走や20mシャトルラン、反復横跳びの結果から、中学校においては、全身持久力や敏捷性が優れており、小学校においては、全身持久力に優れた傾向が見られます。握力や長座体前屈の結果から、筋力や柔軟性が全国と比較して低い状況にあります。

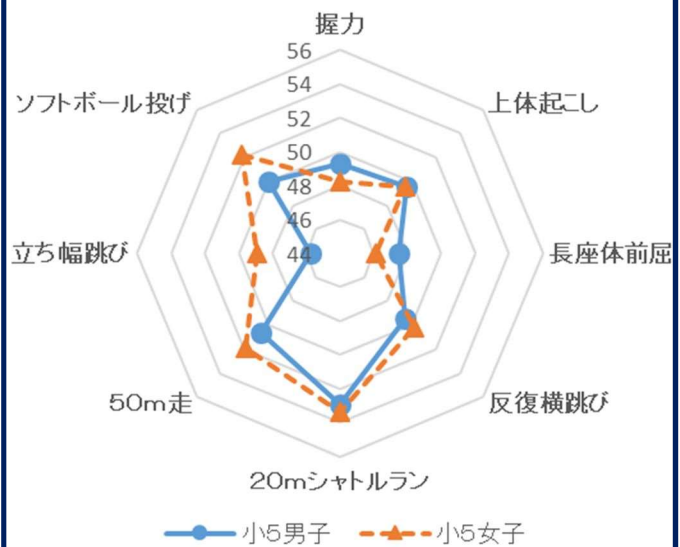
【課題】

- 筋力や柔軟性を高める運動等、バランスのとれた体力向上の取組が必要です。
- 小学校からの運動習慣の定着に向けた取組や多様な動きをつくる運動を経験する取組が必要です。

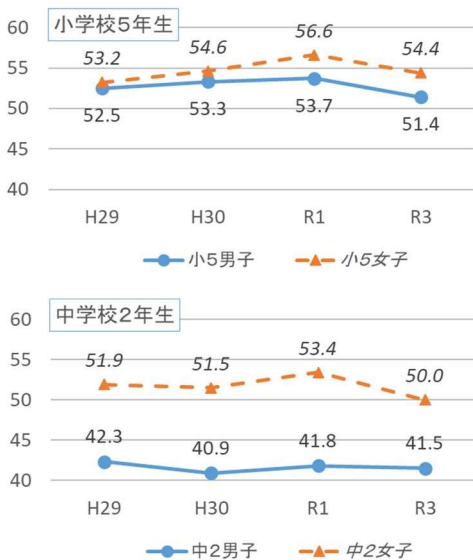
令和元年度 子どもの体格（小5・中2）
全国平均を100として基準化した数値



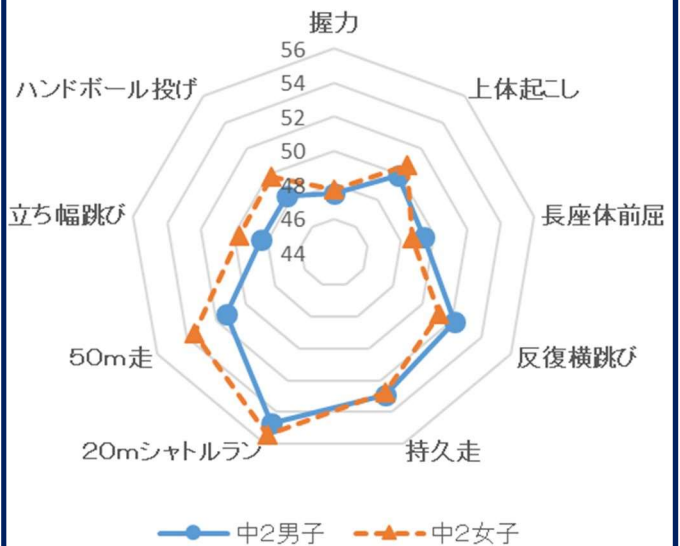
令和元年度 体力テスト項目別Tスコアの比較
(全国平均を50とする) 小学校5年生



体力合計点の推移（小5男女・中2男女）



令和元年度 体力テスト項目別Tスコアの比較
(全国平均を50とする) 中学校2年生



【資料：スポーツ庁 令和3年度「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」】

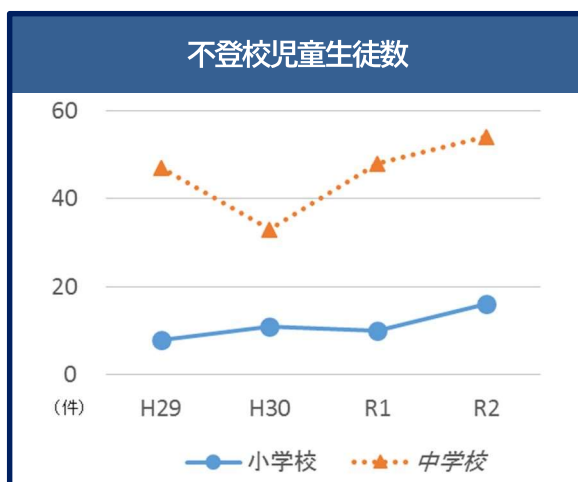
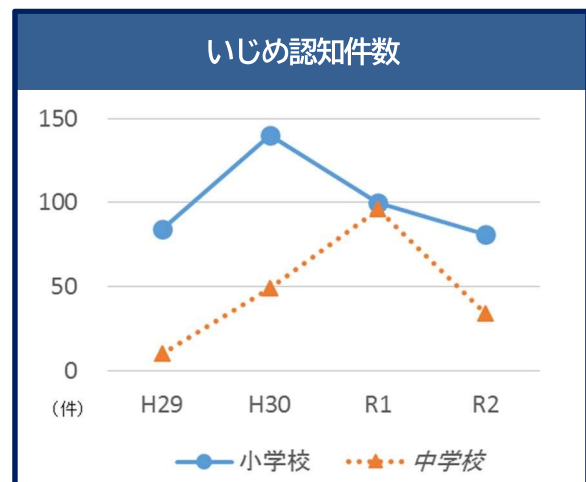
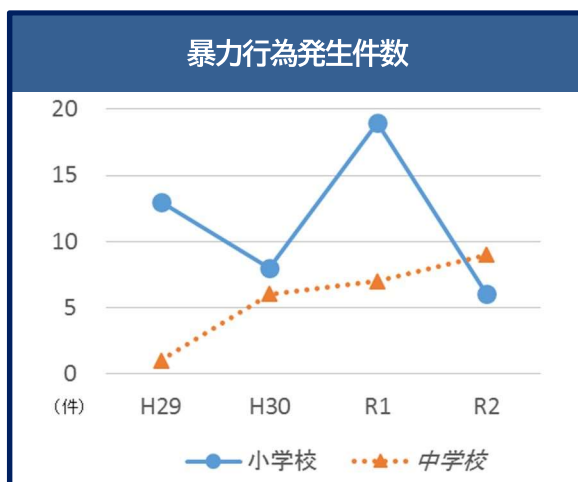
④ 生徒指導上の諸課題の状況

【現状】

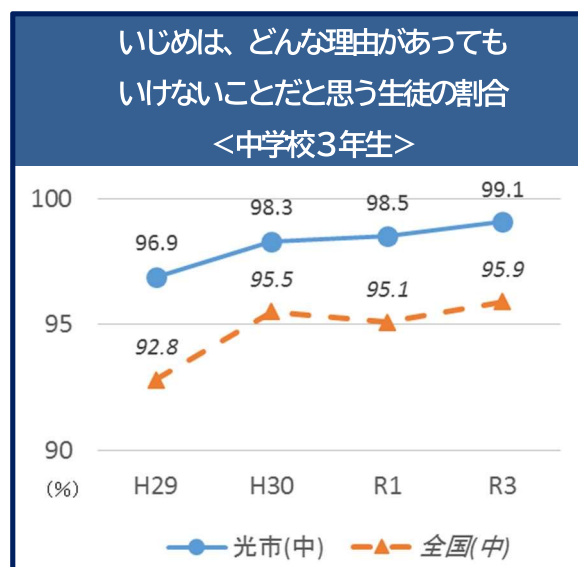
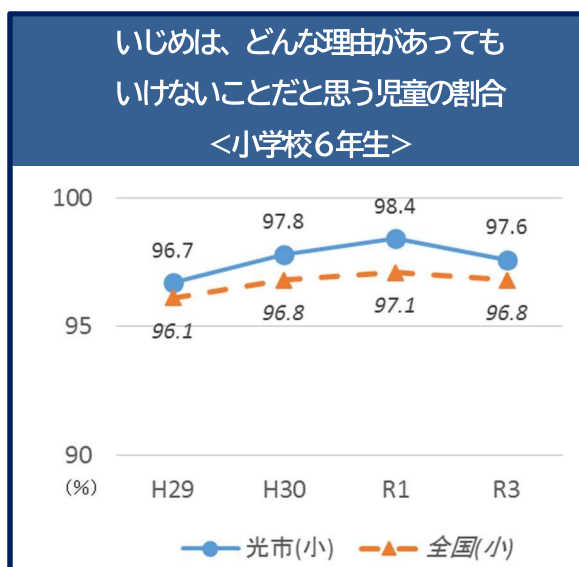
- 暴力行為発生件数は、年度により増減がありますが、おおむね全国の発生率を下回っています。同一の児童生徒が複数回にわたって衝動的に行うケースが見られます。
- いじめ認知件数は、年度により増減がありますが、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合」は全国を上回っています。
- 不登校の出現率は、全国的に増加傾向にあり、本市においても例外ではない状況にあります。

【課題】

- 暴力行為について、自分の思いを伝えられる表現力の育成や、人間関係づくりの活動、衝動的な行動を抑えるための感情をコントロールする方法の学習等、未然防止の取組が必要です。
- いじめ、不登校について、早期発見、早期対応の取組が引き続き必要です。
- 小学校高学年から中学校にかけて不登校児童生徒数が増加する傾向があり、小・中学校の一貫した対策や、関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。



【資料：文部科学省 令和2年度
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」】



【資料：文部科学省 令和3年度「全国学力・学習状況調査」】

⑤ コミュニティ・スクール¹⁹推進の成果

【現状】

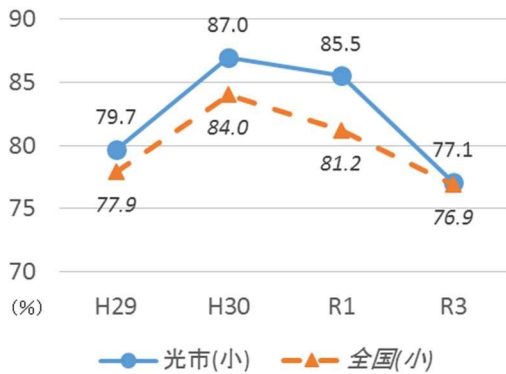
- 「自分にはよいところがある」と肯定的な評価をする児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均と比較して高い状態にあります。他の学校との交流や、地域での学びのなかで認められながら育つ児童生徒の自己肯定感の高まりがうかがえます。
- 「地域の行事に参加している」と肯定的な評価をする児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均と比較して高い状態にあります。特に、中学校生徒の肯定的評価の割合がたいへん高く、地域の行事を身近にとらえ、参画しようとする意識の高さがうかがえます。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域行事等の中止が増え、これに参加する児童生徒の割合が低下していることから、コロナ禍においても児童生徒と地域のつながりを工夫し、取組の充実を図ることが求められます。
- 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、15歳の目指す子ども像につながる小・中学校9年間を通じた学習のつながりを学校・地域連携カリキュラム⁹に整理し、それを可視化し、学校・家庭・地域で共有しながら、系統性、連続性のある取組を継続していく必要があります。

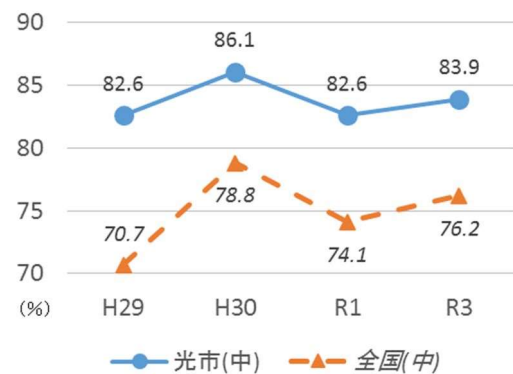
自分にはよいところがあると思いますか

<小学校6年生>



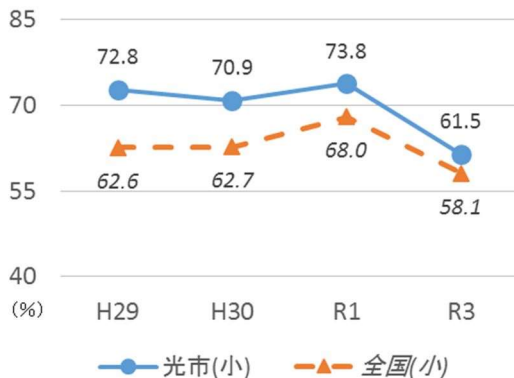
自分にはよいところがあると思いますか

<中学校3年生>



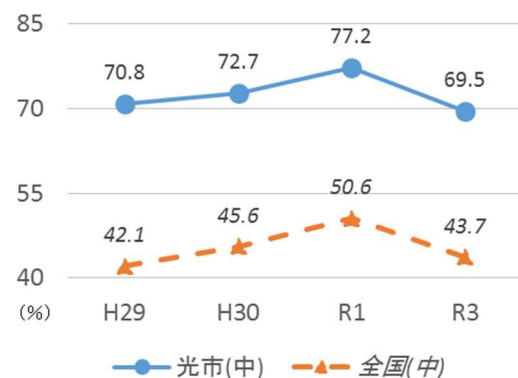
今住んでいる地域の行事に参加していますか

<小学校6年生>



今住んでいる地域の行事に参加していますか

<中学校3年生>



【資料：文部科学省 令和3年度「全国学力・学習状況調査」】

～ 全国学力・学習状況調査 ～

児童生徒一人ひとりの学力・学習状況に応じた学習指導の改善・充実に向けて実施される全国的な調査で、対象は小学校6年生及び中学校3年生です。国語、算数・数学などの教科や、学習意欲・方法・環境、生活の諸側面等に関する調査を原則、毎年度実施しています。



2 教育理念と教育目標

本計画は、第2次光市教育大綱³³で定めた教育理念や教育目標等を示した上で、その実現に向け、重点的に取り組む施策の方向性や施策体系を明らかにし、具体的な施策や取組を定めます。

教育理念

連携と協働で育む 光の教育

本市では、学校と家庭、地域が一体となったコミュニティ・スクール¹⁹(横の連携)を基盤とした小中一貫教育²⁷を要として、子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ、幼保、小・中、高等学校の連携・協働教育(縦の連携)を推進し、本市ならではの「横の連携」と「縦の連携」の同時進行による「連携と協働」を基盤とした教育を展開しています。

これまでの教育理念「連携と協働で育む 光の教育」を受け継ぎながら、その上で取組の成果を発展・移行させ、社会情勢の変化に主体的に対応していく、新しい時代を見据えた教育の振興を図ります。

教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

本市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、光市をこよなく愛し夢や希望にあふれ、その実現に向けて一人ひとりがひかり輝き心豊かにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」を受け継ぎ、総合的に教育施策を推進します。

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、次の3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

「光っ子」のすがた

◆ 知・徳・体の調和がとれた「生きる力¹」を身に付け、人々と協働しながら社会に貢献する人

変化が激しく予測困難な未来社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの調和と豊かな創造性を備えた「生きる力」を身に付け、多様な人々とつながり相互に尊重し合い、協働しながら社会の一員としての自覚を高め、社会の形成に主体的に参画する人

◆ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさとの自然や伝統文化、人々との関わりを通して郷土を愛し、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって志を抱き、果敢に新しいことに挑戦する人

◆ 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、芸術やスポーツに親しみながら生き生きと暮らす人

生涯を通じて楽しく学び、多彩な活動を通して自らを高めるとともに、心身ともに健康で学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら人々をつなぎ、自らの可能性を発揮しつつ生き生きと暮らす人

3 「教育ブランドひかり¹⁵」その先へ

教育目標の実現に向けて諸施策を進めるにあたり、特に子どもたちの教育に焦点をあてて重点的に取り組む5つの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付けます。

本計画では、これらの戦略の方向性を明らかにするために、次の具体的な取組を通して、光市ならではの教育を創出し、「『教育ブランドひかり』その先へ」の実現を図ります。

■ 「いつでも・どこでも・だれとでも」学べる ICT⁶⁸を活用した学習活動の充実

社会の情報化が急速に進展する中で、「いつでも・どこでも・だれとでも」学べるICTを効果的に活用した学習活動を通して、情報活用能力の育成を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、子どもたちの可能性を最大限に引き出す新たな学びを構築します。

- 行政職員・教職員・民間企業等で構成する専門家組織「光市教育先端技術チーム（H E A T⁶⁷）」や光市教育開発研究所⁴⁸を中核とした実践研究や、「学習・授業スタンダード」の開発など、本市独自の取組「G I G Aスクールひかり」を推進し、教職員の I C T活用指導力を高めるとともに、これまでの教育実践と I C Tのベストミックスを図ります。
- 学習指導要領¹¹に示された資質・能力の3つの柱²⁵の育成に向け、各教科等の特質や学習過程を踏まえつつ、「1人1台端末（タブレット³⁸）」を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。
- 離れた場所同士でのやりとりが可能な授業支援アプリケーション等を活用し、小小連携や小中連携、市外の他校等との学習集団や学習空間を拡張した学びの実現を図るとともに、学校と離れた場所でも学びが保障されるよう、I C Tを活用した遠隔授業に取り組みます。
- 教職員が他の教職員と即座に必要な情報を共有できるシステムを構築することにより、情報共有による効率化を図り、授業の質的向上や業務改善を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる臨時休業など、様々な事態が生じた場合であっても、1人1台端末（タブレット）等を活用し、児童生徒の学びを可能な限り保障します。
- 「児童生徒1人1台端末」をより一層有効に活用できるよう、端末や大型提示装置⁵をはじめとする学校の I C T機器を適切に維持管理し、教職員や児童生徒の I C T活用を支援します。

■ グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光³」の充実

小学校1年から中学校3年までの9年間の学びの連続性を活かした、本市の英語教育「イングリッシュプラン光」を通して、コミュニケーション活動や国際交流体験活動の充実を図り、子どもたちが英語を楽しく積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

- 小学校低学年から中学校までの学習過程の共有を図る授業モデル「English 4 Step⁶⁵」の活用を通して、系統性のある英語教育を展開するとともに、中学校はもとより、小学校においては、全ての外国語授業にALT（外国語指導助手）を配置します。
- 子どもたちが英語でコミュニケーションを図る機会を充実させるため、小学生を対象とした英語体験型ワークショップ「イングリッシュキャンプ光」を実施します。
- 中学生を海外へ派遣し、外国でのホームステイによる生活体験を通じて、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際交流体験活動の充実を図ります。
- 市内外の中学生を対象に、伊藤公が多くの功績を残すことができた要因の1つである英語の重要性を継承するため、英語学習における表現力やコミュニケーション能力の向上を目的に、「伊藤公カップ英語スピーチコンテスト²」を開催します。
- 外国語教育に関する各種研修会等の充実により教職員の専門性の向上を図るとともに、子どもたちに求められる英語力を達成するための学習到達目標を「CAN-DO リスト」の形で具体的に設定し、パフォーマンステスト等、評価方法を工夫しながら授業改善・学習改善に生かします。

■ ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学⁵²」の展開

「光」を探究する学び「光市民学」を通して、ふるさとを愛する心を育み、その素晴らしさを発信し光市の未来を切り拓いていく子どもを育成するとともに、コミュニティ・スクール¹⁹の仕組みを活かし、子どもたちとともに大人も楽しく学び自己を高める市民学へ発展させます。

- 光市教育開発研究所⁴⁸を通して、これまで研究・開発してきた学習対象が、各中学校区（学園）における「9年間の系統性を整理した総合的な教育計画」に反映され、「光」をテーマとした学習を通して、子どもたちのふるさとを愛する心が育まれるよう、「光市民学」の活用促進に努めます。
- 自ら地域と関わることにより、地域を知り、地域を語り、地域をより良くしようとする子どもの育成を目指します。
- 「光市民学」がより多くの人々に親しまれるものとなるよう、大人も楽しく学び続けられる機会や場を提供します。

■ 幼児期から18歳までを見通した「次世代型コミュニティ・スクール²⁵」の進化

学校と家庭、地域が9年間を見通した教育目標や目指す子ども像を共有しながら子どもたちを育む、本市独自の「次世代型コミュニティ・スクール」を要として、幼児期から18歳までを見通した、幼保、小・中、高等学校の「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働教育を推進します。

- 学校ごとの学校運営協議会⁸を発展させた中学校区（学園）の合同学校運営協議会が、学園としてのビジョン構築や課題解決等に十分な機能を果たすよう、組織や運営の充実に向けた支援を行います。
- 各中学校区（学園）に地域学校協働活動推進員³⁹を配置し、子どもたちが、地域の教育資源である「ひと、もの、こと」に体験的にふれる中で、ふるさとを愛する心の育成と自己肯定感の醸成に努めるとともに、地域行事等への主体的・積極的な参画を通じて、地域貢献への実践意欲を高めるよう、地域ぐるみの教育を進めます。
- 保護者や地域住民の教育活動への積極的な参加を促しながら、幅広い地域人材が参画する持続可能な連携・協働体制を構築します。
- 小学校入学時におけるスタートカリキュラム³⁰の充実を図るとともに、幼保・小の接続を円滑に図るための家庭、地域との連携を強化します。
- 小・中学校と高等学校における児童生徒の発達段階の差を活かした学習活動や体験活動を積極的に展開し、「学び」と「育ち」をつなぐとともに、相乗的に高め合える連携・協働教育を進めます。

■ 小中一貫教育の「学び」と「育ち」を支える新たな学校づくりへのアプローチ

「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想⁵³」に基づき、学校や地域の実情に応じて、段階的に小・中学校の施設が同一敷地内で接続または一つに合体した、施設一体型による小中一貫教育²⁷の具現化に着手し、小中一貫教育の更なる効果を生む学校づくりを推進します。

- 各中学校区（学園）において、同じ教育目標のもとに15歳の子ども像を共有し、「9年間の系統性を整理した教育計画」を通して、特に「中期（小学5年～中学1年）」における合同学習等の充実を図り、小学校と中学校のなめらかな接続に努めながら、積み重ねや連続性を考慮した教育活動を展開します。
- 保護者・地域住民・学校関係者との協議や対話を通して、将来ビジョンの共有を図りながら、現在の中学校区（学園）をひとまとまりとした、施設一体型の「小中一貫ひかり学園」の新設に向け、その具現化に着手します。
- 施設一体型の「小中一貫ひかり学園」の新設にあたっては、令和3年3月に策定した光市学校施設長寿命化計画を踏まえつつ、子どもたちにとって安全・安心な教育環境を確保・維持しながら計画的に進めます。

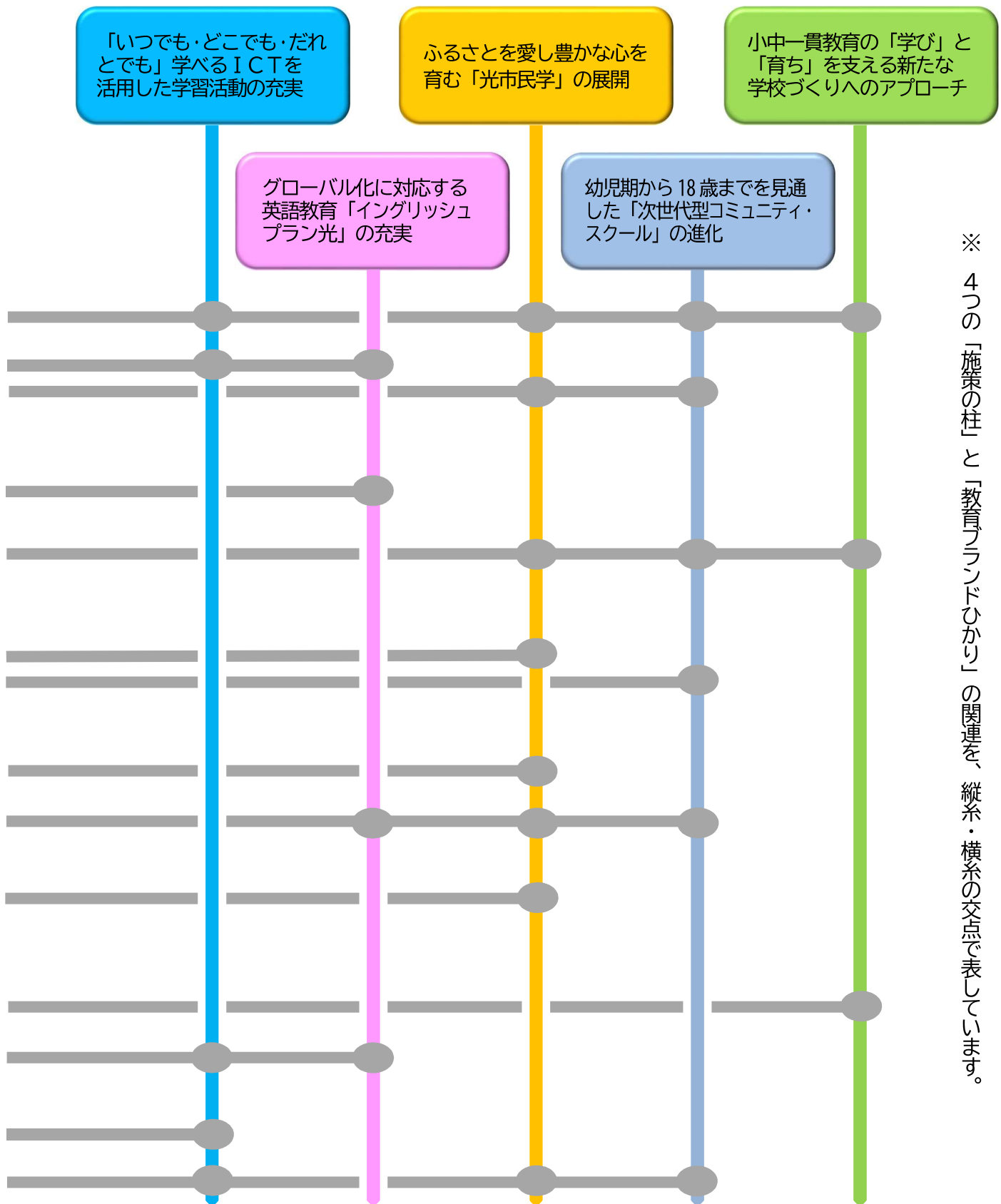
第3章 施策の展開

第3章では、4つの「施策の柱」を具体的、計画的に推進するため、31の具体的施策を施策の体系として示し、現状と課題を「施策の柱」ごとに整理しています。また、本計画を適切に進めるため成果指標を設定しています。さらに「Pick Up」として特徴ある事業等を紹介しています。

施策の体系

教育理念	連携と協働で育む 光の教育	
教育目標	夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成	
「光っ子」のすがた	◆ 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人々と協働しながら社会に貢献する人 ◆ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人 ◆ 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、芸術やスポーツに親しみながら生き生きと暮らす人	
施策の柱 1 未来社会を自立的に生きる力を育む教育の推進	具体的施策	1-1 コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進
		1-2 幼児教育・保育環境の充実
		1-3 確かな学力を育む教育の推進
		1-4 豊かな心を育む教育の推進
		1-5 健やかな体を育む教育の推進
		1-6 学校における人権教育の推進
		1-7 一人ひとりを大切にする特別支援教育の推進
		1-8 多文化共生社会に向けた教育の推進
施策の柱 2 学校・家庭・地域のつながりを活かした教育の推進	具体的施策	2-1 次世代型コミュニティ・スクールの充実
		2-2 地域ぐるみの子育て支援の充実
		2-3 家庭教育支援の充実
		2-4 社会教育活動の支援
		2-5 光市民憲章の普及・啓発
		2-6 青少年健全育成の推進
		2-7 青少年関連施設の管理・運営
施策の柱 3 生涯にわたって自己の可能性を広げる環境づくりの推進	具体的施策	3-1 まなぶ・いかす・すすめる生涯学習社会の推進
		3-2 地域社会における人権教育の推進
		3-3 地域文化の保存・活用・継承
		3-4 芸術・文化活動の振興と活性化
		3-5 歴史・文化施設の利用促進と環境整備
		3-6 市民の身近にある図書館の運営と充実
		3-7 スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実
		3-8 スポーツ施設の活用と充実
施策の柱 4 社会の変化を見据えた教育環境の整備・充実	具体的施策	4-1 将来に向けた教育環境の整備
		4-2 安全・安心な学校づくりの推進
		4-3 質の高い教育環境の整備・充実
		4-4 健やかな心と体を育む学校給食の充実
		4-5 就学の支援
		4-6 教職員の資質・能力の向上
		4-7 学校における働き方改革の推進
		4-8 教育に関する先導的調査研究の推進

「教育ブランドひかり」その先へ



「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として重点的に取り組む、光市ならではの教育を創出するキーワードです。

1 未来社会を自立的に生きる力¹を育む教育の推進

【現状と課題】

社会の急激な変化の中で、先行き不透明で予測困難な時代を迎え、一人ひとりの子どもたちが、自分のよさや可能性を認識し、夢や希望を大切にするとともに、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるよう、必要な力を確実に育んでいくことが求められています。

特に新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、社会全体に対して、先の見えない事態にどう立ち向かうのかという問いを投げかけ、改めて、目の前の事象から解決すべき課題を見出したり、自ら主体的に考え、多様な人々と協働したりしながら納得解を生み出していくといった、新学習指導要領¹¹で育成を目指す資質・能力を身に付けていくことの重要性が浮き彫りになったと言えます。

こうした中、幼児教育・保育においては、核家族化の進行や勤務時間帯の多様化など、社会環境の変化に伴い、家庭の実情に即した多様できめ細かな支援が求められています。こうした多様なニーズに対応するため、家庭、教育・保育施設、学校、子育て支援者などが連携して「おっぱい都市宣言⁷」のまち光市の子どもの健全な育成を支える土台をつくることにより、全ての子どもが健やかに成長するための養育環境の向上を目指すことが重要です。

小・中学校においては、子どもたちの学力や学習の状況などについては、全国の状況と比較しておおむね良好であるものの、読解力や活用力等には課題が見られます。また、キャリア教育¹⁴の充実や運動習慣の定着に向けた取組、不登校の未然防止・早期対応の取組等が求められています。

こうした中で、義務教育9年間のつながりをより重視した「小中一貫教育²⁷」を要として、幼保、小・中、高等学校の「学び」と「育ち」をつなぐとともに、ICT⁶⁸環境も積極的に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、子どもたちの知・徳・体の調和がとれた「生きる力」をしっかりと育んでいく必要があります。

さらには、基本的人権の尊重という普遍的視点に立ち、継続的な人権教育・啓発の推進やジェンダー平等への意識の醸成など、一人ひとりの人権を尊重する教育環境づくりや多文化共生社会の実現に向けた意識の醸成に努めるとともに、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりの個性や特性に応じた、きめ細かな支援を実施する必要があります。

具体的施策 1-1 コミュニティ・スクール¹⁹を基盤とした小中一貫教育の推進

【具体的施策の方針】

これからの社会を生き抜く子どもたちに求められる資質・能力を、確実に身に付けさせるため、小・中学校が同一の目指す15歳の子ども像を共有し、「9年間の系統性を整理した教育計画」に沿って、積み重ねや連続性を考慮した教育活動を展開する小中一貫教育²⁷を推進します。

本市がこれまで育んできたコミュニティ・スクールの取組を基盤とし、中学校区ごとに、学校・家庭・地域が目指す方向を共有しながら、社会総掛かりで子どもの「学び」と「育ち」を見守り、支援する取組の充実を目指します。

【主な取組】

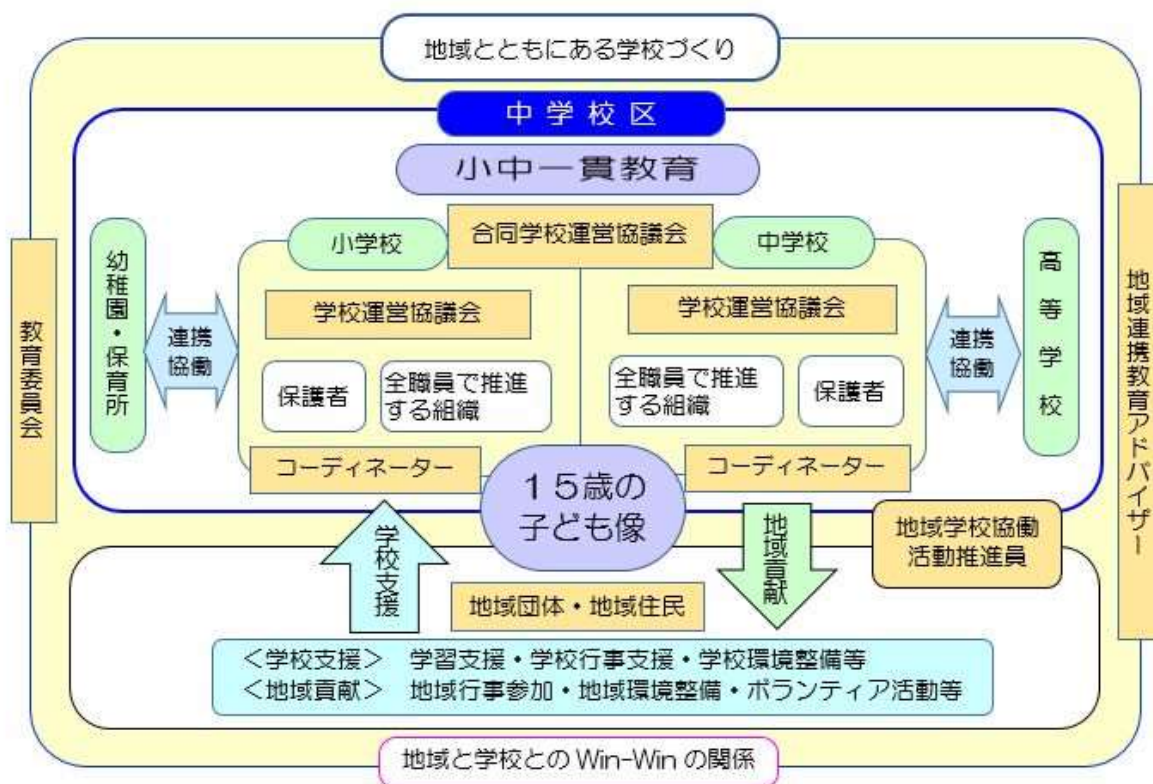
主な取組・概要	担 当
小中一貫教育の推進	学 校 教 育 課
児童生徒に求められる資質・能力を身に付けられるよう、小・中学校「9年間の系統性を整理した教育計画」に位置付けられた教育活動を展開し、成果と課題の共有を図ります。	
学校間、校種間等の連携を活かした取組の充実	学 校 教 育 課
「中期（小学5年～中学1年）」におけるなめらかな接続を図るため、各学園の実態に応じた小・中学校教員による相互の「乗り入れ授業」や、小学校における「教科担任制」による授業を実施するとともに、合同授業等、「小小連携」の仕組みを整えます。	
幼保、小・中、高等学校の連携・協働教育の推進	学 校 教 育 課
小学校入学時におけるスタートカリキュラム ³⁰ の充実を図るとともに、個別の支援を円滑につなぐため、幼保小連携を強化します。 また、様々な学びや活動を通じて、小・中学校と高等学校における児童生徒の「つながり」を推進します。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①小・中学校教員の相互の「乗り入れ授業」回数 (年度)	240 回	280 回

※近況値出典【年度】：①学校教育課【R2】

<光市が進めるコミュニティ・スクール>



具体的施策 1-2 幼児教育・保育環境の充実

【具体的施策の方針】

一人ひとりの個性に応じた質の高い幼児期の教育・保育を推進するため、市全体でニーズに応じて提供できる体制を確保するとともに、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター⁵⁷事業など、子ども及び子育て家庭の実情や多様な市民ニーズに即した、きめ細かな保育サービスの提供、充実に努めます。

また、幼児教育・保育環境の充実と施設の安全性、快適性を確保するため、施設の適正な維持・管理に努めます。

さらには、事務負担等が増加している業務のICT⁶⁸化等を進めるなど、保育士等の負担軽減及び園児とのふれあいの時間を創出するとともに、保育士等の働きやすい環境づくりを推進します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
幼児教育に関する研修会の実施	子 ども 家 庭 課 学 校 教 育 課
幼稚園・保育所・小学校の連携や職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修等を通じた指導体制の充実を図るとともに、幼保小連携教育研修会を通じて、職員同士が方向性を共有し、相互連携を深めます。	
幼稚園施設の整備・充実	子 ども 家 庭 課
幼稚園施設の適正な維持管理など、子どもたちが、安全にのびのびと快適に過ごすことができる環境づくりに努めます。	
各種保育事業の実施	子 ども 家 庭 課
障害児保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など、子どもや子育て家庭の実情に対応した保育サービスの充実に努めます。	
保育士の確保対策の推進	子 ども 家 庭 課
良質な保育環境を目指し、業務のＩＣＴ ⁶⁸ 化による事務負担の軽減など保育士を確保しやすい環境づくりを進め、待機児童「ゼロ」の維持に努めます。	
保育所施設の整備・充実	子 ども 家 庭 課
保育所施設の適正な維持管理など、子どもたちが、安全にのびのびと快適に過ごすことができる環境づくりに努めます。	
多様なニーズに対応したきめ細かな保育の提供	子 ども 家 庭 課
ファミリー・サポート・センター ⁵⁷ 事業や子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）など、多様なニーズに対応したきめ細かな事業の提供、充実に努めます。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①待機児童数割合(待機児童数／5歳以下人口)	0%	0%
②ＩＣＴ機器の導入施設割合（公立保育所）	0%	100.0%
③幼・保・小交流機会の件数（公立園）（年度）	32 件	70 件

※近況値出典【年度】：①子ども家庭課【R3】 ②③子ども家庭課【R2】

具体的施策 1-3 確かな学力を育む教育の推進

【具体的施策の方針】

義務教育9年間のつながりを重視した、地域ぐるみの小中一貫教育²⁷の充実を図る中で、「チーム光⁴¹」による校内研修の充実や授業力の向上を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、全国学力・学習状況調査等を活用した検証・改善サイクルの実践や指導体制の工夫改善等による学力向上を推進します。

また、ICT⁶⁸機器を効果的に活用するため、行政職員・教職員・民間企業等で構成する専門家研究組織「光市教育先端技術チーム（HEAT⁶⁷）」や光市教育開発研究所⁴⁸を中核とした実践研究を進めるとともに、本市独自の「学習・授業スタンダード」を開発することにより、これまでの教育実践とICTのベストミックスを図ります。

さらには、グローバル化に対応した教育の充実を図るため、小・中学校9年間を見通した英語教育「イングリッシュプラン光³」の実践を通して、中学生の海外派遣事業や民間との連携による英語スピーチコンテストの開催など、国際理解や異文化を体験できる学習機会を創出します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
「チーム光」による学力向上を目指した授業づくり	学 校 教 育 課
学力向上推進リーダーや、小・小及び小中連携、地域の教育力の活用等を基盤とした「チーム光」による実践を通して、授業力の向上、組織的な取組の充実、学習規律の徹底を図り、主体的・対話的で深い学びを目指します。	
検証・改善サイクルの実践等に基づく学力の向上	学 校 教 育 課
全国学力・学習状況調査等を活用した検証・改善サイクルの実践に基づく指導体制の工夫改善や、学習習慣の確立を目指す取組を組織的に推進します。	
「GIGAスクールひかり」の推進	学 校 教 育 課
専門家研究組織「光市教育先端技術チーム（HEAT）」や光市教育開発研究所を中核とした実践研究を通じて、教職員のICT活用指導力を高めるとともに、本市独自の「学習・授業スタンダード」を開発することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図りながら、「1人1台端末」を活かした新たな学びを創出します。	
英語教育「イングリッシュプラン光」の充実	学 校 教 育 課 教 育 総 務 課 文化・社会教育課
小学校低学年からのネイティブ・スピーカー ⁴⁶ を活用した授業や、教職員の外国語指導力の向上に向けた「小学校英語 START プロジェクト」の実施、英語体験型ワークショップの実施等により、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図ります。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と感じている児童生徒の割合	<小学校> 80.1% <中学校> 84.5%	90.0%
②全国学力・学習状況調査平均正答率	<小学校> 国語 【本市】65.0%【全国】64.7% 算数 【本市】71.0%【全国】70.2% <中学校> 国語 【本市】66.0%【全国】64.6% 数学 【本市】62.0%【全国】57.2%	小・中学校全区分で全国平均を上回る

※近況値出典【年度】：①②学校教育課：全国学力・学習状況調査【R3】

Pick Up

「GIGAスクールひかり」の推進

本市では、国の「GIGAスクール構想⁶⁶」に呼応し、小・中学校の児童生徒に1人1台のタブレット³⁸端末を導入しました。端末は、直接インターネットに接続できるLTE⁶⁹方式を採用しているため、教室のみならず教室外での授業や学校行事、さらには学校の臨時休業等、特別な理由により登校することができない場合などでも、家庭等でのオンライン学習に活用できます。

また、光市教育先端技術チーム（HEAT⁶⁷）を核とした推進体制を確立し、ICT⁶⁸活用する学習における本市独自の目指す到達基準「学習・授業スタンダード」を開発します。さらに、学習効果をより高めるため、活用する端末や使用するアプリ等を充実させ、これらの取組を一体的に進めることにより、「GIGAスクールひかり」の充実を図り、児童生徒の豊かな学びの保障を目指します。



具体的施策 1-4 豊かな心を育む教育の推進

【具体的施策の方針】

小・中学校9年間を見通しながら、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の多様な体験活動等を通して、道徳教育、キャリア教育¹⁴、福祉教育、環境教育等を推進するなど、夢と希望を育む教育や豊かな体験活動の充実に努めるとともに、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応など、学校におけるいじめ等の根絶に向けた迅速かつ組織的な対応を図ります。

また、生活の面で困っている様子や不登校の兆候が見られた際には、学校や家庭への社会福祉士の派遣やケース会議の設定など、専門家や関係機関と連携した不登校の未然防止・早期対応を図ることに加え、不登校や集団不適應の状態にある児童生徒のもとへ出向き、教育相談や学習支援、体験学習の機会を提供するとともに、居場所づくり等によりきめ細かな対応を行い、児童生徒の将来的な社会的自立に向けた取組を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
互いを尊重する心と態度を育む道徳教育の推進 これからの時代を生きるために求められる、情報モラルを含めた道徳性を高めることを目指し、「特別の教科 道徳」における「考え、議論する道徳」を基盤とした学びや各教科等における道徳教育を推進するとともに、地域や学校間の連携等による体験的な活動等の充実に努めます。	学 校 教 育 課
夢の実現に向け志を抱かせるキャリア教育の推進 職場見学や職場体験等、教科等の学びと自己の将来を結びつける学習や、1/2 成人式及び立志式を契機とした、志を抱かせる教育活動の充実に努めます。また、学校・家庭・地域が企業等と連携し、キャリア教育を推進するとともに、社会的・職業的自立に向けた意欲・態度・能力の育成を図ります。	学 校 教 育 課 文化・社会教育課 商 工 観 光 課
地域と連携した福祉教育の推進 ボランティア活動や福祉に関する多様な体験活動など、豊かな体験を通して、思いやりの心を育むため、地域や関係団体、関係機関と連携を図り、地域共生社会の実現に向けて、地域ぐるみの福祉教育を進めます。	学 校 教 育 課 福 祉 総 務 課 高 齢 者 支 援 課
未来のパパママ応援事業の実施 中学3年生を対象に、乳幼児とのふれあい体験を通して、生命の大切さや親への感謝の気持ち、子どもを産み育てることのすばらしさ等について啓発します。	子 ども 家 庭 課 学 校 教 育 課

主な取組・概要	担 当
生命を尊び、自然を大切にする環境教育の推進	
環境に関する学習や学校と地域が連携して取り組む体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒の環境保全意識の醸成に努めるなど、脱炭素社会の実現をはじめとする地球規模の問題を自分のこととして捉え、身近な課題に対して行動できる児童生徒を育てる環境教育に取り組みます。	学 校 教 育 課 環 境 政 策 課 環 境 事 業 課
豊かな心を育む「光市民学⁵²」の展開	
ふるさとをこよなく愛し、豊かな心を育むため、光市の自然・環境・生活・文化・伝統などを理解し、継続・発展させる人材育成を目指して開発した「光市民学」の活用・実践を進めます。	学 校 教 育 課
スクールライフ支援員²⁹による支援の拡大	
学校や保護者のニーズに応じて、支援員を学校や家庭に派遣し、学校復帰や社会的自立に向けて、不登校や集団不適応にある児童生徒への相談や適応指導、学習指導、居場所づくりを行います。	学 校 教 育 課
光市スクールカウンセラーの派遣による支援	
不登校、いじめ、問題行動等の様々な教育相談について、臨床心理士を派遣し、児童生徒、保護者の心身の健康を保持するためのカウンセリングや教職員の資質向上に向けた研修を実施します。	学 校 教 育 課
不登校未然防止・早期対応等の取組の充実	
生活の面で困っている様子や不登校の兆候が見られた際に、学校や家庭への社会福祉士の派遣やケース会議の設定など、専門家や関係機関と連携した不登校の未然防止・早期対応の取組を実施します。	学 校 教 育 課
いじめ等への総合的な対応の強化	
家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応など、継続的な取組とともにヤングテレホンひかり ⁶¹ や専門家による教育相談の実施など、相談体制の整備、充実を図ります。	学 校 教 育 課 文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合	小学校 77.1% 中学校 83.9%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
②将来に夢や目標を持っている子どもの割合	小学校 78.5% 中学校 67.2%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
③学校に行くのが楽しいと思う子どもの割合	小学校 88.7% 中学校 86.2%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
④不登校児童生徒の割合	2.09%	2.09%以下
⑤認知されたいじめの解消率（年度）	98.1%	100%に近づける

※近況値出典【年度】：①②③学校教育課：全国学力・学習状況調査【R3】

④児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査【R2】

⑤児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査【R2 追跡調査】

Pick Up

未来のパパママ応援事業 ～乳幼児とのふれあい体験～

中学生が「いのちの授業」、乳幼児とのふれあい等を通して、赤ちゃんの可愛さや命の尊さを実感し、自身や他者への愛着の感情を深め、親への感謝の気持ちなど親子関係を見直すとともに、近い将来、自分が結婚し親になることに對し肯定的に感じることができるよう、市内全市立中学校5校の中学3年生を対象として事業を実施しています。

産後のお母さんや赤ちゃん、園児とふれあうことで、命や乳幼児の成長に関する学習を深めています。



具体的施策 1-5 健やかな体を育む教育の推進

【具体的施策の方針】

体力づくりと運動に親しむ環境づくりなど、体育的教育活動を推進するとともに、児童生徒及び教職員が健康な学校生活を送るために、健康診断を実施し、適切な健康管理の指導などに努めます。

また、近年の子どもたちを取り巻く環境の急激な変化等によって顕在化してきているメディア依存や生活時間の夜型化による生活習慣の乱れなどの健康課題に対し、児童生徒が自ら健康づくりへの正しい知識を持ち、健康であるための行動を身に付けることができるよう健康教育に努めます。

さらには、栄養教諭や栄養士、家庭との連携による給食時間や多様な場面を活用した食育²⁸指導により、自らの健康を自ら守り、自らを鍛えようとする態度を養う教育に努めます。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
体育的教育活動の推進	学 校 教 育 課 体 育 課
児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣等の状況を把握・分析したうえで課題を明確にするとともに、学校や地域の実状に応じた系統的・継続的な取組を実践するなど、「体力向上プログラム」を活用した取組の充実を図ります。	
学校保健の充実	学 校 教 育 課
児童生徒及び教職員等の健康保持、増進を図るため、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染症対策である「新しい生活様式」の取組を継続的に実施するとともに、多様化するライフスタイルや情報メディアの健康面への影響などを含め、学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携しつつ、健康管理及び適切な保健指導を行います。	
よい歯のコンクールの実施	学 校 教 育 課 健 康 増 進 課
歯の衛生に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、歯牙及び口腔内の健康な児童生徒を選抜・表彰することを通して、歯科保健に対する意識の高揚を図ります。	
喫煙防止の啓発	健 康 増 進 課
小中及び高等学校の児童生徒に、たばこに関する正しい知識の普及啓発を行います	
出前健康講座の実施	健 康 増 進 課
児童生徒や保護者を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による健康に関する講話等を行います。	
学校における食育の推進	学 校 教 育 課 学校給食センター 健 康 増 進 課
家庭や地域、関係機関と連携し、食に関する正しい知識と食品の選択能力等を身に付けるための指導を実施するとともに、児童生徒が地域の食文化や望ましい食習慣を学ぶことができるよう、栄養教諭及び栄養士等による学校巡回指導などを行います。	

主な取組・概要	担 当
学校給食における地産地消⁴²の推進 地域の産物への理解や生産者への感謝の気持ちを育むなどの食育 ²⁸ の推進を図るため、地場産食材の積極的な使用に努めます。	学校給食センター 農 林 水 産 課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①毎日朝食を食べている児童生徒の割合	<小学校6年生> 96.8% <中学校3年生> 94.1%	増加させる
②全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均値	<小学校5年生> 男子 【本市】53.7点【全国】53.6点 女子 【本市】56.6点【全国】55.6点 <中学校2年生> 男子 【本市】41.8点【全国】41.7点 女子 【本市】53.4点【全国】50.2点	増加させる

※近況値出典【年度】：①学校教育課：全国学力・学習状況調査【R3】

②学校教育課：全国体力・運動能力、運動習慣等調査【R1】

Pick Up

「新しい生活様式」を踏まえた学校教育

令和2年、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、子どもたちの集団生活の基盤である学校での生活においても大きな影響を受けました。「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」の導入が求められる中、授業や各種行事を従来通り行うことは非常に困難となりましたが、学校教育現場においては様々な対策や工夫によって、可能な限り子どもたちの学習や体験を保障しようとしています。

そのような中、各中学校では修学旅行の代替行事が実施されました。ある学校では生徒たちが地域の方々と創りあげた「門」をくぐって出発し、光市内の歴史ある名所を徒歩で訪れました。旅行は中止となりましたが、仲間と一緒に長い道のりを歩き、今まで過ごしてきた光市について改めて学んだという体験は、思い出深く、貴重な体験となりました。



具体的施策 1-6 学校における人権教育の推進

【具体的施策の方針】

本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示した「光市人権施策推進指針⁵⁰」に基づき、児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切に教育が推進されるよう、家庭や地域と連携した環境づくりを組織的、計画的に推進します。教職員の言動が児童生徒の心身の成長や人格形成に大きく影響することを自覚し、人権尊重の態度や児童生徒との信頼関係を基盤にした指導の充実を図るため、人権課題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成に努めます。

また、推進体制や各種計画について、進捗状況等を踏まえた適切な評価を行い、改善等に努めます。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
組織的、計画的な推進体制の確立	人 権 教 育 課 学 校 教 育 課
校内推進組織を設置し、人権教育担当者を中心に、組織的に全体計画や年間指導計画、研修計画の立案等を行い、効果的な取組となるよう、家庭や地域と連携した活動の充実を図ります。	
人権尊重の視点に立った指導の充実	人 権 教 育 課 学 校 教 育 課
互いを尊重した人間関係や人権を尊重した学習環境の整備に努めるとともに、児童生徒一人ひとりの特性を踏まえ、自己存在感や自己決定、共感的人間関係を大切に教育活動の実践を図ります。	
研修機会の充実等	人 権 教 育 課 学 校 教 育 課
人権に関する相談に適切に助言できるよう、光市学校人権教育研究指定校を中心に、学校における人権教育の充実に向けた調査、研究を行います。また、光市人権教育活動実行委員会を組織し、学校教育担当者に人権教育に関する各種研究集会、協議会への参加及び研究活動を支援します。 さらに、人権尊重の意義や理念を理解し、課題を正しく認識できるよう、児童生徒の実態や教職員のニーズ、地域の課題などを踏まえ、計画的に研修会を実施します。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①人権教育・啓発事業参加人数（年度）	2,090 人	2,800 人

※近況値出典【年度】：①人権推進課、人権教育課【R2】

具体的施策 1-7 一人ひとりを大切にする特別支援教育⁴⁴の推進

【具体的施策の方針】

特別な教育的配慮を要する幼児・児童・生徒の将来的な自立や社会参加に向けて、主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の持てる可能性を伸ばすための適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進します。

また、早期支援・適切な支援体制を整えるため、「光っ子教育サポート事業」や「スクールライフ支援員²⁹事業」の充実とともに、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を継続します。

さらには、「光っ子教育サポート事業」に携わる支援員の研修を通じて、資質・能力の更なる向上を目指します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実	学 校 教 育 課
「共生社会 ¹⁶ 」の形成に向けて、障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備、全校体制による支援の充実を図り、可能な限り障害のある子どもとない子どもとが共に学ぶ「インクルーシブ教育 ⁴ 」に関する仕組みの構築を目指します。	
光っ子サポーター⁵⁶による支援の充実	学 校 教 育 課
個別の配慮を要する児童生徒が在籍する学級に支援員を配置し、学級集団の中で生活習慣・学習習慣を確かに身に付けることができるよう、きめ細かな指導体制を充実するとともに、学級の安定化を図ります。	
専門性を活かした相談、支援体制の整備	学 校 教 育 課
児童生徒の心身の健康の保持及び保護者の養育に関する不安を軽減するため、光っ子コーディネーター ⁵⁵ を配置するとともに、就学相談会や教育支援委員会等を実施し、適切な教育環境を提供します。また、相談員の継続的な支援や、発達検査の実施、ニーズに応じた指導体制の充実に努めます。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①就学相談件数 (年度)	32 件	36 件
②光っ子サポーターが指導・支援する児童生徒数の割合	9.6%	10.0%
③光っ子コーディネーターの訪問回数 (年度)	321 回	330 回

※近況値出典【年度】：①②③学校教育課【R2】

具体的施策 1-8 多文化共生社会に向けた教育の推進

【具体的施策の方針】

多様な個人がそれぞれの能力を発揮しつつ、地域社会で共生できる「多文化共生社会」の実現を目指すとともに、誰もが暮らしやすく、自分らしく活躍できる社会の構築に向けた意識の醸成に努めます。

外国人住民の増加とともに、教育現場においても日本語指導が必要な外国人児童も増加傾向にあることから、多文化理解を深めるための教育の推進とともに、在籍校には日常会話や文字指導などの初期指導を行う日本語指導員を派遣するなど、子どもたちが共に学べる学習環境の創出を図ります。また、国際理解に向けた教育を推進するため、中学生の海外派遣事業や民間との連携による英語スピーチコンテストの開催など、国際理解、異文化体験に関する学習機会の充実を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
日本語学習支援事業の実施 日本語指導が必要な外国人児童に対して、日本の学校での生活や学習に適応できるよう、児童の在籍校に日本語指導員を派遣し、日常会話や文字指導など日本語の初期指導を行うとともに、日本人と外国人の子どもが共に学ぶ環境を創出し、多文化共生社会に向けた人材育成を図ります。	学 校 教 育 課
中学生の海外派遣事業の実施 イングリッシュプラン光 ³ の一環として、中学生等を海外へ派遣し、語学研修やホームステイを通して、コミュニケーション能力や国際感覚、責任感等を身に付けるとともに、国際社会に活躍できる人材の育成を目指します。 また、教育フォーラムなど様々な機会を通じて、海外派遣の成果を報告するとともに、異文化に関する情報の共有や国際理解の促進を図ります。	教 育 総 務 課
伊藤公カップ英語スピーチコンテスト²の実施 伊藤公が多く功績を残すことができた要因の1つである英語の表現活動の重要性を子どもたちに継承するため、英語によるスピーチの機会を提供することにより、表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①伊藤公カップ英語スピーチコンテストの参加者数	16 人	20 人

※近況値出典【年度】：①文化・社会教育課【R1】

2 学校・家庭・地域のつながりを活かした教育の推進

【現状と課題】

少子化や核家族化、共働き世帯の増加をはじめ、人口減少に伴う地域とのつながりの希薄化や家庭環境の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の生活様式が変化する中、人と人とのつながりの重要性や、これまで学校・家庭・地域で取り組んできた連携・協働の意義が見直されています。

そのような中、本市では、「おっぴい都市宣言⁷」のまちとして、「第2期光市子ども・子育て支援事業計画³⁴」に基づき、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点となる「子ども相談センターきゅっと¹⁸」を中心に、子ども・子育てに関する総合相談支援体制の充実や、就労と子育てを両立できる子育てにやさしい環境づくりを推進するため、「放課後児童クラブ（サンホーム）⁶⁰」の適切な管理・運営等を実施するなど、質の高い独自の子育て支援策を総合的に展開しています。

また、学校単位のコミュニティ・スクール¹⁹を中学校区（学園）単位の「次世代型コミュニティ・スクール²⁵」に発展させる中で、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの「学び」や「育ち」を地域ぐるみで見守り、支援する地域学校協働活動を推進するとともに、家庭教育は全ての教育の出発点であるとの認識のもと、全ての保護者が安心して家庭教育を実施できる環境づくりや支援の充実が求められていることから、これまで、5つの「家庭教育支援チーム¹⁴」を段階的に設置するなど、子育てや家庭教育の支援を実施しています。

さらには、「地域の子どもは地域で育てる」といった考え方のもと、学校・家庭・地域の連携を通じた青少年の健全育成や、様々な奉仕・体験活動を通じた地域健全育成活動を推進するとともに、いじめや不登校に対する相談体制の充実に努めるなど、心身ともにたくましい子どもの育成が求められている一方で、多くの社会教育関係団体では、急激な社会の変化や個人の価値観の多様化等の様々な課題に直面し、高齢化、後継者不足、会員数の減少等の課題を抱えています。

このような青少年を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、学校・家庭・地域の緊密なつながりのもと、地域や家庭におけるふれあいを通じた健全育成活動や、地域における様々な奉仕・体験活動を通じて青少年活動を促進するとともに、青少年活動に携わる指導者やリーダーの育成・確保が一層求められます。

具体的施策 2-1 次世代型コミュニティ・スクール²⁵

【具体的施策の方針】

各学校単位のコミュニティ・スクール¹⁹から、中学校区（学園）を単位とした「次世代型コミュニティ・スクール」に進化させ、学校・家庭・地域が「目指す子ども像」を共有しながら、子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働教育のより一層の推進を図ります。

また、地域連携教育アドバイザーを各学校等に派遣し、それぞれの取組を支援するとともに、学校と地域の調整役である地域学校協働活動推進員³⁹を各中学校区（学園）に配置し、学校と地域との連携・協働の一層の強化を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
コミュニティ・スクールを核とした地域連携教育の推進 中学校区（学園）における合同学校運営協議会 ⁸ や地域の各種団体とのネットワークの強化を図り、「目指す子ども像」を共有した取組を進め、社会総掛かりで子どもたちの「学び」と「育ち」を支援する「地域とともにある学校づくり」を推進します。 また、社会に開かれた教育課程の実現に向け、9年間を通じた「学校・地域連携カリキュラム ⁹ 」を継続的に更新する取組を推進します。	学 校 教 育 課
地域学校協働活動の推進 各中学校区（学園）に地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの「学び」や「育ち」を地域ぐるみで見守り、支援します。	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①地域連携教育アドバイザー派遣回数（年度）	108 回	160 回
②地域の行事に参加している児童生徒の割合	65.5%	80.0%

※近況値出典【年度】：①学校教育課【R2】 ②学校教育課：全国学力・学習状況調査【R3】

具体的施策 2-2 地域ぐるみの子育て支援の充実

【具体的施策の方針】

「おっぱい都市宣言⁷」の理念を踏まえ、地域ぐるみの子育て意識の醸成に努めるとともに、地域・事業所（職場）・学校・行政などが共に連携して子どもの健やかな成長と子育て家庭を支え、応援します。

また、「子ども相談センターきゅっと¹⁸」を中心に、子育て支援等の総合的な利用相談に応じ、利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関へつなぐなどの相談体制を強化するとともに、就労家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ（サンホーム）⁶⁰の適切な管理・運営など、放課後や週末の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。

さらには、乳幼児医療費及び子ども医療費助成制度について、中学3年生までの所得制限を撤廃するなど、県内トップクラスの子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
放課後児童クラブ（サンホーム）の管理・運営 放課後、土曜日及び長期休業中に保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な生活と遊びの場を提供するなど、子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健全育成を図ります。	文化・社会教育課
集いの場、ふれあいの場づくり 子育て家庭の孤立等を防ぐため、子育て中の親子が気軽に訪れ、親同士、子ども同士、地域の方との交流により情報交換や相談などができる、集いの場、ふれあいの場づくりを進めます。	子ども家庭課
特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援 地域や関係機関による見守り体制を整え、虐待の未然防止、早期発見に努めるほか、ひとり親家庭への就業などの自立支援・相談体制の確保など、子どもや家庭の状況に応じた支援体制の構築に努めます。	子ども家庭課 健康増進課 学校教育課
「おっぱい都市宣言」の理念に基づく子育て意識の醸成 「おっぱい都市宣言」の理念を踏まえ、おっぱいまつりの開催や「おっぱい冊子」の配布を通して、豊かな心を持って子育てをする「おっぱい育児 ⁶ 」を推進し、子育ての「わ」を地域に広げます。	子ども家庭課 健康増進課

主な取組・概要	担 当
食育²⁸子育て支援の推進	子 ども 家 庭 課
「食」を通して生涯にわたり健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるまちづくりを目指し、子育て支援センターや幼稚園・保育所等による食育を通じた子育て支援を推進します。	
経済的な支援の充実	子 ども 家 庭 課 教 育 総 務 課
全ての家庭が安心して子育てできるよう、乳幼児医療費及び子ども医療費助成制度や保育料の軽減などを行うほか、子どもの貧困を防止する観点から、就園・就学に対する支援等、家庭の状況に応じた経済的な支援を進めます。	
子ども・子育て総合相談体制の充実	子 ども 家 庭 課
妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、「子ども相談センターきゅっと ¹⁸ 」を中心に、教育部門や母子保健部門等の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①放課後児童クラブ（サンホーム） ⁶⁰ における待機児童数	0 人	0 人
②子育て支援活動に参加している人の割合	10.4%	13.0%
③地域の子育て支援拠点年間利用者数（年度）	8,160 人	9,000 人
④子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数（年度）	7,185 件	7,000 件

※近況値出典【年度】：①文化・社会教育課【R3】

②光市まちづくり市民アンケート【R3】 ③子ども家庭課【R2】

④子ども家庭課（子ども相談センターきゅっと）、健康増進課【R2】

Pick Up



おっばい都市宣言のまち「きゅっと」イメージキャラクター

「おっばい都市宣言⁷」のまち 光市

「おっばい都市宣言」は、「おっばい（胸）でしっかりと子どもを抱きしめ、愛しむ、愛情豊かなふれあいの子育て」を、お母さん、お父さんだけでなく、地域みんなで進め、応援していきましょう、という宣言です。「地域ぐるみの愛情豊かなふれあいの子育ての推進」を表現しています。

具体的施策 2-3 家庭教育支援の充実

【具体的施策の方針】

子育てに悩みや不安を抱える家庭や保護者が増える中、子どもの成長過程に即した子育て講座の開催、地域の身近な人たちによる家庭教育支援体制の構築や保護者同士の交流の場の提供など、学校・家庭・地域の連携・協力により、地域全体で子どもの育ちと学びを見守り、支え、安心して家庭教育ができる環境づくりを推進します。

また、親子を対象とした各種体験活動、交流活動を実施するなど、学習機会の充実や親子のふれあいを促進します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
家庭教育に関する意識啓発及び情報提供	
子育てのあり方や保護者の役割を再認識するため、保護者向けリーフレット等の活用により、家庭教育に関する意識啓発に努めます。	文化・社会教育課
子育て講座の実施	
就学時健診や入学説明会など、保護者が集まりやすい機会を利用し、地域と連携・協力した子育て講座を開催し、家庭教育支援を行います。	文化・社会教育課
各種体験活動、交流活動の機会の充実	
親子を対象とした体験活動や交流活動の機会の充実とともに、親子のふれあいや仲間づくりを支援します。	文化・社会教育課
地域人材の育成	
子育てに関する相談や現代的な課題にも対応できる家庭教育アドバイザーを養成する講座等の受講により、地域人材を育成し、活躍できる場を提供するなど、家庭教育支援の充実を図ります。	文化・社会教育課
地域の身近な人たちで構成する家庭教育支援チーム¹⁴の運営と充実	
学校・家庭・地域が連携し、身近な地域において家庭教育支援チームを設置し、保護者が安心して家庭教育を行えるように講座やサロン等を実施します。	文化・社会教育課 学 校 教 育 課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①子育て講座の実施回数 (年度)	11 回	13 回以上
②家庭教育アドバイザー養成講座の修了者数 (累計)	19 人	25 人

※近況値出典【年度】：①②文化・社会教育課【R2】

具体的施策 2-4 社会教育活動の支援

【具体的施策の方針】

本市では、さまざまな団体が、それぞれの目標のもと、特色ある社会教育活動を積極的に展開しており、青少年健全育成活動の推進や地域コミュニティ⁴⁰の形成に重要な役割を果たしています。

社会教育関係団体の活動の充実発展のため、必要な情報提供を行うとともに、様々な講習会や研修会の開催などの支援を通じて、社会教育関係団体の活性化に努めます。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
社会教育関係団体の育成・支援 社会教育関係団体の活動の充実発展のため、団体の目的に応じ て行われる教育活動に関する情報提供を行うとともに、助言や 支援を通じて社会教育関係団体の活性化に努めます。	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①補助対象団体の会員数の計	6,176 人	7,000 人

※近況値出典【年度】：①文化・社会教育課【R2】

具体的施策 2-5 光市民憲章の普及・啓発

【具体的施策の方針】

市民憲章は、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に「理想的なまちづくり」に参加するための行動の規範であり、市民生活の規範となるものです。

市民憲章の普及・啓発を図るため、光市民憲章推進協議会等の関係団体と連携し、会議等における市民憲章の唱和や実践指定校の活動支援などを通じて、憲章精神の一層の浸透やまちづくりに対する市民意識の高揚を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
会議等における光市民憲章の唱和	文化・社会教育課
光市民憲章の唱和を通じて、まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、普及・啓発活動に努めます。	
光市民憲章実践指定校の活動支援	文化・社会教育課
次代を担う児童生徒の育成に向けて、学校教育において憲章精神の一層の浸透を図るために、毎年度、市立小・中学校2校を指定し、市民憲章運動の定着に向けた活動を支援します。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①光市民憲章実践指定校数	2 校	2 校

※近況値出典【年度】：①文化・社会教育課【R2】

具体的施策 2-6 青少年健全育成の推進

【具体的施策の方針】

少子化や核家族化の進行をはじめ、インターネットやスマートフォン等の急速な普及など、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、学校・家庭・地域が連携・協力し、社会全体で次代を担う青少年の健全育成に向けた気運の醸成に努めます。

特に、青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的とした、地域や家庭におけるふれあいの奉仕活動である「クリーン光大作戦」の継続的な実施や、日々の地域健全育成活動である「あいさつ運動」の実施など、地域における様々な奉仕・体験活動を通じて、青少年の健全育成を推進します。また、青少年が様々な体験活動を通じて、地域社会との関わりを深めて自己の向上を図ることを目的に、「中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ⁴³」を実施します。

さらには、放課後子ども教室⁵⁹の実施により、放課後、土曜日及び長期休業中にコミュニティセンター²⁵や小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
地域健全育成活動の推進	
青少年健全育成市民会議等の社会教育関係団体をはじめ、学校・家庭・地域の強い連携のもと、青少年を取り巻く環境浄化活動の展開及び非行防止の巡回活動を実施します。また、スマートフォン等の正しい利用を推進するなど、被害防止対策に努めます。	文化・社会教育課
家庭・地域における対話の促進	
「家庭の日＝ふれあいの日運動」や「あいさつ運動」の推進等により、家族の絆を深めるとともに、青少年と地域とのふれあいを促進し、「地域の子どもは地域で育てる」という機運の醸成に努めます。	文化・社会教育課
青少年活動の促進	
中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ等による講習会や体験活動の実施により、青少年活動の指導者やリーダーの育成等に努めます。また、クリーン光大作戦を実施し、青少年の地域貢献活動を促進します。	文化・社会教育課
放課後子ども教室の充実	
地域との連携により、放課後等にコミュニティセンターや小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を推進します。	文化・社会教育課

主な取組・概要	担 当
相談体制の整備 ヤングテレホンひかり ⁶¹ や専門家による教育相談の実施により、様々な悩みを抱える子どもや保護者等に対応するための相談体制の整備と機能充実に努めます。	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①青少年健全育成活動に参加している人の割合	49.8%	55.0%
②クリーン光大作戦参加者数	8,291 人	16,000 人
③中学生リーダー・ジュニアリーダーの講座への参加率	50.9%	55.0%
④放課後子ども教室 ⁵⁹ 実施回数（延べ）	74 回	130 回

※近況値出典【年度】：①光市まちづくり市民アンケート【R3】 ②文化・社会教育課【R3】

③④文化・社会教育課【R2】

Pick Up

青少年健全育成活動の促進 ～クリーン光大作戦の歴史～

青少年の地域貢献活動の推進及び自然敬愛の美化活動の向上を目的に始まったクリーン光大作戦は、昭和48年以来の長い歴史と伝統がある行事となっており、令和3年度の開催で47回目を迎えました。「連携・協働」をキーワードに取組を進めてきたコミュニティ・スクール¹⁹が、中学生を中心とした地域貢献活動の意識の高まりとともに、地域の美化活動の推進につながる好循環を生み出しています。



具体的施策 2-7 青少年関連施設の管理・運営

【具体的施策の方針】

本市では、青少年の集団宿泊訓練、野外活動等を通じて心身の健全な育成を図るため、野外活動センター「周防の森ロッジ」を設置しています。

施設利用者が安全・安心に施設を利用できるよう野外活動エリアや施設、備品の適正な維持管理に努めるとともに、施設の特性を活かした魅力ある各種体験学習プログラムの提供等を通じ、青少年の健全育成を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
周防の森ロッジの管理・運営	文化・社会教育課
社会教育関係団体等と連携・協力し、安全・安心に施設を利用できるよう野外活動エリアや施設、備品の適正な維持・管理に努めます。	
各種体験学習の実施	文化・社会教育課
自然体験教室の実施等により、自然環境の中で、自然とのふれあいを通じて豊かな感性とたくましい体を育み、青少年の健全育成を図ります。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①周防の森ロッジの利用者数 (年度)	3,548 人	11,000 人
②利用者のうち主催事業の参加者 (年度)	110 人	1,800 人

※近況値出典【年度】：①②文化・社会教育課【R2】

3 生涯にわたって自己の可能性を広げる環境づくりの推進

【現状と課題】

生涯学習の推進は、個人の人生を豊かにするだけでなく、まなびを通じた地域社会での仲間づくりをはじめ、まなびの成果を活かした地域づくりやまちづくりへの進展など、地域の活性化にも繋がるものと期待されていますが、近年、人口減少や少子高齢化、急速な技術革新や雇用形態の変化、ライフスタイルや価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習においても「新しい生活様式」への対応が求められています。

また、平成 27 年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」において、「誰一人として取り残さずに、持続可能な世界の実現」に向けた取組が求められており、この中で教育に関する目標として、「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められており、生涯学習の必要性や重要性が高まっています。

芸術や文化は、日々の暮らしにゆとりや潤いをもたらし、豊かな人間性の涵養に資するとともに、人と人とのつながりも生み出します。また、地域の伝統文化を後世に継承していくことは、郷土愛を育み、新たな文化を生み出すきっかけにもなります。こうした芸術や文化に市民が気軽にふれあえる機会を創出するため、市民ホールや文化センターなどにおいて、優れた芸術や文化にふれ、伊藤公資料館をはじめ施設の有効的な活用や文化財・歴史的資源を適切に保存、継承していき、より多くの市民が芸術・文化に親しむことのできる環境の整備に努めるとともに、ふるさとの歴史への誇りや愛着が持てる取組を推進し、市民の自主的な芸術・文化活動を積極的に支援しています。

スポーツを通じて健やかな心と体を育むため、平成 26 年 3 月に策定した「光市スポーツ推進基本計画⁵¹」に基づき、乳幼児から高齢者まで性別や障害の有無に関わらずあらゆるライフステージ⁶²に応じて、主体的に楽しむことができる生涯スポーツの推進や自然環境を活用したスポーツイベントの開催などに努めています。また、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう安全で快適なスポーツ環境の整備に努めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設等の休館や利用停止などが相次いだことから、文化・スポーツ分野においても、活動の大幅な制限を余儀なくされたため、施設利用や活動は大幅に低下しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、利用者等が安全に安心して活動できるよう、「新しい生活様式」への対応が求められています。

具体的施策 3-1 まなぶ・いかす・すすめる生涯学習社会²⁶の推進

【具体的施策の方針】

市民一人ひとりが自らの創造性を発揮しながら、生き生きとした生活を享受している理想の将来像「ゆたかな社会」の実現に向け、全ての市民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らせる社会の実現を図り、学びを通し仲間や地域の『わ』が広がる循環型学習社会²⁴の構築を目指し、だれもが学べる学習機会の充実、学習推進のための人材育成や学習環境の整備などの仕組みづくりを進め、市民の生涯学習への取組を支援します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
第3次光市生涯学習推進プラン³⁵の推進	地域づくり推進課
第3次光市生涯学習推進プランの基本理念「夢・笑顔 絆で紡ぐ 学びの『わ』」に基づき、本市の生涯学習活動が、市民の未来を明るく笑顔にし、地域を絆でつなぐ循環の『わ』の欠かせない一部となるよう努めます。	
学習意欲に応える支援の充実	地域づくり推進課
市民の多様化・高度化する学習ニーズに応じた魅力的な学習メニューの提供や現代的な課題に対応した講座を開催します。	
地域と協働して取り組む学習活動の推進	地域づくり推進課
多様化・複雑化する公共的課題に対して、市民と行政の協働により解決することを目指す「協働事業提案制度」を実施します。	
生涯学習の拠点としての生涯学習センターの活用	地域づくり推進課
誰もが利用しやすい学習環境をつくるため、利用者の利便性を考慮した施設運営や機能の充実を図ります。	
生涯学習サポートバンク²⁵の充実	地域づくり推進課
市民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習の各分野における指導者を登録し、自発的な学習を行おうとする市民に適切な登録情報を提供します。	
ふるさと学習の展開	文化・社会教育課
市民との連携・協働により、文化財・歴史的資源の保存・活用・継承に努め、地域コミュニティ ⁴⁰ の活性化や地域間の交流を促進するとともに、「光市民学 ⁵² 」の活用・実践を進め、地域の担い手となる人材の育成を図ります。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①「生涯学習の充実」に関する満足度	24.2%	27.0%
②アダプトプログラム（環境美化ボランティア）登録団体数	18 団体	20 団体
③協働事業提案制度実施事業件数	2 件	3 件
④生涯学習サポートバンク ²⁵ 登録者数(個人)	51 人	57 人
⑤生涯学習サポートバンク登録者数(団体)	56 団体	63 団体

※近況値出典【年度】：①光市まちづくり市民アンケート【R3】

②③地域づくり推進課【R2】 ④⑤地域づくり推進課【R3】

Pick Up

協働事業提案制度の展開

市民と行政がそれぞれ持っている力を出し合いながら、一緒に取り組んでいく「協働事業提案制度」として、毎年、様々な取組が実施されています。

子どもが不登校になった経験のある保護者と、不登校や不登校傾向にある子どもを持つ保護者が交流する（ほっと一息できる）場を作り、悩みを共有することで、保護者の心の負担軽減を図る「ほっとカフェ」事業や、家庭・職場・地域で活躍する男女4名のパネリストが、「子育て」をテーマにトークを展開し、男女共同参画社会の実現、妊娠婦さんや子育て中の女性が働きやすい社会について、参加（傍聴）者も交えて一緒に考える男女共同参画推進に関する参加体験型イベントなどが実施されました。



具体的施策 3-2 地域社会における人権教育の推進

【具体的施策の方針】

市民一人ひとりが、かけがえない尊い生命の主体者であるという認識のもと、生涯にわたって人権が尊重され、自由で平等な生活ができる地域社会を実現するため、「光市人権施策推進指針⁵⁰」の理念を踏まえ、人権施策に関する総合的、効果的な取組を通じて、市民の人権尊重への意識を高めるとともに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、正しい知識や理解を深めるための人権教育を推進します。

さらには、光市人権教育推進協議会や光市人権教育指導者研究会を中心とした関係機関との連携により、各種講演会や研修会を開催するなど、地域における学習機会の充実を組織的、継続的に実施します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
支援・推進体制の整備・充実	
人権教育推進協議会において活動状況、人権尊重に関する地域社会の課題及び住民の興味・関心を把握し、講演会及び研修会への自主的な参加が得られるように努めます。	人 権 教 育 課
指導者の育成	
光市人権教育指導者研究会員が所属する様々な組織との連携を緊密にし、講演会等への自主的な参加や人権に関わる認識を深めるため、講座などの運営を支援するなど、指導者の育成に努めます。	人 権 教 育 課
学習機会の充実と交流活動の支援	
多様な学習機会や学習資料等の充実を図るため、人権啓発DVD等を活用し、特に、事業所等で人権に関する研修が行われるよう支援し、企業人権講座の充実に努めます。	人 権 教 育 課
人権教育・啓発等の充実	
市民の人権意識の高揚を図るための講演会及び研修会を実施することなどにより、様々な人権問題の啓発とあわせ、総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。	人 権 教 育 課
教育集会所の適正な管理	
学習活動、交流活動を行う教育集会所施設の計画的な補修を行い、施設の安全管理を図るとともに、これからのあり方について、引き続き検討します。	人 権 教 育 課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①教育集会所の施設利用者数（年度）	6,048 人	10,000 人

※近況値出典【年度】：①人権教育課【R2】

具体的施策 3-3 地域文化の保存・活用・継承

【具体的施策の方針】

本市には、彫金の分野における重要無形文化財²⁵保持者（人間国宝）をはじめ、国指定文化財の石城神社本殿や石城山神籠石、県指定文化財である旧伊藤博文邸や島田人形浄瑠璃芝居、有形・無形の文化財や史跡などが多数存在しています。また、早長八幡宮の秋まつりや周防柱松、束荷神舞、石城太鼓など、地域に根差した伝統行事や祭りが、市内各所で脈々と受け継がれています。これらの地域文化への体験学習や普及啓発活動などを実施し、伝統芸能等の保存団体への支援をすることで、地域文化の保存と次世代への継承、後継者の育成を行い、市民の文化的意識の向上が図られるよう努めます。

また、光海軍工廠の開庁や、空襲と敗戦、平和産業都市への歩みについて、郷土史家をはじめとする有識者や市民等と協力し、戦争の悲惨さや平和の大切さを含め将来にわたって語り継いでいきます。

さらには、伊藤公遺徳継承事業では、本市が生誕の地である、初代内閣総理大臣伊藤博文公の遺品等を展示して同公の生涯や業績を紹介する伊藤公資料館において、生誕 180 年を記念して制作したシアターホール映像リニューアルを好機として、明治維新 150 年を通じて構築した学習環境を活かすため、積極的な情報発信や団体来館者向けの講座・出前講座等を実施することにより、入館者の増加を図り、伊藤公の遺徳を市内外へ広め、次世代への継承を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
文化財・歴史的資源の保存・継承 書籍「未来をひらく 光市の歴史文化」や文化財カルテ ⁵⁸ 等を活用し、文化財・歴史的資源の保存・継承に努めるとともに、次代を担う子どもたちを対象とした出前講座の実施や現地学習の機会を創出し、ふるさとの歴史への誇りや愛着を持てる取組を推進します。	文化・社会教育課
伝統芸能や祭りの保存・活用・継承 市民と協働で、地域に密着した伝統芸能や祭りの保存・承継を図るとともに資源のネットワーク化を行い、地域コミュニティ ⁴⁰ の活性化や地域間の伝統芸能を愛する心を醸成します。	文化・社会教育課

主な取組・概要	担 当
伝統芸能の後継者の育成	
地域の特色ある伝統芸能の保存に向けた後継者の育成を図るとともに、次代を担う子どもたちに、地域の伝統芸能等にふれる機会を創出し、地域の伝統芸能を愛する心を醸成します。	文化・社会教育課
伊藤博文公遺徳継承事業	
伊藤公の生涯や業績を学び、継承していくため、企画展や子ども歴史講座を開催し、伊藤公の遺徳を知る機会の創出に努めます。	文化・社会教育課
伊藤公カップ英語スピーチコンテスト²の実施【再掲】	
伊藤公が多く功績を残すことができた要因の1つである英語の表現活動の重要性を子どもたちに継承するため、英語によるスピーチの機会を提供することにより、表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。	文化・社会教育課
伊藤公資料館における常設展示の充実	
伊藤公資料館が収蔵する資料について整理及び調査を行い、伊藤公の書簡や歴代総理大臣の書をはじめとする定期的な展示替えや、理解促進を図るための解説パネルや資料の充実に努めます。	文化・社会教育課
伊藤公資料館の利用促進	
伊藤公資料館に関する情報等について、マスコミ等に向けたパンフレットの配布やホームページの更新、SNS ⁷ の活用などにより積極的な発信を行うとともに、関係機関と連携し、資料館を活用した地域の活性化の推進や教育的観点も踏まえながら、利用促進を図ります。	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①文化財の保存活用に携わる市民ボランティアの数 (年度)	250 人	280 人
②地域の行事やお祭りに積極的に参加している人の割合	34.7%	39.5%
③伊藤公資料館の企画展入館者数及び講座参加者数 (年度)	1,388 人	3,000 人

※近況値出典【年度】：①③文化・社会教育課【R2】 ②光市まちづくり市民アンケート【R3】

Pick Up

伊藤公資料館～映像リニューアル～

伊藤博文公の生誕 180 年を記念し、資料館のシアター映像をリニューアルしました。伊藤博文公の成長過程や業績を紹介する映像と合間のクイズコーナーを含めた 3 部構成の 30 分映像を 86 型大型モニターで上映しています。お立ち寄りの際には、是非ご観覧ください。



具体的施策 3-4 芸術・文化活動の振興と活性化

【具体的施策の方針】

市民の芸術・文化活動への関心を高め、活動機会の拡充を図るため、市民創作活動の発表の場、芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めるとともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実を図るなど、文化行事等への参加者の拡大に努めます。

また、公益財団法人光市文化振興財団や光文化協会をはじめとする文化団体の活動の支援や発表の場の提供を行うとともに、市民の自主的な文化・芸術活動を支援するなど、各種団体における指導者や活動を担う人材育成の支援に努めます。

さらには、重要無形文化財²⁵保持者（人間国宝）の優れた作品を市民が身近に鑑賞できる機会等を創出するなど、芸術や文化に対する市民の意識の高揚を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
芸術・文化活動に関する情報の提供	
市民の芸術・文化活動に対する関心を高め、芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実を図ります。	文化・社会教育課
地域における芸術・文化活動及び団体等への支援	
各文化施設等での芸術・文化活動の発表の場の拡充や市民の自主的な芸術・文化活動の支援とともに、関係団体の育成に努めます。	文化・社会教育課
芸術・文化にふれる機会の充実	
市民の芸術・文化交流の場を提供するとともに、質の高い芸術・文化の鑑賞機会を創出します。	文化・社会教育課
芸術・文化活動と関連施策との連携	
芸術・文化により生み出される様々な価値を継承し、発展させ、新たな価値の創造に活用するため、観光やまちづくりなどの関連分野における施策との連携に努めます。	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①光市美術展・光市芸能祭・光市文化祭の参加者数（観客・スタッフ・出演者）（年度）	56 人	6,000 人

※近況値出典【年度】：①文化・社会教育課【R2】

具体的施策 3-5 歴史・文化施設の利用促進と環境整備

【具体的施策の方針】

伊藤公資料館では、初代内閣総理大臣伊藤博文公の遺品等を展示して同公の生涯や業績を紹介するとともに、幕末から明治末までの日本の動きを学習する場として、企画展や周辺環境の整備を進めるとともに、観光資源としての利用促進に努めます。

市民ホールや文化センター、光ふるさと郷土館では、運営に指定管理者制度を有効に活用しながら、文化関連施設の効果的、効率的な管理・運営に努めるとともに、市民ニーズを踏まえた情報発信や事業展開を図るなど、市民の自主的な芸術・文化活動の拠点としての利用を促進します。

また、市民が施設をより安全かつ快適に利用できるよう、施設内の設備の充実や建物の保全・管理など、環境の整備を図るとともに、光ふるさと郷土館については、これからのあり方について検討します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
歴史・文化施設等の整備・充実	
歴史・文化施設等を効果的に活用し、多彩な芸術・文化活動を促進するため、歴史・文化施設等の良好な維持管理に努めるとともに、市民が芸術・文化活動に関する情報を入手しやすい環境の整備とともに、施設の利用を促進します。	文化・社会教育課
伊藤公資料館における常設展示の充実【再掲】	
伊藤公資料館が収蔵する資料について整理及び調査を行い、伊藤公の書簡や歴代総理大臣の書をはじめとする定期的な展示替えや、理解促進を図るための解説パネルや資料の充実に努めます。	文化・社会教育課
伊藤公資料館の利用促進【再掲】	
伊藤公資料館に関する情報等について、マスコミ等に向けたパンフレットの配布やホームページの更新、SNS ⁷¹ の活用などにより積極的な発信を行うとともに、関係機関と連携し、資料館を活用した地域の活性化の推進や教育的観点も踏まえながら、利用促進を図ります。	文化・社会教育課
光ふるさと郷土館のあり方の検討	
光ふるさと郷土館のこれからのあり方について検討します。	文化・社会教育課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①歴史・文化施設の利用者数 (年度)	25,877 人	108,000 人

※近況値出典【年度】：①文化・社会教育課【R2】

具体的施策 3-6 市民の身近にある図書館の運営と充実

【具体的施策の方針】

「光市立図書館運営方針⁵⁴」の基本理念である市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指し、4つの運営方針となる「市民図書館」「コンシェルジュ図書館」「子どもの読書活動支援図書館」「スローライフ図書館」の各施策を推進していくとともに、「新しい生活様式」を踏まえた電子書籍の有効な活用など、市民の利便性や生涯学習意欲を高める利用者サービスの充実に努めます。

また、重要な生涯学習拠点の一つとして、一人ひとりの人生を豊かにする読書や調査研究のための多様な資料を収集し、提供するとともに、地域の歴史や文化を伝える資料の保存に努めます。

さらには、図書館協議会委員の意見を踏まえ、市民との協働による図書館運営を推進するとともに、これからの図書館のあり方について検討します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
市民との連携・協働	
光市立図書館ボランティア活動協議会との連携・協働を促進し、図書館まつりなど多様な協働事業を展開します。	図 書 館
図書館協議会の開催	
図書館協議会委員の意見を踏まえ、図書館サービスの向上に努めます。	図 書 館
図書資料の充実	
一人ひとりの人生を豊かにする読書や調査研究に資する多様な資料の充実に努めます。	図 書 館
利用者サービスの充実	
インターネットによる資料検索・貸出予約や、SNS ⁷¹ を活用した情報発信などの充実に努めるとともに、電子図書館サービスの普及啓発に努めます。	図 書 館
図書館職員の資質・能力の向上	
高度化・多様化するニーズに応じていくために、各種研修会に参加し、図書館職員の資質・能力の向上に努めます。	図 書 館
第4次光市子どもの読書活動推進計画³⁷の推進	
子どもの発達段階に応じた読書活動のため、家庭、地域、学校等関係機関と相互に連携を図りながら、「第4次光市子どもの読書活動推進計画」を推進します。	図 書 館

主な取組・概要	担 当
図書館周辺の環境整備	図 書 館
市民と協働して、花壇などの環境整備に努め、自然豊かで親しみのある読書環境の整備を図ります。	
図書館のあり方の検討	図 書 館
市民の多様な意見を踏まえ、これからの図書館のあり方について検討します。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①図書館入館者数 (年度)	61,143 人	87,000 人
②図書館貸出密度 (貸出点数/人口) (年度)	4.34 点	5.40 点
③児童書貸出冊数 (年度)	70,570 冊	82,000 冊
④電子書籍貸出点数 (年度)	1,284 点	5,000 点
⑤図書館ボランティア人数	94 人	95 人

※近況値出典【年度】：①②③⑤図書館【R2】

④図書館【R2】 (R3. 1. 15 から貸出開始)

Pick Up

電子図書館サービスの導入

令和3年1月15日から、インターネットにつながるスマートフォン、タブレット³⁸端末、パソコンから、いつでもどこでも光市立図書館所蔵の電子書籍を借りて読むことができる、ウェブ上の図書館が始まりました。文字の大きさを自由に変えることができる本や、動く絵本、音が出る図鑑など、電子書籍の特徴を生かし、市民の多様なニーズに対応しています。また、新型コロナウイルス感染症等による長期休館時や、普段の来館が困難な方にも読書を楽しんでいただくことができます。



具体的施策 3-7 スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

【具体的施策の方針】

スポーツは、心身の健康や生活の豊かさの活力となり、青少年の健全育成や地域コミュニティ⁴⁰の活性化等の多面的な役割を担っていることから、一人ひとりのライフステージ⁶²に応じて、年齢や性別、障害の有無に関わらず、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるレクリエーションスポーツ⁶³の普及を推進します。

また、スポーツを「みる」「ささえる」など多様な関わり方の充実を目指して、スポーツ関係団体等の連携を深めながら競技スポーツの推進を図るとともに、スポーツボランティア等の育成に努めるなど、豊かなスポーツライフの実現に向けた取組を推進します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
光市スポーツ推進基本計画⁵¹の推進	
「光市スポーツ推進基本計画」に基づき、スポーツの特性を活かした心身の健康の向上を図るとともに、地域や人の交流を促し、元気で心豊かな人づくりや活力あるまちづくりを目指します。	体 育 課
ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動の普及と推進	
遊びや運動の楽しさを覚える幼少期から、学校体育や競技スポーツ活動に取り組む少年期、心身の健康や体力減少防止に多様なスポーツ活動に継続的に関わる青年期から壮年期、健康や体力づくりにより運動機能の維持を図る高齢期のスポーツ活動など、年代ごとにスポーツに親しみ社会生活を維持できる環境づくりに努めます。	体 育 課
地域スポーツ活動の推進・支援	
市民と行政のコーディネーターであるスポーツ推進委員との連携により、地域におけるスポーツの指導及び普及推進を図ります。また、各種スポーツ団体との連携を図り、地域における青少年の健全育成や高齢者及び障害者スポーツ活動を推進します。	体 育 課
総合型地域スポーツクラブ³²の育成・支援	
総合型地域スポーツクラブの特性を活かした柔軟なスポーツ活動の推進、育成及び支援に努めます。また、地域スポーツクラブの活動について、市民や各種団体等に対する啓発に努めます。	体 育 課
各種スポーツイベント等の開催	
誰もが気軽にスポーツに関わる機会の創出に向けて、スポーツイベントや出前講座等を開催し、内容の充実や積極的な情報発信を図るとともに、ニュースポーツ ⁴⁵ の普及に努めます。また、イベント等をささえるスポーツボランティアの育成に努めます。	体 育 課

主な取組・概要	担 当
競技力向上に向けた支援 体育協会を中心として、学校や競技団体、関係団体等との連携を図りながら、県及び中国地区並びに全国大会等の開催引受けや大会参加における支援に努めます。また、スポーツで優秀な成績を収めた選手を表彰することにより、更なる競技スポーツの意識の高揚と地域活性化の醸成に努めます。 加えて、児童生徒への競技の正しい知識と理解をはじめ、競技力の向上に向けた素地を養うとともに、バランスのとれた体力の向上を図ります。	体 育 課 学 校 教 育 課
指導者の育成と活用 スポーツ少年団をはじめ、学校の部活動や各種団体等のスポーツ活動における競技スポーツの普及・拡大を推進するため、専門的な知識や技術を持った指導者の確保や育成に向けて、関係団体との協力を得ながら、各種研修会の実施や情報提供に努め、指導者の資質・能力の向上を図ります。	体 育 課
競技スポーツ選手の育成 体育協会を中心として、学校や競技団体、関係団体等との連携を図りながら、指導者による効果的なトレーニングや指導に努め、専門家等の協力を得ながら選手の育成と競技力の向上を図ります。	体 育 課
スポーツ関係団体の育成・支援 スポーツ推進委員協議会をはじめ、体育協会、学校、コミュニティセンター²⁵等との連携を緊密にしてスポーツの推進を図るとともに、必要に応じた支援・育成に努めます。	体 育 課
各種組織の充実と加盟団体の育成・強化 スポーツ活動が地域の交流や活性化に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、スポーツを取り巻く情勢の変化に対応できるよう、団体間の連携を図るとともに、各組織体制の充実と育成強化に努めます。	体 育 課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①週1回以上運動・スポーツをする人の割合	48.6%	65.0%
②スポーツ行事・大会（市主催）への参加人数（年度）	1,101人	4,000人
③スポーツ優秀選手表彰件数（年）	46件	80件

※近況値出典【年度】：①光市まちづくり市民アンケート【R3】 ②③体育課【R2】

Pick Up

光市のスポーツイベント

～瀬戸内海×梅のコントラストが楽しめるウォーキングイベント～

春先恒例の「コバルト・ウォーク」は、「梅まつり」の期間内に合わせ実施しているウォーキングイベントです。約2,000本の梅が咲き乱れる山口県NO.1の梅園がある冠山総合公園をコースとし、美しい梅の世界を楽しみながら爽快な気分を味わうことができます。



具体的施策 3-8 スポーツ施設の活用と充実

【具体的施策の方針】

既存スポーツ施設の有効活用を図るために、安全で安心してスポーツに親しみ、関わり、楽しむことができるよう計画的な施設整備や適切な維持管理に努めるとともに、指定管理者による効率的な管理運営を実施し、利用者サービスの一層の向上を図ります。

また、大規模施設においては、市民がトップレベルの競技を実際に観る機会やスポーツイベント等を支える機会を提供する場として、効果的な施設の活用と利用の促進を図ります。

さらには、身近で気軽に利用できる学校体育施設等において、地域交流の拠点施設として更なる有効活用を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
施設管理の充実 各施設について計画的かつ効果的な整備を図るとともに、指定管理者における適切な施設の維持管理や効率的な管理運営を実施し、安全で快適なスポーツ活動の場の提供に努めます。 また、総合体育館や大和総合運動公園等の拠点施設において、大規模大会やトップレベルの競技大会の誘致など、施設の特性を活かした活用に努めます。	体 育 課
学校体育施設の開放 地域におけるスポーツ活動の場として、多くの市民が利用できるよう利用状況を情報提供するとともに、学校と連携を図りながらより安全に使用できる施設の管理運営に努めます。	体 育 課 教 育 総 務 課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①主要スポーツ施設の利用者数 (年度)	305,349 人	555,000 人

※近況値出典【年度】：①体育課【R2】

4 社会の変化を見据えた教育環境の整備・充実

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒が日々集う「学びと育ちの拠点」であると同時に、コミュニティ・スクール¹⁹としての様々な活動を支える「交流の拠点」でもあります。塩田・東荷小学校ではコミュニティセンター²⁵との複合化が実現し、地域とのつながりが一層強くなっています。また、災害や緊急時には地域の避難場所となる「防災の拠点」としての役割も担っており、本市でも大きな被害が発生した平成30年7月豪雨をはじめ、全国各地で自然災害が頻発する中、地域とともにある学校づくりに向けた更なる進化が求められています。

市立小・中学校においては、近年の猛暑に対して全ての普通教室及び使用頻度の高い特別教室への空調設備の整備や、通学路の安全点検の推進、継続的な安全教育の指導や展開など、児童生徒の安全・安心対策を最優先に取り組んできました。また、屋上防水等工事やトイレの洋式化など、老朽化した学校施設の改修を進めたほか、国の「GIGAスクール構想⁶⁶」に迅速に呼応し、児童生徒に1人1台のタブレット³⁸端末や大型提示装置⁵等を導入するなど、快適に学べる教育環境の整備・充実に努めました。

今後は、令和3年3月に策定した光市学校施設長寿命化計画に基づき、安全・安心で快適な教育環境を整備するとともに、栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供及び食育²⁸の積極的な推進や就学の支援、学校における働き方改革の推進などを実施し、社会の変化を見据えた教育環境の整備・充実に努める必要があります。

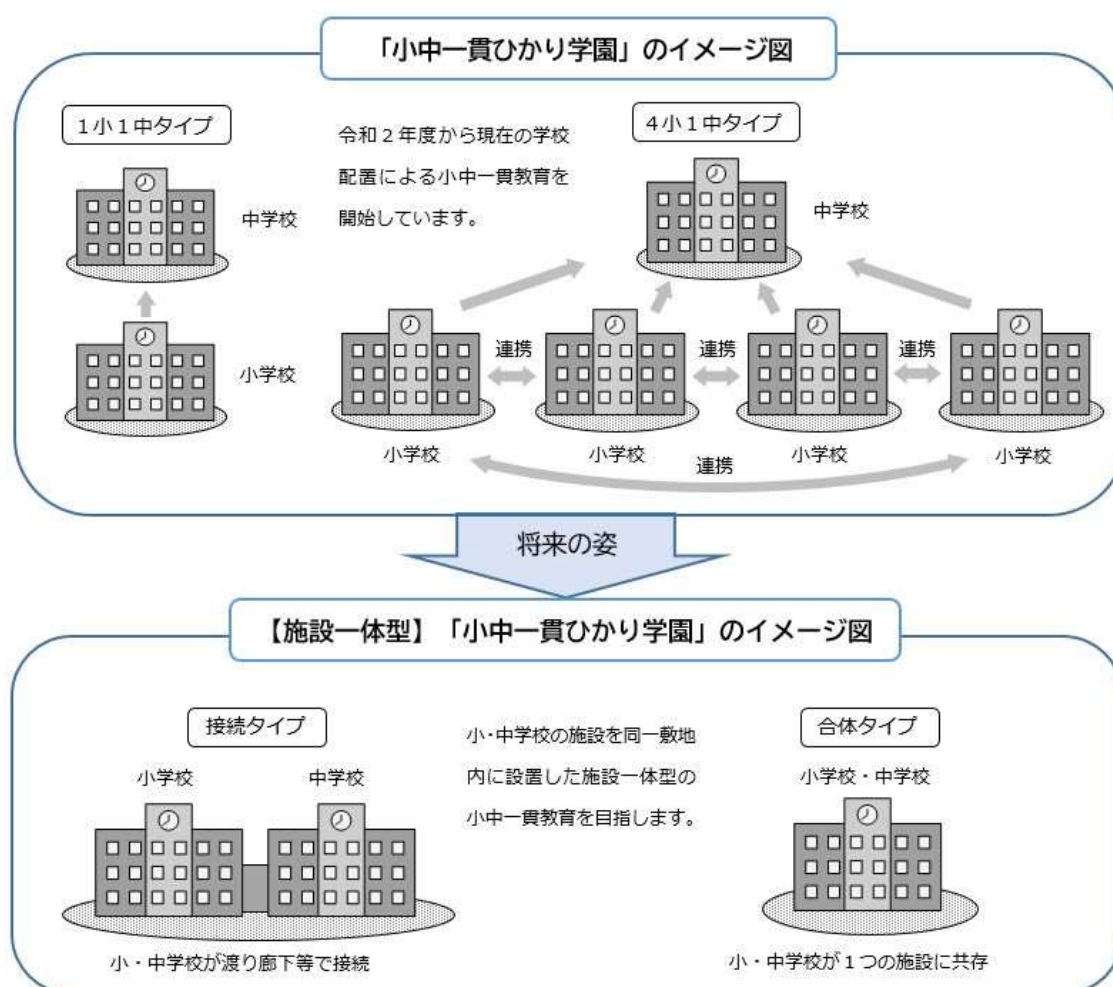
具体的施策 4-1 将来に向けた教育環境の整備

【具体的施策の方針】

令和2年度から開始した小中一貫教育²⁷における教育効果をさらに高めるとともに、施設の老朽化に対応するため、適正規模・適正配置等の視点に基づく学校のあり方を踏まえ、施設一体型による小中一貫教育の具現化に着手します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
連携・協働教育を支える学校づくりの推進 令和4年3月に策定した施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針に基づき、施設一体型による小中一貫ひかり学園の計画的な整備を進めます。	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課



具体的施策 4-2 安全・安心な学校づくりの推進

【具体的施策の方針】

各校の学校安全計画や危機管理マニュアルに基づいた、生活安全、交通安全、災害安全（防災）の取組を推進し、学校の危機対応能力の強化と、安全に関する子どもたちの資質・能力の向上、加えて「自助・共助・公助」の力の育成を目指す安全教育を推進します。

また、通学路における危険箇所を抽出し、道路管理者等の関係機関やPTA及び地元関係者と連携し、危険個所の改善や安全確保に努めるとともに、地域と一体となった児童生徒の見守り活動等を推進します。

児童生徒の遊びや生活の場である学校施設の安全性や快適性を確保するため、令和3年3月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化改修等を検討するとともに、洋式化を中心としたトイレ改修工事や体育館屋根防水等工事を計画的に実施するなど、学校施設の環境改善に努めます。なお、学校施設長寿命化計画は施設一体型の小中一貫教育²⁷の具現化を見据えながら推進します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
継続的な安全教育の展開 学校安全計画や危機管理マニュアルに基づき、安全確保に万全を期すとともに、安全意識の向上と危機対応力を高めるため、児童生徒や保護者への継続的な安全教育を展開します。 また、近年頻発している大規模な自然災害等にも適切に対応する防災対応能力の向上を図ります。	学 校 教 育 課
通学路の安全点検等の実施 通学路の安全点検等を着実に実施するとともに、地域と一体となった見守り活動や交通安全活動を推進します。	学 校 教 育 課
施設の安全性・快適性の確保 老朽化した学校施設の長寿命化改修等の実施を検討するとともに、トイレ改修工事や体育館屋根防水等工事など補修・改修を実施し、安全性・快適性の確保に努めます。	教 育 総 務 課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①通学路の安全点検の実施回数（累計）	5 回	5 回
②小・中学校施設の洋式トイレの設置率	42.2%	65.0%

※近況値出典【年度】：①学校教育課【R3】（H29-R3 累計）、目標値（R4-R8 累計） ②教育総務課【R2】

Pick Up

通学路の安全確保の取組

市では、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成 26 年度に「光市通学路交通安全プログラム」を策定し、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の安全対策に取り組んでいます。

毎年、警察・道路管理者・学校・地域住民等の関係機関の参加による「光市通学路合同点検会議」を開催し、通学路の危険箇所の対策を協議し、各関係機関において必要な安全対策を実施するとともに、地域と一体となった見守り活動や交通安全活動を展開しています。



具体的施策 4-3 質の高い教育環境の整備・充実

【具体的施策の方針】

社会の動向に応じて変化する学校生活を安心して過ごせる環境整備や、学習指導要領¹¹に沿った質の高い学びができるよう、学校管理備品をはじめ、教育振興備品や学習教材の充実に努めるとともに、学校における読書活動を推進するため、学校図書等の充実による学校図書標準の達成及び学校司書の資質・能力の向上に努めます。

また、国が示す「GIGAスクール構想⁶⁶」に呼応した児童生徒 1 人 1 台のタブレット³⁸端末や大型提示装置⁵、校内での分散授業や小小連携、小中連携、市外の他校等との学習活動に活用する周辺機器の整備など、個別最適化された学びや協働的な学びの実現のため、学校 ICT⁶⁸ 環境の充実に努めます。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
学校管理備品等の充実	教 育 総 務 課
社会の動向に応じて変化する学校生活を児童生徒及び教職員が安心して過ごせるとともに、円滑な学校運営に資する環境整備のため、適宜、管理備品の更新に努めます。	
学校教育振興備品等の充実	教 育 総 務 課
全ての児童生徒が学習指導要領に沿った質の高い学びができるよう、授業に必要な教育振興備品等の充実に努めます。	

主な取組・概要	担 当
学校図書館の充実 学校図書館が「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能を効果的に発揮できるよう、学校図書等の図書資料の充実や読書環境の整備、学校司書の資質・能力の向上を図ります。 また、市立図書館と連携し、巡回図書の配本の活用や図書館職員による出前講座の実施などにより、児童生徒の読書活動を促進します。	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 図 書 館
I C T⁶⁸を活用した教育環境の整備・充実 多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや協働的な学びの実現を目指し、児童生徒1人1台端末をはじめ、I C Tを活用した教育環境の整備・充実に努めます。	教 育 総 務 課
教育情報セキュリティの確保 児童生徒や教職員が安全に安心してI C T機器を活用できるよう、コンピュータウイルスや不正アクセスに対するセキュリティ対策を講じるとともに、有害情報等による被害を予防するフィルタリングソフト等の適切な運用を図ります。	教 育 総 務 課
中学生の海外派遣事業の実施【再掲】 イングリッシュプラン光³の一環として、中学生等を海外へ派遣し、語学研修やホームステイを通して、コミュニケーション能力や国際感覚、責任感等を身に付けるとともに、国際社会に活躍できる人材の育成を目指します。 また、教育フォーラムなど様々な機会を通じて、海外派遣の成果を報告するとともに、異文化に関する情報の共有や国際理解の促進を図ります。	教 育 総 務 課
私学振興への支援 私立学校の自主性を尊重しながら、生徒の学力向上や就職指導のほか、教育環境の整備に必要な支援を行います。	教 育 総 務 課

【成果指標】

指標名	近況値	目標値（R8）
①学校図書館図書標準 ¹⁰ 達成度（全体）	122.5%	100.0%以上
②学校図書館図書標準達成度（達成している学校の割合）	87.5%	100.0%
③学校における教育用コンピュータの設置割合	1人1台	1人1台

※近況値出典【年度】：①②③教育総務課【R2】

具体的施策 4-4 健やかな心と体を育む学校給食の充実

【具体的施策の方針】

日頃より、施設の適切な管理運営に努めるとともに、日常的な衛生管理等を徹底することで、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

また、学校給食は成長期における児童生徒の心身の健全な発達に資するだけでなく、日常生活における望ましい食習慣の形成や感謝の気持ちの醸成、伝統的な食文化についての理解など、食育²⁸としての教育的意義も担っていることから、栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供に努めます。

さらには、児童生徒が食への理解を深めることで、SDGsの理念を踏まえた「食品ロス」の低減に向けた取組を推進します。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
安全・安心な学校給食の提供	
学校給食危機管理マニュアルや、国の定めた衛生管理基準・マニュアルに準じて衛生管理を徹底するとともに、保護者や学校、納入事業者、調理等事業者等の学校給食関係者と学校給食に係る情報や事故予防にかかる情報の共有を行うことにより、事故の未然防止に努めます。	学校給食センター
栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供	
児童生徒に必要な栄養の量、バランスに配慮するとともに、行事食をはじめ、季節の食材を活用した料理、世界の料理など多様性にも配慮した学校給食の提供を行います。	学校給食センター
食育指導の充実	
学校給食を活用した食育指導は、家庭への波及効果も期待できる重要な役割を担っていることから、栄養教諭や栄養士による学校巡回訪問の充実とともに、給食センターで実際の調理風景の見学などを通じて食育指導の充実を図ります。	学校給食センター 学 校 教 育 課
学校給食における地産地消⁴²の推進【再掲】	
地域の産物への理解や生産者への感謝の気持ちを育むなどの食育の推進を図るため、地場産食材の積極的な使用に努めます。	学校給食センター 農 林 水 産 課
効果的・効率的な施設運営	
定期的な機器メンテナンスに加え、職員による日常点検により、施設を常に良好な状態に保つとともに、民間調理事業者の技術、知識、経験を活かし給食の質の更なる向上を図るなど効果的・効率的な運営に努めます。	学校給食センター

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①給食停止日数	0 日	0 日
②光市産食材の使用率	17.4%	30.0%
③好き嫌いせず食べることが大切だと思う児童生徒の割合	<小学校5年生> 90.8% <中学校2年生> 92.3%	増加させる

※近況値出典【年度】：①②学校給食センター【R2】③学校給食センター【R3】

Pick Up

学校給食ができるまで ～光市の給食パンは自家製パン～

平成26年8月に完成した光市学校給食センターには、製パン室が設けられており、全国でも珍しい「パンを生地から作る自家製パン」を提供しています。専門のスタッフが材料から生地仕込み・発酵・成型を行い、当日の朝に焼き上げることで、美味しい焼き立てパンを市内の学校に届けています。パンの材料には、山口県産の小麦粉と米粉を使用しており、美味しさだけでなく、地産地消⁴²や栄養バランスに配慮した特別なパンを提供しています。



具体的施策 4-5 就学の支援

【具体的施策の方針】

子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現のため、社会経済や雇用情勢の変化などの様々な理由により、児童生徒の就学に必要な費用の負担が困難な世帯であっても、義務教育を等しく受けることができるよう、就学援助等の事業により児童生徒の保護者を支援します。

また、向学心に富み、有能な資質を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に、奨学金の貸付を行います。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
就学援助・特別支援教育就学奨励事業の実施	教 育 総 務 課
経済的な理由に左右されず義務教育を等しく受けることができるよう、児童生徒の就学に必要な費用の負担が困難な保護者に対し、学用品費等の援助を実施します。	
奨学金等による就学支援の実施	学 校 教 育 課
学生の修学機会の確保のため、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に在学している人を対象に奨学金の貸付を行います。	

具体的施策 4-6 教職員の資質・能力の向上

【具体的施策の方針】

よりよい学校教育の創造に向けて、教職員の資質・能力の向上に向けた取組が求められていることから、キャリアステージを見据えた教職員一人ひとりの適性・能力・課題に応じた多様な研修の機会を提供するとともに、校内での組織的な人材育成を支援し、未来社会を生きるために必要な力を子どもたちに育成するための「学び」の充実等に向けた教職員の資質・能力の向上を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
キャリアステージに応じた教職員研修の充実	学 校 教 育 課 教育開発研究所
キャリアステージごとに求められる教職員一人ひとりの資質・能力の向上を目指した研修を、計画的・継続的に実施します。	
I C T⁶⁸を効果的に活用した授業力の向上	学 校 教 育 課 教育開発研究所
光市教育開発研究所 ⁴⁸ 及び光市教育先端技術チーム(H E A T ⁶⁷)による調査研究等を活かし、I C T担当教員を核とした日常的な研修などを通して、児童生徒のI C T活用を指導するための資質・能力の向上を図ります。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①「授業中にI C Tを活用して指導する能力」の項目について「できる」「ややできる」と答えた教員の割合	75.0%	90.0%

※近況値出典【年度】：①学校教育課：学校における教育の情報化の実態等に関する調査【R2】

具体的施策 4-7 学校における働き方改革の推進

【具体的施策の方針】

社会の急激な変化が進む中で、学校が抱える課題はより複雑化・多様化しており、それに伴う教職員の多忙化が顕在化していることから、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、これまでの業務改善の取組を継続しつつ、学校の総合力の向上に取り組み、持続可能な学校の指導・運営体制の実現や子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の充実を図ります。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
教職員の勤務時間の適切な管理と意識改革の推進	学 校 教 育 課
教職員の業務の適正化や部活動のあり方の見直し等を着実に進めるとともに、教職員自らの正確な時間外在校等時間の把握をもとに、タイムマネジメント等の意識の向上を図り、ワーク・ライフ・バランス ⁶⁴ の実現に向けた主体的な取組を推進します。	
I C T⁶⁸を活用した教職員の業務の見直し及び改善	学 校 教 育 課 教 育 総 務 課
タブレット ³⁸ 端末や、統合型校務支援システム等のI C Tを活用して、組織的な業務の見直し及び改善を図ります。	
学校給食費の公会計化	学校給食センター 学 校 教 育 課
学校給食費に係る徴収・管理業務を学校から学校給食センターへ集約することにより、教員の当該業務にかかる負担を軽減します。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①教員一人当たり1か月平均時間外在校等時間	小学校 44.4 時間 中学校 43.8 時間	小学校 45 時間以内 中学校 45 時間以内

※近況値出典【年度】：①学校教育課【R1】

具体的施策 4-8 教育に関する先導的調査研究の推進

【具体的施策の方針】

子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、諸課題を学校・家庭・地域が共有し、その解決に向け、協働して取り組むことが求められていることから、学校改革の推進や教育活動の充実・改善を図るため、新たな教育の創造に向けたICT⁶⁸活用や、連携と協働を基盤とした教育に関する調査研究等を行うとともに、教育に関する情報発信と啓発を行います。

【主な取組】

主な取組・概要	担 当
個別最適な学びと協働的な学びの充実に関する調査研究	教育開発研究所
子どもが主役になる授業を実現するため、ICT環境を最大限活用し、「主体的、対話的で深い学び」を切り口とした指導方法、評価のあり方について研究します。	
連携と協働を基盤とした教育に関する調査研究	教育開発研究所
義務教育9年間を見通して、学校・家庭・地域が連携・協働したカリキュラムマネジメントについて研究します。	
中学校部活動のあり方についての調査研究	教育開発研究所 学 校 教 育 課
中学校における部活動の段階的な地域移行等について調査研究します。	
教育に関する情報の発信と啓発	教育開発研究所
広報紙「光市の教育」や機関紙「共創」及び「研究紀要」を発行するとともに、これまでの研究成果の情報発信に努めます。 また、教育の現状や課題を共有するため、「教育フォーラム」を開催します。	

【成果指標】

指標名	近況値	目標値 (R8)
①教育フォーラム開催に係る肯定的な回答の割合	— 【R2 中止】	80%以上

※近況値出典【年度】：①教育開発研究所【R2】

第4章 計画の推進に向けて

1 連携と協働による推進

本計画の実施にあたっては、計画内容について広く周知するとともに、教育に関する積極的な情報発信を行い、市民一人ひとりの教育に関する意識を高め、学校・家庭・地域、行政の綿密な「連携と協働」を通して、施策の円滑な推進を図ります。

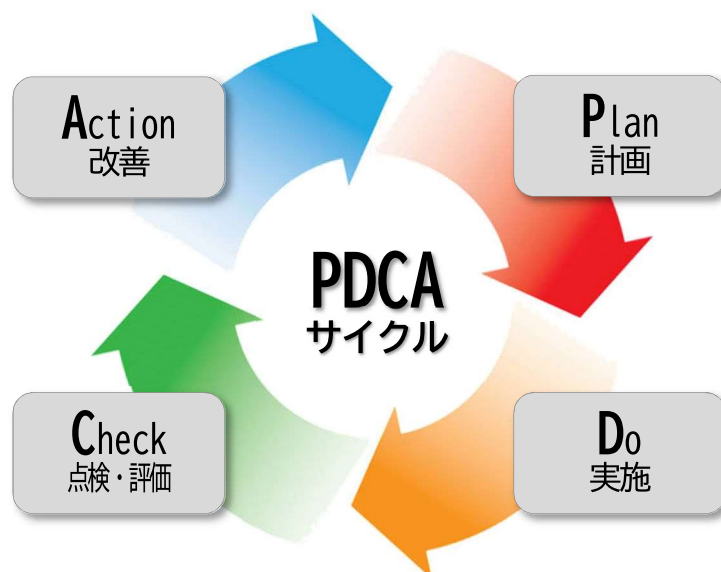
また、未来を担う子どもたちの育成においては、学校・家庭・地域が、本市が目指す「光っ子」の具体的な「すがた」を共有し、それぞれが適切な役割と責任を果たしつつ、「連携と協働」による社会総掛かりでの教育の実現を図ります。

さらに、教育に関わる施策は、教育委員会をはじめ、子ども家庭課、健康増進課、地域づくり推進課など市長部局の関係課も含んでいることから、各部署と連携を図りながら、各施策を横断的かつ総合的に推進します。

2 進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、計画に掲げた施策や主な取組について、定期的に進行状況の点検と評価を行う必要があります。

教育委員会では毎年度、事務評価委員会を開催し、計画や予算に基づく各事業について点検・評価を行い公表しています。この点検・評価については、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)のマネジメントサイクル「PDCA⁷⁰サイクル」の考え方に基づいて行い、本計画に示す目標値の達成度合いを基準に、必要な改善策を検討して新たな施策に結び付け、実効性のある計画の推進に努めます。



第1次計画の成果・検証

第1次計画（平成30年度～令和3年度）は、光市教育大綱（平成29年度～令和3年度）で定めた教育理念、教育目標、教育行政推進上の柱とする5つの基本目標及び特に子どもたちの教育に焦点を当てて重点的に取り組む6つの教育戦略「教育ブランドひかり¹⁶」を示した上で、その実現に向け、重点的に取り組む施策の方向性や施策体系を明らかにし、具体的な施策や取組みを定めたものです。

ここでは、第1次計画に基づく主な取組・成果を示すとともに、計画策定時に設定した主な指標の検証を行います。

第1次計画の基本目標・基本施策

基本目標 1 「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本施策：1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進

基本施策：1-2 連携と協働で育む学校教育の推進

基本施策：1-3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進

基本目標 2 絆を育む つながりをととした家庭教育支援の推進

基本施策：2-1 地域ぐるみの子育て支援の推進

基本施策：2-2 組織的な家庭教育支援の充実

基本目標 3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本施策：3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進

基本施策：3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進

基本施策：3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

基本目標 4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本施策：4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会²⁷の推進

基本施策：4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実

基本施策：4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

基本施策：4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実

基本目標 5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

基本施策：5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実

基本施策：5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実

基本目標1 「生きる力¹」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本施策・具体的施策・主な取組	
1-1 質の高い幼児期の教育・保育の推進	
1 子育て支援の総合的な推進	
1 「おっぱい都市宣言 ⁷ 」に基づく子育て支援の展開	
2 光市子ども・子育て支援事業計画に基づく総合的な子育て支援の推進	
2 幼児教育の充実	
1 幼稚園施設の整備・充実	
2 幼児教育に関する研修会の実施	
3 保育環境の充実	
1 各種保育事業の実施	
2 保育所施設の整備・充実	
3 公立保育所の耐震化の推進	
4 保育士の確保対策の推進	
1-2 連携と協働で育む学校教育の推進	
1 確かな学力を育む教育の推進	
1 「チーム光 ⁴¹ 」による学力向上を目指した授業づくり	
2 新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践	
3 グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光 ³ 」の推進	
2 豊かな心を育む教育の推進	
1 夢の実現に向け志を抱かせるキャリア教育 ¹⁵ の推進	
2 地域と連携した福祉教育の推進	
3 未来のパパママ応援事業の実施	
4 生命を尊び、自然を大切にする環境教育の推進	
5 スクールライフ支援員 ³⁰ による支援の拡大	
6 心療カウンセラーの派遣による支援の充実	
7 不登校未然防止への取組みの充実	
8 いじめ等への総合的な対応の強化	

基本施策・具体的施策・主な取組	
3	健やかな体を育む教育の推進
1	1 体育的教育活動の推進
2	2 学校保健の充実
3	3 学校における食育 ²⁹ の推進
4	4 学校給食における地産地消 ⁴² の推進
5	5 よい歯のコンクールの実施
6	6 喫煙防止の啓発
7	7 出前健康講座の実施
4	4 特別支援教育 ⁴⁴ の推進
1	1 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実
2	2 光っ子サポーター ⁵⁶ による支援の充実
3	3 専門性を活かした相談、支援体制の整備
5	5 連携・協働教育の充実と進化
1	1 連携教育から一貫教育への深化・充実
2	2 次世代型コミュニティ・スクール ²³ の進化
3	3 地域学校協働活動の推進
6	6 国際性豊かな人づくり
1	1 中学生等海外派遣事業の推進
2	2 グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン ³ 」の推進（再掲）
3	3 伊藤公カップ英語スピーチコンテスト ² の実施
7	7 高校・高等教育の推進
1	1 私学振興への支援
2	2 奨学金等による就学支援の実施
8	8 教職員の資質の向上
1	1 各種研修、職場体験等による研修機会の充実
1－3 教育開発研究所における先導的調査研究の推進	
1	1 心の豊かな成長を育む学校運営の調査研究
1	1 学校運営部会による「特別の教科 道徳」に係る研究・推進
2	2 光を探究する学びに関する調査研究
1	1 教育課程部会による「光市民学 ⁸² 」の教材開発と実践
3	3 カリキュラム編成や指導方法の調査研究
1	1 教育実践部会による小中連携・一貫を基盤とした外国語教育等の研究・推進

基本施策・具体的施策・主な取組	
	4 教育に関する情報の収集・発信・啓発
1	各種教育広報紙、研究紀要等の発行と教育フォーラムの開催

【主な成果】

● 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定

子育て世帯のニーズや「おっばい都市宣言」の理念を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て環境の向上・魅力創出に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進しています。

● 公立保育所の耐震化

安全で安心できる保育環境を実現するため、光市公立保育所施設耐震化推進計画に基づき耐震改修工事を行うなど、平成30年度末をもって、全ての公立保育所施設の耐震化を完了しました。

● 公立幼稚園の再編

平成30年度に、やよい幼稚園1園とする公立幼稚園の再編を行いました。また、公立幼稚園の保育料を見直し、令和元年度から私立幼稚園と同額に改定しました。

● イングリッシュプラン光³の推進

授業や多様な場面でのALT（外国語指導助手）の積極的な活用や英語体験型ワークショップの実施など、児童生徒のコミュニケーション能力の向上とともに、グローバル化に対応した外国語教育「イングリッシュプラン光」の実践に取り組みました。

● 「未来のパパママ応援事業」の実施

中学生がいのちの授業や乳幼児とのふれあい等を通して、赤ちゃんの可愛さや命の尊さを実感し、自身や他者への愛着の感情を深める「未来のパパママ応援事業」を実施しました。

● スクールライフ支援員³⁰による支援の拡大

不登校及び集団不適應にある児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を図り、家庭及び学校のニーズに応じた相談活動や学習活動を含む適応指導を適切に行うため、支援員を増員するなど、支援の拡大に取り組みました。

● 不登校の未然防止と早期対応の取組

不登校の兆候が見えた初期段階において、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣し、学校・家庭・関係機関との連携を図るとともに、学校に捉われることなく、学校外で学びや関わりの場

を提供する取組である「あそび場ひかり」を実践するなど、不登校児童生徒の将来的な社会的自立に向けた取組を実施しました。

● 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育⁴⁴の推進

特別な配慮を要する児童生徒への学習指導や生活指導の補助をはじめ、個別指導を行う支援員「光っ子サポーター⁵⁶」を各校に配置するなど、児童生徒一人ひとりへきめ細かな支援を行いました。

● 連携・協働教育の充実と進化

15歳は地域の担い手を合言葉に、学校・家庭・地域が「目指す子ども像」を共有しながら、学校運営協議会⁸を中心に、全ての小・中学校でコミュニティ・スクール²⁰を推進するなど、社会総掛かりによる教育の実践に取り組みました。

● 「伊藤公カップ英語スピーチコンテスト²」の実施

伊藤公が多く功績を残すことができた要因の一つである英語の必要性や英語による表現の重要性を継承し、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図るため、「伊藤公カップ英語スピーチコンテスト」を開催しました。令和元年度には、10回開催を記念して「日の丸演説の部」を創設しました。

● 多文化共生社会に向けた「日本語学習支援事業」の実施

日本語指導が必要な外国人児童に対して、学校での生活や学習に適応できるよう日本語の初期指導を行うとともに、日本人と外国人の子どもが共に学ぶ環境を創出し、多文化共生社会に向けた人材育成を図る「日本語学習支援事業」を開始しました。

● 「光市民学⁵²」の開発と活用

ふるさとを愛する心の育成とともに、本市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成に向けた「光市民学」の開発と活用を進めました。

【主な指標】

公立保育所の耐震化率					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
83.3%	100.0%	平成 30 年度に耐震化 100%を達成。			100.0%
保育所等における待機児童数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
小学校 79.7%	小学校 87.0%	小学校 85.5%	未実施 ※1	小学校 77.1%	小学校 90.0%
中学校 82.6%	中学校 86.1%	中学校 82.6%		中学校 83.9%	中学校 90.0%
将来に夢や目標を持っている子どもの割合					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
小学校 89.2%	小学校 87.0%	小学校 87.8%	未実施 ※1	小学校 78.5%	小学校 90.0%
中学校 75.5%	中学校 77.2%	中学校 77.5%		中学校 67.2%	中学校 90.0%
全国学力・学習状況調査平均正答率					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
小学校【市】	【市】	【市】	未実施 ※1	【市】	全国平均を上回る
【全国】	【全国】	【全国】		【全国】	
国語A 78%	国語A 72%	国語 70%		国語 65%	
74.8%	70.7%	63.8%		64.7%	
国語B 60%	国語B 57%				
57.5%	54.7%				
算数A 81%	算数A 65%	算数 67%		算数 71%	
78.6%	63.5%	66.6%		70.2%	
算数B 48%	算数B 53%				
45.9%	51.5%				
全国学力・学習状況調査平均正答率					
中学校【市】	【市】	【市】	未実施 ※1	【市】	全国平均を上回る
【全国】	【全国】	【全国】		【全国】	
国語A 80%	国語A 78%	国語 73%		国語 66%	
77.4%	76.1%	72.8%		64.6%	
国語B 77%	国語B 64%				
72.2%	61.2%				
数学A 69%	数学A 70%	数学 62%		数学 62%	
64.6%	66.1%	59.8%		57.2%	
数学B 52%	数学B 48%				
48.1%	46.9%				

※1 新型コロナウイルス感染症の影響によりR2は未実施

全国体力・運動能力、習慣等調査における体力合計点の平均値					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
小学5年生 【市】 【全国】 男子 52.5 点 54.2 点 女子 53.2 点 55.7 点	【市】 【全国】 男子 53.3 点 54.2 点 女子 54.6 点 55.9 点	【市】 【全国】 男子 53.7 点 53.6 点 女子 56.6 点 55.6 点	未実施 ※1	【市】 【全国】 男子 51.4 点 52.5 点 女子 54.4 点 54.6 点	小学5年生 男子 54.0 点 女子 57.0 点
中学2年生 【市】 【全国】 男子 42.3 点 42.0 点 女子 51.9 点 49.8 点	【市】 【全国】 男子 40.9 点 42.3 点 女子 51.5 点 50.6 点	【市】 【全国】 男子 41.8 点 41.7 点 女子 53.4 点 50.2 点		【市】 【全国】 男子 41.5 点 41.1 点 女子 50.0 点 48.6 点	中学2年生 男子 43.0 点 女子 52.0 点
不登校児童生徒の割合					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
0.98%	1.24%	1.68%	2.09%		0.60%
調査研究テーマの数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
3 テーマ	3 テーマ	3 テーマ	3 テーマ		3 テーマ以上
各種教育広報紙、研究紀要等の発行回数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
6 回	6 回	6 回	0 回 ※2	4 回	6 回
教育フォーラムへの参加人数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
750 人	700 人	700 人	中止 ※3	中止 ※3 DVDを作成	800 人以上

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により R 2 は未実施

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により R 2 ～R 3 で研究紀要を発行

※3 新型コロナウイルス感染症の影響により R 2 は中止、R 3 は中止の代替としてDVDを作成

基本目標2 絆を育む つながりをととした家庭教育支援の推進

基本施策・具体的施策・主な取組	
2-1 地域ぐるみの子育て支援の充実	
1 子育て意識の醸成	
1 おっぱい都市基本構想の推進	
2 おっぱいまつりの開催やおっぱい冊子等による子育て意識の醸成	
2 子育て支援体制の充実	
1 光市子ども・子育て支援事業計画に基づく総合的な子育て支援の推進（再掲）	
2 子ども・子育て総合相談体制の充実	
3 子育てに関する情報提供の充実	
4 地域における子育て見守りネットワークの構築	
5 ファミリー・サポート・センター ⁵⁷ 事業の実施	
3 子育て・子育て環境の質の向上	
1 放課後児童クラブ（サンホーム） ⁶⁰ の管理・運営	
2 放課後子ども教室 ⁵⁹ の充実	
3 子育てサークル等の育成と支援	
4 乳幼児医療費・子ども医療費助成制度の充実	
5 ひとり親家庭への支援	
4 食育 ⁵⁹ 子育ての推進	
1 食育子育て支援事業の実施	
2-2 組織的な家庭教育支援の充実	
1 家庭教育支援等の推進	
1 家庭教育に関する意識啓発及び情報提供	
2 子育て講座の実施	
3 各種体験活動、交流活動の機会の充実	
2 学校・家庭・地域の連携による家庭教育支援	
1 地域人材の育成	
2 地域人材を活用した家庭教育支援チーム ¹⁴ の形成と運営	

【主な成果】

● 子ども・子育て総合相談体制の充実

子育て期の多様なニーズに対応するため、「子ども相談センターきゅっと¹⁹」を中心に、積極的に教育や母子保健部局等の関係機関と連携し、問題の解決につながるようなネットワークの強化に努めました。

● 乳幼児・子ども医療費助成制度の充実

本市の独自施策として、高等学校修了前の児童生徒を対象とした入院医療費の助成をはじめ、小学校1年生から中学校3年生までの通院医療費（歯科・調剤含む）を助成する「子ども医療費助成制度」を実施しました。また、乳幼児・子ども医療費助成制度において中学校3年生まで所得制限を撤廃するなど、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備しました。

● 放課後児童クラブ（サンホーム）⁶⁰の管理・運営

保護者が昼間、就労等により家庭にいない児童を保育するサンホームの運営について、小学生の全児童を対象に、保育時間を平日19時まで延長するなど、きめ細かな保育に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症対策における小学校の臨時休業期間中は、国の要請に基づき、サンホームの開所時間を延長して児童の受入れを行うとともに、高機能換気設備の導入やカーテンやテーブルなどの家具類を抗ウイルス仕様に変更するなど、感染拡大防止対策を徹底し、安全・安心な保育に努めました。

● 学校・家庭・地域の連携による家庭教育支援

全ての保護者が、安心して家庭教育を行えるように支援するため、中学校区毎に家庭教育支援チーム¹⁴を設置し、子育て講座や子育てサロン等を実施しました。

【主な指標】

子育てに関する講座・イベント等への参加者数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
12,663人	10,943人	10,170人	4,333人		12,000人
地域の子育て支援拠点年間利用者数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
15,870人	16,475人	12,800人	8,160人		14,500人
ひかり子育て見守りネットワーク ⁴⁷ 市民サポーター数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
282人	286人	286人	286人		400人
放課後児童クラブ（サンホーム）における待機児童数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
0人	0人	0人	0人	0人	0人
放課後子ども教室 ⁵⁹ 実施回数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
131回	146回	140回	74回		130回

子育て講座の実施回数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
11回	12回	12回	11回		13回以上
家庭教育支援チーム ¹⁴ の設置					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
0チーム	3チーム	4チーム	5チーム		5チーム

基本目標3 ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本施策・具体的施策・主な取組	
3-1 人権尊重の意識を高める人権教育の積極的な推進	
1 学校における人権教育の推進	
1 組織的、計画的な推進体制の確立	
2 人権尊重の視点に立った指導の充実	
3 研修機会の充実等	
2 地域社会における人権教育の推進	
1 支援・推進体制の整備・充実	
2 指導者の育成と資質の向上	
3 学習機会の充実と交流活動の支援	
4 人権教育・啓発等の充実	
5 教育集会所の適正な管理	
3-2 学校・家庭・地域のつながりを基盤とした社会教育の推進	
1 社会教育活動の支援	
1 社会教育関係団体の育成・支援	
2 光市民憲章の普及・啓発	
1 会議等における光市民憲章の唱和	
2 光市民憲章実践指定校の活動支援	

基本施策・具体的施策・主な取組	
3 青少年健全育成の推進	
1 放課後児童クラブ（サンホーム） ⁶⁰ の管理・運営（再掲）	
2 放課後子ども教室 ⁶⁰ の充実（再掲）	
3 地域健全育成活動の推進	
4 家庭・地域における対話の促進	
5 青少年活動の促進	
6 地域学校協働活動の推進（再掲）	
7 相談体制の整備	
4 青少年関連施設の管理・運営	
1 周防の森ロッジの管理・運営	
2 各種体験学習の実施	
3-3 芸術・文化活動の振興と地域文化の保存・活用・継承	
1 芸術・文化活動の振興と活性化	
1 芸術・文化活動に関する情報の提供	
2 地域における芸術・文化活動及び団体等への支援	
3 芸術・文化にふれる機会の充実	
4 芸術・文化活動と関連施策との連携	
2 地域文化の保存・活用・継承	
1 文化財・歴史的資源の保存・継承	
2 伝統芸能や祭りの保存・活用・継承	
3 伝統芸能の後継者の育成	
3 伊藤博文公の遺徳継承と資料館の利用促進	
1 伊藤博文公遺徳継承事業	
2 資料館における常設展示の充実	
3 資料館利用の促進及び連携・強化	
4 文化施設の利用促進と環境整備	
1 歴史・文化施設等の整備・充実	

【主な成果】

● 学校・地域における人権教育の推進

学校における人権教育研究会や「ハートフルDAY in 光」などの地域社会における人権教育指導者研究会の開催などにより、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・人権啓発を推進しました。

● 青少年健全育成の推進

学校・家庭・地域の連携による青少年の健全育成に向けた機運の醸成に努めるとともに、中学生リーダー養成講座をはじめとする青少年ボランティア育成事業など様々な奉仕・体験活動を通じた青少年活動の推進や、電話・面接による教育相談などによる相談体制の充実に努めました。

● 芸術・文化にふれる機会の充実・継承

市内在住の重要無形文化財²⁴ 保持者（人間国宝）の山本晃氏による特別授業を市内中学校で開催するなど、多様な文化財や歴史的資源を次世代へ継承するとともに、ふるさとへの誇りや愛着を持てる機運の醸成に努めました。

● 伊藤博文公遺徳継承事業の実施

明治維新 150 年に向けた機運を醸成するため、近代国家の礎を築いた初代内閣総理大臣伊藤博文公の生涯や業績を全4編の連続ドラマとして描いた「伊藤ドラマ」を開催するとともに、紅葉最盛期に伊藤公資料館周辺のもみじやイチョウを「光」で演出するライトアップを行いました。また、伊藤公資料館のシアターホール映像をリニューアルしました。

【主な指標】

人権教育・啓発事業参加者数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
2,650 人	2,850 人	2,950 人	2,090 人		2,800 人
青少年健全育成に関する活動に参加している人の割合					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
50.1%	52.9%	48.9%	47.3%	49.8%	60.0%
中学生リーダー・ジュニアリーダーの講座への参加率					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
28.1%	35.7%	36.2%	50.9%		35.0%
クリーン光大作戦への参加児童生徒の割合					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
58.4%	中止（豪雨）	59.9%	0%		66.0%
周防の森ロッジの利用者数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
12,873 人	9,272 人	9,715 人	3,548 人		15,000 人

文化財の保存活用に携わる市民ボランティア人数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
354 人	300 人	270 人	250 人		380 人
地域の行事やお祭りに積極的に参加している人の割合					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
34.7%	35.7%	33.1%	36.6%	34.7%	44.0%
歴史・文化施設の年間利用者数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
90,095 人	79,471 人	85,281 人	25,877 人		105,000 人

基本目標4 生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本施策・具体的施策・主な取組	
4-1 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会 ²⁷ の推進	
1 生涯学習の推進	
1 第2次光市生涯学習推進プランの推進	
2 自主的・自発的な生涯学習活動の支援	
2 学習機会の提供と充実	
1 生涯学習センターを拠点とした魅力ある学習機会の提供	
2 生涯学習講座の充実及び情報提供	
3 学習成果の地域づくりへの活用	
1 生涯学習サポートバンク ²⁸ の充実	
2 ふるさと学習の展開	
4-2 市民の身近にある学びと憩いの拠点を目指した図書館機能の充実	
1 市民参画による図書館の運営	
1 ボランティアとの協働	
2 図書館協議会の開催	
3 図書館整備のあり方の検討	
2 図書館サービスの充実	
1 図書資料の充実	
2 利用者サービスの充実	
3 図書館職員の資質の向上	

基本施策・具体的施策・主な取組	
3	子どもの読書活動の推進
1	第3次光市子どもの読書活動推進計画の推進
4	自然豊かで親しみのある環境の整備
1	図書館周辺環境の整備
4-3 生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しめる環境の充実	
1	スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実
1	光市スポーツ推進基本計画 ⁵¹ の推進
2	生涯スポーツの推進
1	ライフステージ ⁵² に応じたスポーツやレクリエーション活動の普及と推進
2	地域スポーツ活動の支援、推進
3	総合型地域スポーツクラブ ³³ の育成、支援
4	各種スポーツイベント等の開催
3	競技スポーツの推進
1	競技力向上に向けた支援
2	指導者の育成と活用
3	競技スポーツ選手の育成
4	スポーツ振興組織の充実と強化
1	スポーツ関係団体の支援、育成
2	各種組織の充実と加盟団体の育成、強化
5	体育施設の活用と充実
1	施設管理の充実
2	学校体育施設の開放
4-4 子どもたちの健やかな心と体を育む学校給食の充実	
1	安全・安心な学校給食の提供
1	衛生管理の徹底
2	異物混入や食中毒等の事故防止
3	学校給食危機管理マニュアルに基づく対応
4	アレルギー除去食の提供
2	栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供
1	栄養バランス・多様性に配慮した学校給食の提供

基本施策・具体的施策・主な取組		
	3	食育 ²⁹ の推進
		1 学校給食における地産地消 ⁴² の推進（再掲）
		2 食育指導の充実
	4	長期的な安定運営
		1 効果的・効率的な施設運営

【主な成果】

● 学ぶ・活かす・つながる生涯学習社会²⁷の推進

第2次光市生涯学習推進プランに基づき、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれでも、自主的、自発的に学ぶことのできる学習機会の提供に努めました。また、生涯学習センターでは、市民ニーズと必要課題を踏まえ、おおむね60歳以上を対象に「ひかり高年者生きがいセミナー」やふるさと学習の推進の一環として「光市史セミナー」を開催するなど、様々な学習機会の充実に努めました。

● 図書館サービスの充実

幼い時から本に親しみ読書の楽しさを親子に伝えるとともに、読書を通じて親子のふれあいを深め、子どもの健全な成長を図るため、平成31年4月より、乳児（生後2か月）に絵本を配布する「ブックスタート事業」を開始しました。

また平成31年4月より、新たに整備された大和コミュニティセンター内に大和分館を開館したほか、令和3年1月より、電子書籍を活用した電子図書館サービスを導入するなど、図書館サービスの充実に努めました。

● スポーツに親しみ、楽しめる環境の充実

本市を象徴する白砂青松の虹ヶ浜海岸の風光明媚な自然を活用したランニングイベントとして、「ビーチランHikari」を実施しました。また、多くの市民が気軽にスポーツに親しめる環境を提供できるよう、指定管理者制度も活用し、施設の適切な管理・運営に努めました。

● 学校給食の充実

安全・安心で栄養バランスや多様性に配慮した学校給食の提供を行うとともに、学校訪問や地場産食材の使用などにより、食育の推進を図りました。また、学校給食の献立写真をホームページやSNS⁷¹で紹介するなど情報発信を行いました。

【主な指標】

「生涯学習の充実」に関する満足度					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
24.4%	22.4%	21.8%	21.3%	24.2%	32.0%
生涯学習サポートバンク ²⁶ 登録者数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
個人 61 人 団体 84 団体	個人 60 人 団体 73 団体	個人 57 人 団体 62 団体	個人 51 人 団体 56 団体		個人 70 人 団体 90 団体
図書館入館者数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
93,695 人	89,453 人	82,410 人	61,143 人		95,000 人
市民1人あたりの貸出点数（貸出点数/人口）					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
5.4 点	5.1 点	4.9 点	4.34 点		5.4 点
児童書貸出冊数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
90,255 冊	83,498 冊	77,181 冊	70,570 冊		91,000 冊
週1回以上運動・スポーツをする人の割合					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
48.3%	49.0%	51.1%	48.5%	48.6%	60.0%以上
体育施設利用状況					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
596,300 人	545,233 人	486,038 人	305,349 人		600,000 人
給食停止日数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
0 日	0 日	0 日	0 日		0 日
学校給食で提供した主菜、副菜等の料理数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
385 品	391 品	358 品	353 品		390 品
光市産食材の使用率					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
22.8%	25.0%	25.0%	17.4%		30.0%

基本目標5 安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

基本施策・具体的施策・主な取組	
5-1 安全・安心な教育環境の整備・充実	
1 安全・安心な学校施設等の整備	
1 施設の安全性・快適性の確保	
2 児童生徒の安全・安心の確保	
1 通学路の安全点検等の実施	
2 継続的な安全教育や指導の展開	
5-2 学習に集中できる質の高い教育環境の整備・充実	
1 将来に向けた教育環境の整備	
1 光市立学校の将来の在り方の総合的な検討	
2 快適な教育環境の整備・充実	
1 学校管理備品等の充実	
2 学校教育振興備品等の充実	
3 ICT ⁶⁸ を活用した教育環境の整備・充実	
3 就学の支援	
1 就学援助・特別支援教育就学奨励事業の実施	
2 奨学金等による就学支援の実施（再掲）	

【主な成果】

● 光市学校施設長寿命化計画の策定

学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保し、教育環境の向上を図るため、令和3年3月に光市学校施設長寿命化計画を策定しました。

● 学校施設の安全性・快適性の確保

快適に学べる教育環境の整備・充実を図るため、市立小・中学校の全ての普通教室に空調設備を整備するとともに、学校施設の安全性や快適性を確保するため、トイレの洋式化を中心とした改修工事を加速化して実施しました。また、水銀灯を使用している体育館について、省エネで明るく使いやすい施設とし、さらに、避難所としての機能向上のため、調光機能付きのLED照明を整備しました。

● ICTを活用した教育環境の整備・充実

将来にわたる安定的な学びを確保するため、国の「GIGAスクール構想⁶⁶」に呼応し、児童生徒1人に1台のタブレット³⁸端末を整備するなど、個別最適化された学びの実現を図りました。また、分散授業等にも活用できる大型テレビを全ての普通教室に整備し、遠隔学習を行うための配信機器を各

小・中学校に整備するなど、新型コロナウイルス感染症対策と合わせて教育のICT⁶⁸化に努めました。

【主な指標】

市立小・中学校施設の洋式トイレの設置率					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
光市 10.0%	光市 25.5%	光市 28.1%	光市 42.2% ※1		45%以上
全国平均 43.3%	—	—	全国平均 57.0%		
山口県平均	—	—	山口県平均		
26.7%			37.1%		
通学路の安全点検の実施回数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
学校図書館図書標準 ¹⁰ 達成度（小・中学校合計）					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
107.8%	114.0%	119.8%	122.5%		100%以上
奨学生認定人数					
策定時	H30	R1	R2	R3	目標値
28 人	16 人	7 人	4 人	2 人	30 人

※1 光市は教職員用を含む。

- 1 第2次光市教育大綱³⁴
- 2 光市教育振興基本計画策定懇話会⁴⁹設置要綱・委員名簿
- 3 第2次光市教育振興基本計画策定経過
- 4 用語解説

1 第2次光市教育大綱

第 2 次 光 市 教 育 大 綱

令和4年 月
光 市

は じ め に

市長あいさつを掲載します。

目 次

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 光市が進める教育について

1 本市の教育をめぐる状況	3
2 教育理念	3
3 教育目標	4
4 施策の柱	5
5 「教育ブランドひかり」その先へ	6
6 概要図	7

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景

平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方公共団体の長(以下「市長」という。)は、教育基本法に基づき策定された国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整した上で定めるものとされました。

光市においては、平成29年3月に5年間を対象とした「光市教育大綱」を策定し、本市の目指すべき教育の実現に向けてこれまで取り組んできたところです。

この度、その計画期間が満了を迎えることから、教育を取り巻く社会の動向等を鑑み、次世代の教育の創造を展望した本市教育の振興に関する施策の根本となる「第2次光市教育大綱」(以下「大綱」という。)を策定しました。

今後も引き続き、市長と教育委員会が、緊密に連携しながら一丸となって、本市の教育行政を総合的に推進してまいります。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○ 教育基本法(抜粋)

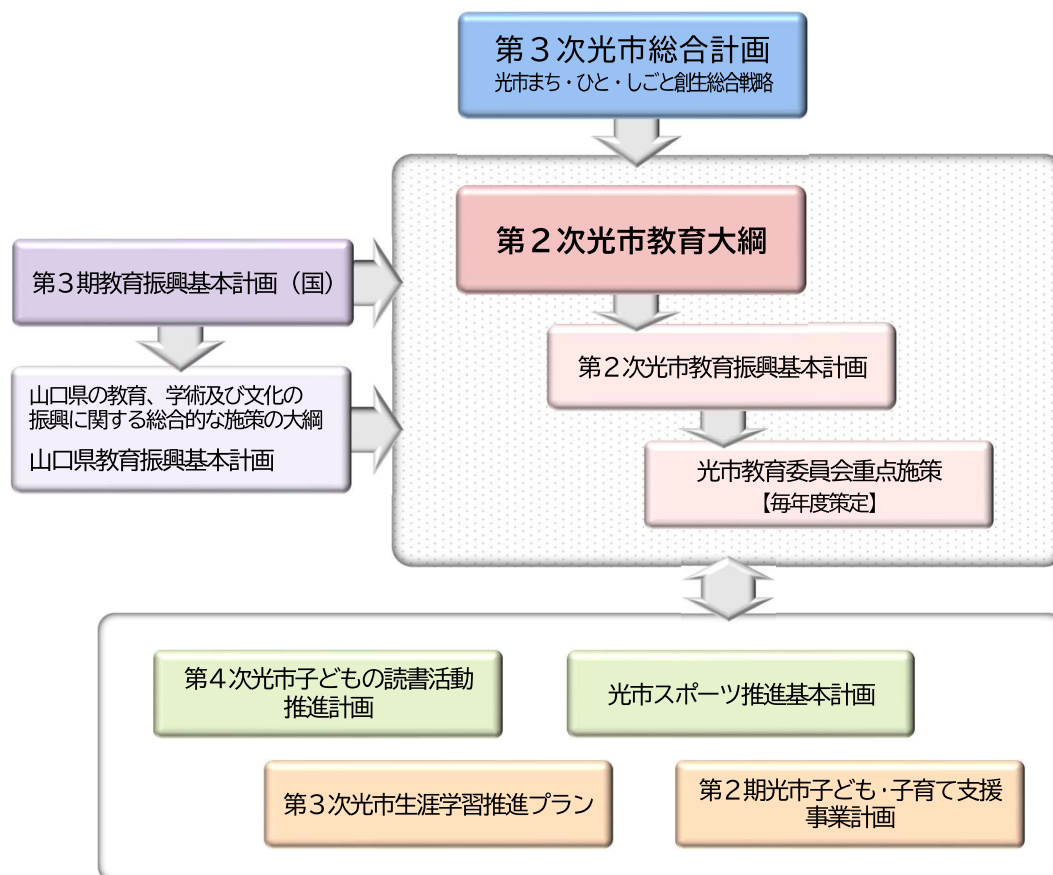
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 位置付け

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。国の第3期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、県の教育振興基本計画を参考にしつつ、本市の最上位計画である第3次光市総合計画のもとに、本市教育の根幹となる基本理念や教育目標、施策の柱等、進むべき施策の方向性を示します。



3 計画期間

この大綱が対象とする期間は、第3次光市総合計画の計画期間に合わせて、令和4年度を始期、令和8年度を終期とする5年間とします。ただし、国、県及び市の計画変更並びに社会情勢の動向等を踏まえ、光市総合教育会議による協議・調整を通して、必要に応じて見直しを行うことがあります。

第2章 光市が進める教育について

1 本市の教育をめぐる状況

近年、人口減少・少子高齢化の急速な進行、人工知能(AI)をはじめとする技術革新やグローバル化の加速度的な進展、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、社会の変化が激しく先行き不透明な「予測困難な時代」を迎えています。

また、長寿化に伴う人生100年時代の到来や超スマート社会(Society5.0)[※]の実現に向け、未来を担う子どもたちが、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育への期待とその重要性が一層高まっています。

本市では、学校と家庭、地域が一体となって進めるコミュニティ・スクール（横の連携）を基盤とした小中一貫教育を要として、子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ、幼保、小・中、高等学校の連携・協働教育（縦の連携）を推進し、「横の連携」と「縦の連携」の同時進行による「連携と協働」を基盤とした社会総掛かりによる教育を展開しています。

この中で、子どもたちの学力の状況は、小・中学校ともに全国平均を上回るなどの改善傾向が見られるとともに、意識・生活面においては、自己肯定感や将来の夢、また地域行事への参加や地域貢献・発展等に関する肯定的な回答割合が、全国平均に比べて総じて高い傾向にあります。これらの結果は、これまで本市がコミュニティ・スクールの仕組みを通して、「連携と協働」を大切にしていた教育を進めてきた成果と考えられます。

こうしたことから、この「連携と協働」を重視する教育振興の理念は、本市における教育施策推進の基本となるものであり、引き続き、今後5年間、本市教育理念のキーワードとして掲げ進めていきます。

2 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

これまでの取組の成果を発展・移行させ、更なる「連携と協働」の視点に立つ社会総掛かりによる人づくりの実現を目指し、教育理念「連携と協働で育む 光の教育」を継承し、社会情勢の変化に主体的に対応していく新しい時代を見据えた教育の振興を図ります。

[※] 超スマート社会（Society5.0）：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな経済社会であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実世界）を高度に融合させ、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会をいう。

3 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

本市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、ふるさとをこよなく愛し夢や希望にあふれ、その実現に向けて一人ひとりがひかり輝き心豊かにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育理念とともに教育目標「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」を受け継ぎ、総合的に教育施策を推進します。

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、次の3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

「光っ子」のすがた

◆ 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人々と協働しながら社会に貢献する人

変化が激しく予測困難な未来社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの調和と豊かな創造性を備えた「生きる力」を身に付け、多様な人々とつながり相互に尊重し合い、協働しながら社会の一員としての自覚を高め、社会の形成に主体的に参画する人

◆ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

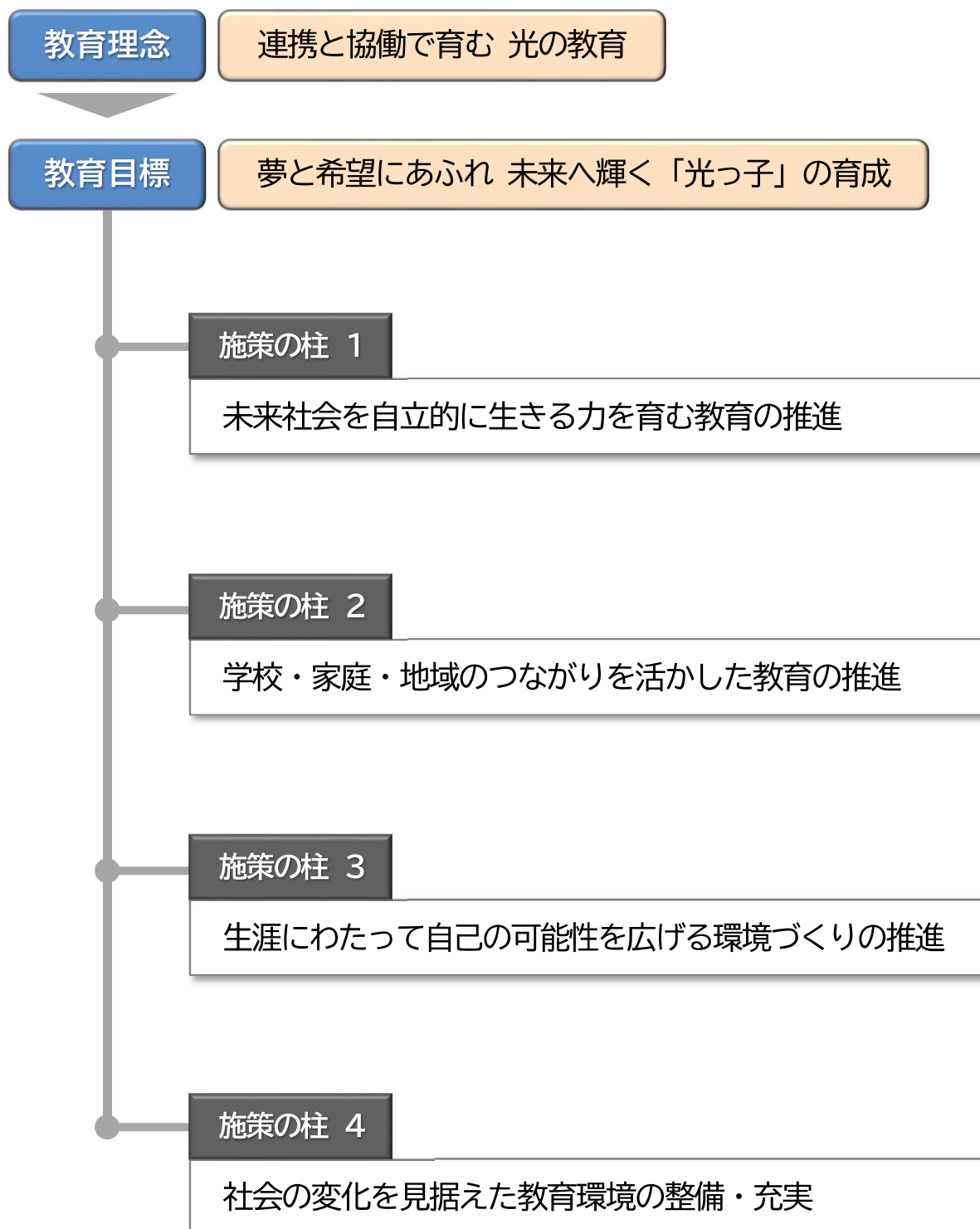
ふるさとの自然や伝統文化、人々との関わりを通して郷土を愛し、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって志を抱き、果敢に新しいことに挑戦する人

◆ 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、芸術やスポーツに親しみながら生き生きと暮らす人

生涯を通じて楽しく学び、多彩な活動を通して自らを高めるとともに、心身ともに健康で学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら人々をつなぎ、自らの可能性を発揮しつつ生き生きと暮らす人

4 施策の柱

教育理念及び教育目標を踏まえ、本市の教育行政を推進するにあたり、次の4つの柱を掲げ、その実現を図ります。



5 「教育ブランドひかり」その先へ

教育目標の実現に向けて諸施策を進めるにあたり、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として重点的に取り組む教育戦略「教育ブランドひかり」を継承・発展させ、次の5つの取組を通して、光市ならではの教育を創出します。

■ 「いつでも・どこでも・だれとでも」学べるICT※を活用した学習活動の充実

社会の情報化が急速に進展する中で、「いつでも・どこでも・だれとでも」学べるICTを効果的に活用した学習活動を通して、情報活用能力の育成を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、子どもたちの可能性を最大限に引き出す新たな学びを構築します。

※ICT：Information and Communication Technology の略 コンピュータやインターネット等の情報通信技術

■ グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実

小学校1年から中学校3年までの9年間の学びの連続性を活かした、本市の英語教育「イングリッシュプラン光」を通して、コミュニケーション活動や国際交流体験活動の充実を図り、子どもたちが英語を楽しく積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

■ ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学」の展開

「光」を探究する学び「光市民学」を通して、ふるさとを愛する心を育み、その素晴らしさを発信し光市の未来を切り拓いていく子どもを育成するとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、子どもたちとともに大人も楽しく学び自己を高める市民学へ発展させます。

■ 幼児期から18歳までを見通した「次世代型コミュニティ・スクール」の進化

学校と家庭、地域が9年間を見通した教育目標や目指す子ども像を共有しながら子どもたちを育む、本市独自の「次世代型コミュニティ・スクール」を要として、幼児期から18歳までを見通した、幼保、小・中、高等学校の「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働教育を推進します。

■ 小中一貫教育の「学び」と「育ち」を支える新たな学校づくりへのアプローチ

「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想」に基づき、学校や地域の実情に応じて、段階的に小・中学校の施設が同一敷地内で接続または一つに合体した、施設一体型による小中一貫教育の具現化に着手し、小中一貫教育の更なる効果を生む学校づくりを推進します。

6 概要図

光市の教育

教育理念「連携と協働で育む 光の教育」

教育目標「夢と希望にあふれ 未来へ輝く『光っ子』の育成」

「光っ子」のすがた

- ◆ 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人々と協働しながら社会に貢献する人
- ◆ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人
- ◆ 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、芸術やスポーツに親しみながら生き生きと暮らす人

施策の柱 1

未来社会を自立的に生きる力を育む教育の推進

施策の柱 2

学校・家庭・地域のつながりを活かした教育の推進

施策の柱 3

生涯にわたって自己の可能性を広げる環境づくりの推進

施策の柱 4

社会の変化を見据えた教育環境の整備・充実

「教育ブランドひかり」その先へ

- 「いつでも・どこでも・だれとでも」学べるICTを活用した学習活動の充実
- グローバル化に対応する英語教育「イングリッシュプラン光」の充実
- ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学」の展開
- 幼児期から18歳までを見通した「次世代型コミュニティ・スクール」の進化
- 小中一貫教育の「学び」と「育ち」を支える新たな学校づくりへのアプローチ

★「教育ブランドひかり」は、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として重点的に取り組む、光市ならではの教育を創出するキーワードです。

2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿

令和3年4月5日

光市教育委員会告示第3号

光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、広く市民等の意見を反映させるため、光市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する有識者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校運営協議会の委員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 教育関係団体等の関係者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、基本計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選により、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月5日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。

光市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿 (敬称略)		
区 分	氏 名	役職等
教育に関する有識者	村 上 博	光市教育開発研究所 主任研究員
学校教育関係者	温 品 賢 二	光市立光井小学校 校長
学校教育関係者	河 本 政 之	光市立大和中学校 校長
学校教育関係者	岡 田 留美子	聖光幼稚園 園長
学校運営協議会の委員	仲 子 貴美子	室積小学校 学校運営協議会 代表
学校運営協議会の委員	岡 崎 英 子	浅江中学校 学校運営協議会 代表
社会教育関係者	藤 本 晋 治	光市小中学校PTA連合会 副会長
社会教育関係者	南 秀 男	光文化協会 会長
教育関係団体等の代表者	西 山 満 雄	光市スポーツ推進委員協議会 会長
教育関係団体等の代表者	田 村 定 子	光市食生活改善推進協議会 副会長
公募により選出された者	河 内 由美子	
公募により選出された者	三 崎 芳 江	

3 第2次光市教育振興基本計画策定経過

会議等の名称	開催日	内 容
第1回策定懇話会	令和3年7月8日	委嘱状の交付、会長及び副会長の選出 第2次光市教育振興基本計画（骨子案）について
第2回策定懇話会	令和3年10月14日	第2次光市教育振興基本計画（骨子案）について
パブリックコメント の実施	令和3年12月20日 ～ 令和4年1月19日	第2次光市教育振興基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施について

4 用語解説

【あ行】			
NO.	用 語	解 説	該当ページ
1	生きる力	自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力などの知・徳・体のバランスのとれた力のこと。	17、23、71 72
2	伊藤公カップ 英語スピーチコンテスト	伊藤公が多くの功績を残すことができた要因の一つである、英語の表現活動の重要性を、次世代を担う子どもたちに継承し、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に開催している中学生を対象とした英語スピーチコンテスト。	19、36、52 73、75
3	イングリッシュプラン光	小・中学校の期間全体を見通したカリキュラムにより、グローバル化の進展に対応できるコミュニケーション能力の育成を図る英語教育。	8、19、27 36、64、72 73、74
4	インクルーシブ教育	障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。	35
5	大型提示装置	相手校の様子を共有したり、両校の児童生徒の意見や考え、デジタル教材などを提示したりするための、大型ディスプレイやプロジェクタのこと。	18、60、63
6	おっぱい育児	すべての人が子どもを胸に抱く、見守る、語りかける、声に耳を傾けるといった愛情豊かなふれあいの子育てを行うこと。	39
7	おっぱい都市宣言	おっぱい（胸）でしっかりと子どもを抱きしめ愛しむふれあいの子育ての推進により、心豊かでたくましい若者を育てていこうという宣言。平成7年3月24日に、光市議会において「おっぱい都市宣言」が決議された。（平成16年10月4日に光市と大和町が合併し、おっぱい都市宣言は失効したが、光市議会において平成17年6月30日に改めて決議。）	23、37、39 40、72、74
【か行】			
8	学校運営協議会	学校・保護者・地域住民が、学校運営に関する協議を行うために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって設置が定められている組織。	5、20、38 75
9	学校・地域連携カリキュラム	「社会に開かれた教育課程の視点をもとに、学校と地域が連携・協働する教育活動を体系的に示したもの。	15、38
10	学校図書館図書標準	公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。	64、88
11	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の学校教育法等に基づき定められた基準のこと。	18、23、63

【か行】			
NO.	用 語	解 説	該当ページ
12	家庭教育サロン	保護者が集り、情報交換や相談できる場を提供することで、保護者間の交流の促進を支援するもの。	9
13	家庭教育支援チーム	身近な地域で、様々な取組みや講座などの学習機会を提供したり、親子で参加する行事を実施したり、子育てや家庭教育に関する相談対応や地域の情報などの提供を行うチームのこと。	9、37、41 78、79、80
14	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。個人が社会の中で果たす役割や生き方を展望し、実践する過程を支援するもの。	23、29、72
15	教育ブランドひかり	光市教育大綱に示す、特に子どもたちの教育に焦点を当てて重点的に取り組む5つの教育戦略の総称。	18、71
16	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。	35
17	クラスルームイングリッシュ	外国語活動や外国語科の授業において、児童生徒や教員が日常的に使用する英語表現のこと。	8
18	子ども相談センターきゅっと	子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談対応や継続的なソーシャルワークによる助言・支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」として、(妊娠期からの)切れ目のない支援を行う。また、要保護児童対策地域協議会との調整機関も担い、関係機関と連携し、児童虐待防止対策を実施する。	37、39、40 78
19	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。	5、6、15 17、19、24 25、37、38 45、60、75
20	コミュニティセンター	地域社会における自主的な活動や交流の場を提供することにより、住民相互の連帯感の醸成を図り、住みよい地域づくりを推進するための施設。	5、44、58 60
【さ行】			
21	資質・能力の3つの柱	1 「知識及び技能」が習得されるようにすること。 2 「思考力、判断力、表現力等」を育成すること。 3 「学びに向かう力、人間性等」を涵養すること。	18
22	次世代型コミュニティ・スクール	中学校区を単位として幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「縦の連携」と、学校が核となり学校・家庭・地域が一体となった「横の連携」を両輪として、社会総掛かりで子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働を重視した学校づくりのシステム。	20、37、38 73

【さ行】			
NO.	用 語	解 説	該当ページ
23	重要無形文化財	文化財保護法に基づき、文部科学大臣によって指定された無形文化財。同法では、無形文化財を「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」としている。	51、53、82
24	循環型学習社会	個人が学習することにより得た様々な知識や経験が、社会資源として循環することにより、社会全体が発展していくこと。	48
25	生涯学習サポートバンク	自発的な学習を行おうとする市民に適切な登録情報を提供することを目的として、生涯学習の各分野における指導者、団体、サークル等を登録する制度。	48、49、83 86
26	生涯学習社会	人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会。	48、71、83 85
27	小中一貫教育	小学校と中学校を連続した一つの期間として捉え、9年間を通して一貫した教育を行う制度。	6、7、17 20、23、24 27、61、62
28	食育	「食」に関する知識や「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てること（その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事、食を通じたコミュニケーションやマナーの実践、自然の恵みへの感謝や伝統的食文化の理解を深めることも含む。）。	32、33、40 60、65、73 78、85
29	スクールライフ支援員	不登校や集団生活に適応が難しい児童生徒の社会的自立に向けた支援等を行う支援員。	30、35、72 74
30	スタートカリキュラム	児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラムを構成すること。	20、24
31	スモールトーク	いま話題になっていることなど日常的な話題についてのやりとりのこと。	8
32	総合型地域スポーツクラブ	種目、年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が、質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。	57、84
【た行】			
33	第2次光市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市が目指す教育の理念や取組方針等定めた教育の指針。※令和4年度～令和8年度（5年間）	目次 2、17、89
34	第2期光市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく法定計画であり、本市が展開する子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画。※令和2年度～令和6年度（5年間）	37

【た行】			
NO.	用 語	解 説	該当ページ
35	第3次光市生涯学習推進プラン	学びを通じて市民同士がつながることにより、まちや地域の活性化を図るため、「学ぶ・活かす・つながる」を基本方針として定め、生涯学習施策をより総合的、計画的に推進するための指針。※令和4年度～令和8年度（5年間）	48
36	第3次光市総合計画	私たちが目指すべき理想の光市の姿である「ゆたかな社会」を実現するため、「現在の時代」に為すべきまちづくりの基本的な考え方や取組みを示すまちづくりの羅針盤。※令和4年度～令和8年度（5年間）	2
37	第4次光市子どもの読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づき、子どもが自主的な読書活動を行える環境整備に取り組むための基本的な計画。※令和4年度～令和8年度（5年間）	55
38	タブレット	画面にタッチして感覚的に操作できる板状のコンピュータ端末、タッチ式デジタル機器のこと。	8、18、28 56、60、63 68、87
39	地域学校協働活動推進員	中学校区に配置され、学校間の連携や地域の支援者との連絡調整、活動の総合調整などを行う人。	20、38
40	地域コミュニティ	自治会・町内会のように、地縁でつながった地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤のこと。	42、48、51 57
41	チーム光	学校と学力向上推進リーダー・推進教員、教育委員会が一体となり、光市立全小・中学校で学力向上に向けた取組みを進める体制。	27、72
42	地産地消	地域生産地域消費の略語。地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費すること。	33、65、66 73、85
43	中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ	中学生や高校生を対象に、体験活動や社会参加活動を通して、仲間づくりを進め、地域のリーダーとして活躍できる人材を育てるために、光市青少年ボランティア育成事業として、昭和58年に設立された団体。	9、44
44	特別支援教育	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	35、73、75
【な行】			
45	ニュースポーツ	ボッチャやグラウンドゴルフなど、柔軟性のある競技規則と適度な運動量を備えて、特別なトレーニングをしなくても、老若男女のハンディキャップが少なく、簡易な用具で楽しめるスポーツ。	57
46	ネイティブ・スピーカー	その言語を母国語として話す人。（本計画では、英語を母国語として話す人。）	27

【は行】			
NO.	用 語	解 説	該当ページ
47	ひかり子育て見守りネットワーク	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育力の向上を目的に、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワーク。	79
48	光市教育開発研究所	光市教育の全体的振興及び教職員等の資質の向上を図り、教育課題解決のため、調査研究及び実践を行う研究機関。	8、18、19 27
49	光市教育振興基本計画策定懇話会	教育基本法第17条第2項の規定に基づき、光市教育振興基本計画の策定に向け、広く市民等の意見を聴取するため、光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱に基づき設置された機関。	目次 89
50	光市人権施策推進指針	「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組みを推進するための指針。※平成22年9月策定、平成29年3月改定	34、50
51	光市スポーツ推進基本計画	スポーツ基本法第10条の規定に基づき、本市のスポーツ活動を総合的に推進するための指針や方向性を示す基本的な計画。※平成26年度～令和5年度（10年間）	47、57、84
52	光市民学	ふるさとをこよなく愛し、また、本市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図るために実施する、光を探究する学び。	19、30、48 73、75
53	光市立学校の将来の在り方に係る基本構想	次代を担う子どもたちにとって真に望ましい学校づくりを目指す具体的な市立学校の将来について検討し、子どもたちにとって魅力のある学校、望ましい教育環境の提供に必要な基本的な方向性を示すための指針。※平成30年3月策定	20
54	光市立図書館運営方針	「市民の身近にある学びと憩いの拠点」を基本理念に、めざす図書館像として掲げた4つの運営方針（市民参画による「市民図書館」、市民の課題や疑問に答える「コンシェルジュ図書館」、子どもの読書活動を推進する「子どもの読書活動支援図書館」、自然豊かで親しみのある「スローライフ図書館」）をいう。	55
55	光っ子コーディネーター	市内の特別支援教育体制の充実を図るため、障害のある子どもの早期発見・早期支援、保護者や幼稚園・保育所への支援、教員等へ助言等を行う専門的な資質を有する職員。	35
56	光っ子サポーター	特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の支援を行う補助教員。	35、73、75
57	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立に向けた支援を図る事業。本市では総合福祉センター「あいぱーく光」内に設置。	25、26、78

【は行】			
NO.	用 語	解 説	該当ページ
58	文化財カルテ	市内の多様な文化財や歴史的資源を「歴史文化遺産」と捉え、適切な保存や現地見学等の活用を推進していくため、アクセスや管理状況等を現状写真とともに作成した記録カードのこと。	51
59	放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室やコミュニティセンター等を活用して、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む制度。	44、45、78 79、81
60	放課後児童クラブ (サンホーム)	就労などの事情により昼間に保護者が家庭にいない児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。	37、39、40 78、79、81
【や行】			
61	ヤングテレホンひかり	様々な悩みを抱える子どもや家庭に対する無料の相談電話。	30、45
【ら行】			
62	ライフステージ	人の一生を、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの段階。	47、57、84
63	レクリエーションスポーツ	ニュースポーツなど、一般的に勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを目的とした身体運動をいう。	57
【わ行】			
64	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	68
【英数字】			
65	English 4 Step	外国語活動や外国語科の授業を行う際の授業モデル。	19
66	G I G Aスクール構想	G I G Aとは、「Global and Innovation Gateway for All」の略。児童生徒1人に1台のコンピュータ及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、クラウド活用の推進、I C T機器の整備調達体制の構築等、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現するための文部科学省の取組。	28、60、63 87

【英数字】			
NO.	用 語	解 説	該当ページ
67	HEAT	「Hikari Educational Advanced Technology team」の略称。情報活用能力に視点を当てた本市独自の教育開発研究チームで「光市教育先端技術チーム」の別称。国が進めるGIGAスクール構想の加速化への対応やプログラミング教育の授業を通じた実践研究等を行う。	8、18、27 28
68	ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。「IT(Information Technology)」に代わる言葉として使われている。	8、18、23 25、26、27 28、63、64 67、68、69 87、88
69	LTE	「Long Term Evolution」の略称。無線を利用したスマートフォンや携帯電話用の通信規格のひとつで、現在の第3世代携帯通信規格（3G）をさらに高速化させたもの。	8、28
70	PDCA	事業を計画通りに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan（従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する）、Do（事業を実施する）、Check（事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する）、Action（事業の改革・改善を行う）、といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。	70
71	SNS	「Social Networking Service」の略称で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。	52、54、55 85

